

第2次 阿賀野市障がい者計画

一人ひとりが生き生きと安心して、
ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する

平成26年 3 月
阿 賀 野 市

はじめに

私たちのまち阿賀野市は平成16年4月1日に、新潟県北蒲原郡安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村を新設合併し市制を施行し様々な施策を展開しています。21世紀を迎え、阿賀野市総合計画（平成18年度～平成27年度）の基本構想の施策の大綱において、「一人ひとりが生き生きと安心して暮らせるまち」をめざし「ともに支え合い笑顔で暮らせるまちをつくる」を目的に、障がいを持つ人が、安心して生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実や施設整備を図ると共に、就労の場の確保や相談支援体制の整備を推進しています。

今後とも、市民を主体とした創造的な都市づくりを推進し、すべての市民が障がいのあるなしや性別、年齢、地域などに関わらず自立し、社会に参加し、ともに生き、自己実現のできる「人・まち・自然が輝く 幸福祉都市 阿賀野市」をめざし、さらなる施策の展開を図ってまいります。

このような社会を実現するために、障害者基本法の理念及び指針及び関連する計画等と整合性を持ち、新たなニーズに対応した施策を計画的に実行していくために、平成18年度に「阿賀野市障害者計画」を策定し、平成19年度から平成25年度（2年間延長）を計画期間と定め事業展開を進めてまいりました。そのような中、障害者基本法の改正、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改変及び施行、更なる少子高齢化の進行、家族や地域の間関係の変化等で、人々の価値観も多様化し、これまで以上に障がいのある人の社会参加と自立が求められるようになっていきます。そのような状況を踏まえ、新たな視点を加えて、現計画を見直し「第2次阿賀野市障がい者計画」を策定することといたしました。

本計画では、ノーマライゼーションの理念のもと「いつもの場所でふつうの暮らしを」をテーマとし、めざすべき方向を明らかにするとともに、精神障がい者や難病患者などの方も含め、保健と福祉の連携による強力な施策を推進しています。

最後に、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました「阿賀野市障害者自立支援協議会」の委員、アンケートにご協力いただきました障がいのある人、そのご家族、一般市民の方、ご意見をお寄せいただいた関係団体の方に深く感謝申し上げます。

平成26年3月

阿賀野市長 田中清善

— 目 次 —

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
（1）国の動向	1
（2）障がい者（児）を取り巻く環境等の変化	2
（3）障がい者（児）の福祉ニーズの多様化	3
（4）障害保健福祉サービスの一元化と充実	3
（5）様々な制度にまたがる施策の効率的な運営の必要性	4
（6）阿賀野市の動向	4
2 計画策定の趣旨	5
第2章 計画の基本的考え方	7
1 計画の基本理念・目標	7
2 計画の基本的視点	7
（1）社会全体におけるバリアフリー化の推進	7
（2）障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進	7
（3）障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化	7
3 総合的かつ効果的な施策の推進	8
（1）関係機関の緊密な連携	8
（2）計画的観点からの施策の推進	8
4 計画の位置づけ	8
5 計画の期間	9
第3章 阿賀野市の現状	11
1 阿賀野市における障がい者の状況	11
（1）障がい者人口の動向	11
（2）身体障がい者の状況	12
（3）知的障がい者の状況	15
（4）精神障がい者の状況	17

2 阿賀野市における障がい者を取り巻く変化	18
3 障がい者のニーズ	19
(1) 調査票の設計	19
(2) 調査数及び調査方法	19
(3) 調査の基準日及び調査の時期	20
(4) 調査票の回収状況	20
(5) 集計について	20
(6) 調査結果の概要	21
4 障がい者（児）が利用する障害福祉サービス事業所等の状況	47
(1) 就学関係の施設	47
(2) 障害福祉サービス事業所等の状況	47
第4章 計画の基本方向	49
1 施策の体系	50
第5章 施策の展開	51
1 相談支援体制の整備	51
(1) 現状と課題	51
(2) 具体的な施策展開	52
①相談支援の充実	52
②障がい者の人権・権利擁護事業の推進	53
③療育・精神保健対策における早期発見の体制整備	53
④特別支援教育の推進	54
2 地域生活の支援	55
(1) 現状と課題	55
(2) 具体的な施策展開	56
①障害福祉サービスの充実	56
②外出・移動支援の推進	57
3 就労支援と雇用促進	58
(1) 現状と課題	58

(2) 具体的な施策展開	59
①就労支援.....	59
②雇用の促進.....	60
4 社会参加の促進	61
(1) 現状と課題.....	61
(2) 具体的な施策展開	62
①生活環境の整備	62
②障がい者スポーツ・余暇活動の促進.....	62
5 情報提供の促進	63
(1) 現状と課題.....	63
(2) 具体的な施策展開	63
①障がい者施策の広報	63
②市民への周知・啓発	64
③消費者としての障がい者保護	64
6 安心・安全の環境づくり	65
(1) 現状と課題.....	65
(2) 具体的な施策展開	65
①防犯対策の推進	65
②防災対策の推進	66
③選挙における配慮の推進.....	66
 第6章 計画の推進体制.....	 67
1 市民参加、当事者参加の推進	67
2 推進体制の充実	67
(1) 全庁的な施策の推進	67
(2) 自立支援協議会との協働.....	67
(3) 共に進める組織体制の充実.....	67
3 計画の公表	67
4 推進の方策	68
5 行政の役割	68

資料編	69
-----------	----

1 阿賀野市自立支援協議会設置要綱	69
2 阿賀野市自立支援協議会委員名簿	71
3 用語の解説	72
4 アンケート結果集計表	78

○障害の「害」の表記について

近年、障害者という言葉の表記に偏見や差別、不快を感じる人もいるのではないかという見解から、都道府県や市町村における公文書や広報紙などでも、障がい者という表記に改めているところも出て来ています。本計画書の標記については、法律用語や人を指す文言でない場合は漢字を使い、それ以外はひらがなを活用し表記しています。(アンケート調査に関する部分は除きます。)

例：法律用語や障害の種別を表記するもの

障害者総合支援法 視覚障害 肢体不自由障害 など

：人を特定するもの

身体障がい者 知的障がい者 など

○法律用語の表記について

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の改編により、障害者自立支援法が「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」となりました。本計画では、単に「障害者総合支援法」と表記しています。その他の法律の名称においても通常表記されている名称で表記します。

例：高齢者の医療の確保に関する法律 → 高齢者医療確保法

：障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

→ 障害者虐待防止法 など

第 1 章

計画策定の趣旨

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

昭和 56 年の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」、昭和 58 年から平成 4 年にかけての「国連・障害者の十年」を経て、国内外で障がい者問題への関心の高まりがみられるようになってきました。障がい者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約（仮称）」が平成 18 年 12 月に国連総会において採択され、平成 20 年 5 月に発効されています。

日本においても、平成 5 年に、それまでの心身障害者対策基本法（昭和 45 年法律第 84 号）が「障害者基本法」として改正され、“リハビリテーション”“ノーマライゼーション”の理念と“完全参加と平等”の目標のもとに「障害者対策に関する新長期計画（平成 5 年～14 年度）」、及びその重点施策実施計画として平成 7 年に「障害者プラン（平成 8 年～14 年度）」が策定されました。さらに、平成 15 年には、これらの理念と目標を継承しつつ、共生社会の実現を目指して、今後 10 年間の障がい者施策の方向性を示した「新障害者基本計画」がスタートし、あわせて、障がい者が社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備を進めるため、平成 15 年度から 5 ヶ年の重点事項を定めた「新障害者プラン」が策定されました。また、自閉症や学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（AD/HD）などの発達障がい児への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。

障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が、平成 23 年 8 月 5 日に公布され、一部を除き同日に施行し「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的としています。

また、「障害者基本法の基本的理念にのっとり、他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことを目的に平成18年度に制度化された「障害者自立支援法」は平成25年度より「障害者総合支援法」に改変され「制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者（児）の定義に新たに政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害がある方々が障害福祉サービス等の対象」となりました。

さらに、平成23年6月には「障害者虐待の防止法」が施行され、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること」が目的とされました。

（2）障がい者（児）を取り巻く環境等の変化

障がい者全般としては、重度化及び重複化の傾向にあり、また、高齢化も進んでいます。一方、高機能自閉症や学習障害等に見られるように、従来の障がいという概念を超えて、その内容・範囲等が拡大するとともに、近年では社会環境の激変、職業生活や日常生活上の様々なストレス、薬物の氾濫等を原因とする精神障がい者の増加も特徴としてあげられます。

このような本来の障がいだけでなく、地域や社会の理解が不十分であったり、適切な対応が遅れて、例えば発達段階における不登校・引きこもり・いじめや非行などにつながる可能性も考えられます。

さらには、これら障がい者（児）本人の家族についても高齢化が進むとともに、地域において、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴って、家庭における介助・介護などの支援機能が低下するなど、障がい者（児）を取り巻く環境は大きく変化してきています。

（３）障がい者（児）の福祉ニーズの多様化

ノーマライゼーションの理念の浸透とともに、障がいがあっても国民・市民として、当たり前で普通の生活を享受するとともに、生活の質（QOL）の向上を目指すという考え方へ大きく変化し、それに伴い自己実現、社会参加の重要性が認識されるようになってきています。

このように、障がい者（児）本人の福祉ニーズは、ますます多様化していくと推測されることから、個々の障がい特性やニーズに即した総合的な支援策が必要となっています。

特に、障がい者（児）が社会参加・自己実現を果たそうとする場合に、社会の仕組みそのものが願いや希望を妨げるバリアとなっていることが指摘されなければなりません。このため、行政においては、そのような阻害要因の解消、その先には改善に向けて様々な福祉サービスの充実を含め、地域の基盤整備に向けた取り組みが求められています。また、住民相互の理解促進や障がい者（児）の権利擁護をしていくことも必要です。

そして、障がい者の経済的自立と社会参加を図るためには、いわゆる福祉的就労の質の改善とともに、福祉的就労から継続的雇用（一般雇用）に向けた移行支援、一般雇用の促進を図るための企業・行政の努力が求められています。

福祉ニーズの多様化に適切に対応していくためには、行政サービスだけではなく、社会全体で取り組むという姿勢が必要です。このためには、公共施設等のバリアフリー化といった“まち”づくりに加え、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、“人”“もの”“情報”“社会参加”の各分野において、誰もが互いに支え合い、安心して暮らし、持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを目指すことが求められています。

（４）障害保健福祉サービスの一元化と充実

平成15年4月に障がい者（児）福祉サービスの一部が、それまでの措置制度から本人の選択による利用を基本とする“支援費制度”へと移行しました。そして、国においては、これまでの障がい種別毎に異なった制度やサービスから、身体・知的・精神を共通のサービス体系化へと一元化を図るとともに、支援費制度についての諸問題を解決すべく、平成17年11月に障害者自立支援法が公布され、福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度下で一元的に提供する仕組みに改められ平成18年4月から実施されていましたが、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に改められ、平成25年4月からは障がい者の範囲に難病等の方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。

（５）様々な制度にまたがる施策の効率的な運営の必要性

これまでの法令や制度によって区分され、主として、機能障害に着目し、高度・専門的にサービスを提供するという考え方だけでなく、機能障害に起因する活動の制限を補完し、社会参加を制約している物理的・心理的な環境条件を整えることも大切です。

このためには、一人ひとりの個人を視点として、何が必要なのか、そのためにはどのような支援やサービスが求められているのかについて捉え考えながら検討を進めることが必要になっています。

また、市の財政が厳しくなっていくことが予測される中で、増大する福祉サービスに対応していくためには、様々な制度にまたがる施策の連携調整を図り、これを一人ひとりの福祉ニーズに即して最も効果的に提供していくことを基本的な視点とすることが求められています。

しかし、多様なニーズに対応するためには、行政のみでは十分とは言えず、当事者及び各関係団体などのセルフヘルプ活動やピアカウンセリング等を含む相談支援活動がより一層重要となってきます。行政と当事者・各関係団体等が互いの立場を認識・理解し合い、特性を生かしつつ、それぞれの役割を的確に果たすことが今後はさらに重要になると考えられます。

（６）阿賀野市の動向

新潟県福祉保健課が公表した平成 23 年 10 月 1 日現在の本市の高齢化率（26.4%）は、新潟県平均（26.4%）と同水準で、全国（23.0%）よりも高齢化が進んでいます。超高齢社会を目前にした今日、私たちの生活を取り巻く環境は著しく変化し、さまざまな課題が生まれています。

これまで誰もが、地域でともに生活を送ることができる福祉社会を目指すというノーマライゼーションの考え方に基づいて、合併後も地域における福祉の展開に取り組んできましたが、近年、社会情勢の変化により、福祉に対する意識やニーズがますます変化し、多様化してきています。

このような状況を受けて、今後はこの取り組みを更に進め、地域住民をはじめ地域で福祉にかかわる人々が、ともに生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざし、支えあい、助け合い、誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会をつくりあげることが目指す社会のすがたとして期待されています。

2 計画策定の趣旨

このような社会情勢の変化に伴い、これからの福祉サービスには個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡大及び地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実などが求められています。

本市の国勢調査による人口の推移は、平成 7 年 48,828 人、平成 12 年 48,456 人、平成 17 年 47,073 人、平成 22 年 45,560 人と減少傾向で推移し、かつ、高齢化が進行する中で、障がい者についても障がいの重度化が進み、核家族化や介護者の高齢化などに伴う家族の介護機能の低下も進んでいます。その一方で、障がい者が住みなれた地域の中で自立して生活していくことを望む傾向も強くなってきています。

こうした障害者福祉の新しい動向を踏まえ、本市の施策展開である「一人ひとりが生き生きと安心して暮らせるまち」をめざすために、ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくりの実現のため、阿賀野市障がい者計画を策定します。

知ってもらって 役に立つ 認知度



初心者マーク



高齢運転者マーク



高齢運転者マーク



身体障害者マーク



聴覚障害者マーク



新潟県おもいやり駐車場利用証

第 2 章

計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念・目標

これまで、障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けて、さまざまな取り組みが進められた結果、人間の一生のすべての段階において全人間的復権を目指す“リハビリテーション”と、障がい者が障がいのない人と共に生活し活動する社会を目指す“ノーマライゼーション”の理念は、少しずつ地域社会に浸透してきていますが、まだ十分ではないことから、これまでと同様に、この2つの理念のもと「完全参加と平等」の実現を目標に、「いつもの場所で、ふつうの暮らし」ができる施策の展開を図ります。

一人ひとりが生き生きと安心して、

ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する

2 計画の基本的視点

計画の目標を実現するために、基本理念に基づき、次の3つの視点に立ち、個々の具体的な施策の充実を図り、更には地域福祉の充実に向けた推進を図ります。

（1）社会全体におけるバリアフリー化の推進

人間としての尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、物理的、精神的なバリアフリーを推進し、障がい者・高齢者・子育て世帯などすべての市民が生活しやすいまちづくりを目指します。

（2）障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

障がいのある人が自己選択と自己決定に基づいて「自ら望む暮らし」を選べる社会の実現を目指し、利用者の視点に立った支援を提供するため、相談、利用援助などの体制を充実します。

（3）障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

生涯を通して自分らしい生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期まで一貫した保健・医療・福祉・教育など総合的な施策の展開を図ります。

3 総合的かつ効果的な施策の推進

(1) 関係機関の緊密な連携

市が中心となって、関係団体との相互の緊密な連携を図り、福祉、教育、医療、雇用・就業等の問題について取り組みます。

(2) 計画的観点からの施策の推進

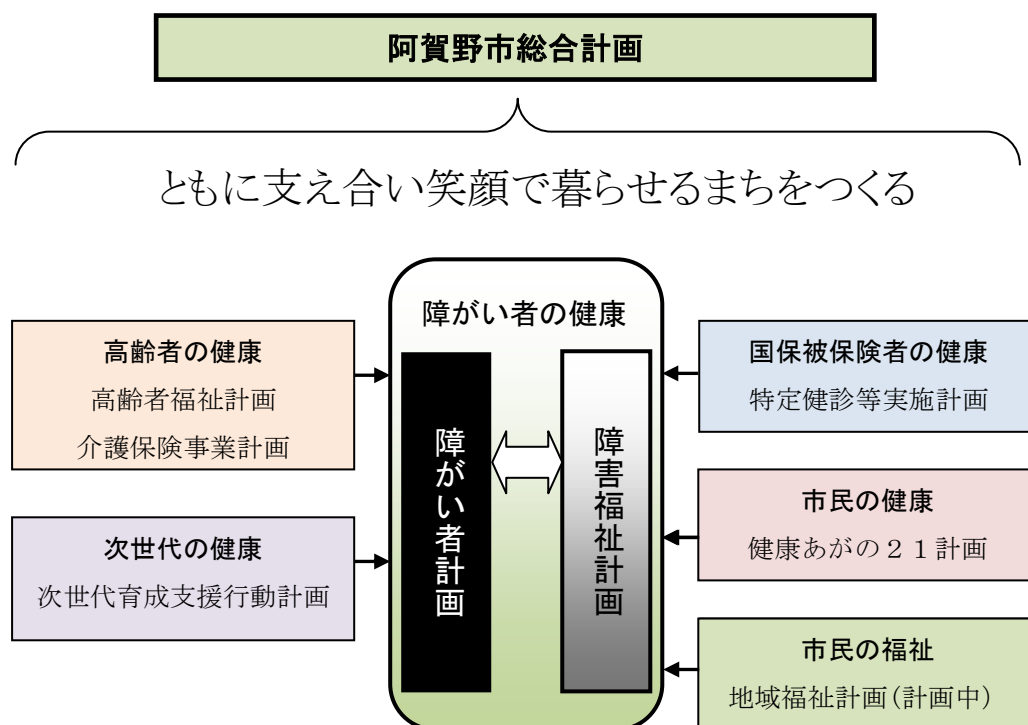
地域における効果的かつ効率的な施策推進の観点から、「阿賀野市総合計画」を基本とし、「第5期阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「第3期阿賀野市障害福祉計画」、「阿賀野市次世代育成支援行動計画（後期）」「健康あがの21計画」等との整合性を図ります。

また、高齢者（65歳以上）及び特定疾病者については、本計画より、介護保険制度が優先されることを踏まえ計画作成を図ります。

4 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（昭和45年5月21日法律84号）第11条第3項の規定に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的計画」であり、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

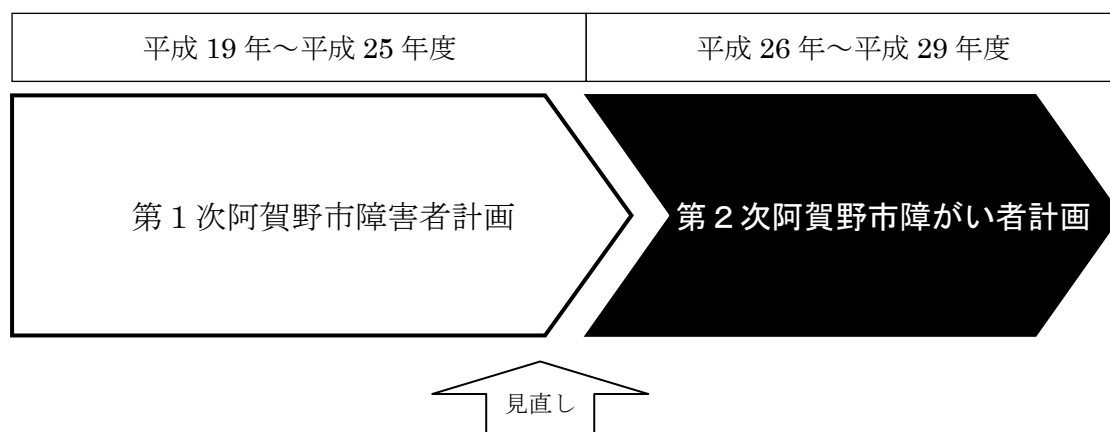
この計画は、他計画と一体的、横断的に推進し、障がい者及び障がい児に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものです。



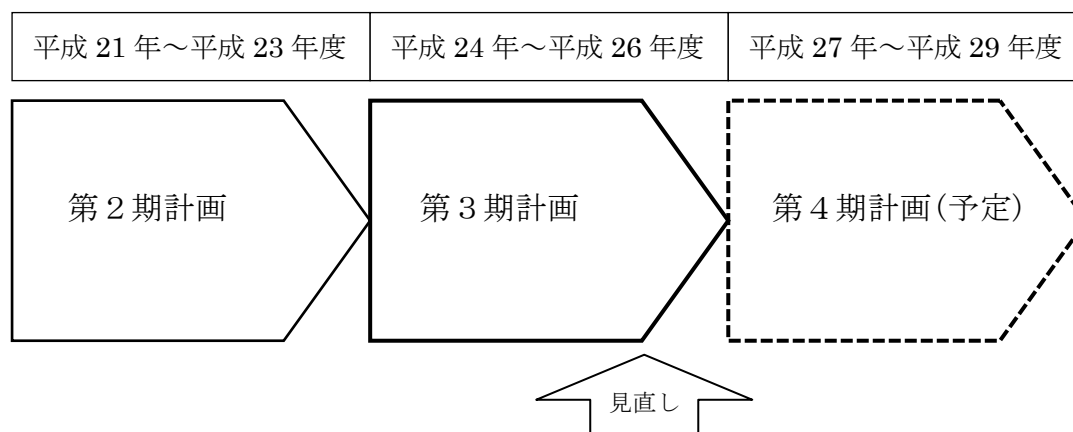
5 計画の期間

第1次阿賀野市障害者計画の期間は、長期的な視点に基づき、平成19年度を初年度とした5か年計画としましたが、期間を2年間延長し平成25年度を目標年度として推進してきました。しかしながら、阿賀野市総合計画や他の計画との整合性等を考慮し、第2次阿賀野市障がい者計画の期間を4年とし平成29年度を目標年度といたしました。

具体的な施策の実施にあたっては、社会情勢や財政状況の変化に柔軟に対応することが必要であるため、計画期間内であっても必要により見直しを行なうものとします。



●障害福祉計画の期間



●参考資料

障害者基本法抜粋

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

第 3 章

阿賀野市の現状

第3章 阿賀野市の現状

1 阿賀野市における障がい者の状況

(1) 障がい者人口の動向

本市の障がい者人口の推移は以下のとおりです。身体障がい者は身体障害者手帳の所持者、知的障がい者は療育手帳の所持者、精神障がい者は保健福祉手帳の所持者の各年4月1日の推移を示しています。総人口比率は手帳保持者を総人口で除した比率です。総人口は住民基本台帳によります。

平成25年の身体障がい者は1,852人で、平成21年に比較して64人増加です。平成25年の知的障がい者は246人で、平成21年に比較して15人増加です。平成25年の精神障がい者は216人で、平成21年に比較して49人増加です。全体では、平成25年が2,314人で、平成21年に比較して128人増加となっています。平成25年の年齢別身体障がい者と知的障がい者の年齢区分別比率は、18歳未満が3.24%、18歳以上が96.76%です。平成21年と比較すると18歳以上が微増の傾向を示しています。

図表3-1 阿賀野市の障がい者人口の推移と構成比

単位：人・％

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
身体障がい者	1,788	1,800	1,792	1,824	1,852
知的障がい者	231	237	233	244	246
精神障がい者	167	175	184	194	216
計	2,186	2,212	2,209	2,262	2,314
総人口	46,925	46,571	45,056	45,680	45,469
総人口比率(%)	4.66	4.75	4.90	4.95	5.09

図表3-2 年齢別身体障がい者と知的障がい者人口の推移

単位：人・％

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
18歳未満	86	82	70	69	68
18歳以上	1,933	1,955	1,955	1,999	2,030
計	2,019	2,037	2,025	2,068	2,098
18歳未満比率	4.26	4.03	3.46	3.34	3.24
18歳以上比率	95.74	95.97	96.54	96.66	96.76

(2) 身体障がい者の状況

① 等級別人口の状況

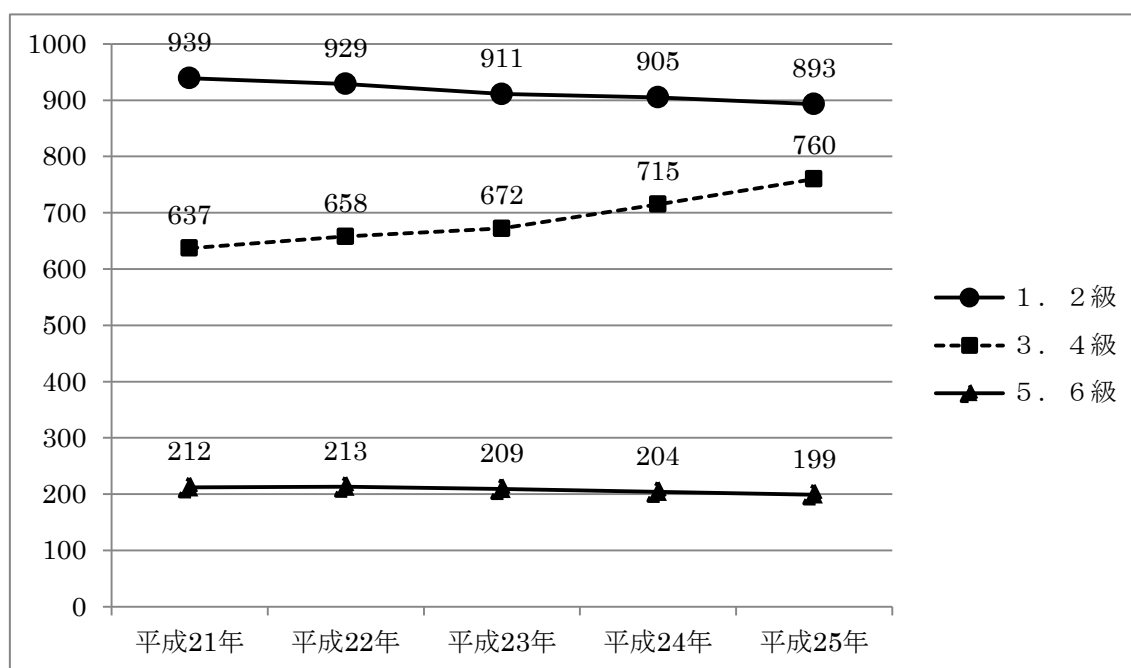
本市の身体障がい者の等級別人口の推移は以下のとおりです。1級及び2級の手帳保持者の各年4月1日の推移は、平成25年は893人で、平成21年に比較して46人減少です。3級及び4級の手帳保持者は平成25年が760人で、平成21年に比較して123人増加です。5級及び6級の手帳保持者は、平成25年が199人で、平成21年に比較して13人減少です。

図表3-3 等級別身体障がい者人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1・2級	939	929	911	905	893
3・4級	637	658	672	715	760
5・6級	212	213	209	204	199
計	1,788	1,800	1,792	1,824	1,852

図表3-4 等級別身体障がい者人口の推移



② 身体障がい者年齢区分別人口の状況

平成25年の年齢別身体障がい者比率は、18歳未満が1.62％(30人)、18歳以上が98.38％(1,822人)です。平成21年と比較すると18歳未満が減少傾向を示しています。

図表3-5 等級別身体障がい者人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
18歳未満	39	33	27	27	30
18歳以上	1,749	1,767	1,765	1,797	1,822
計	1,788	1,800	1,792	1,824	1,852

③ 身体障がい者の障がい種別人口の状況

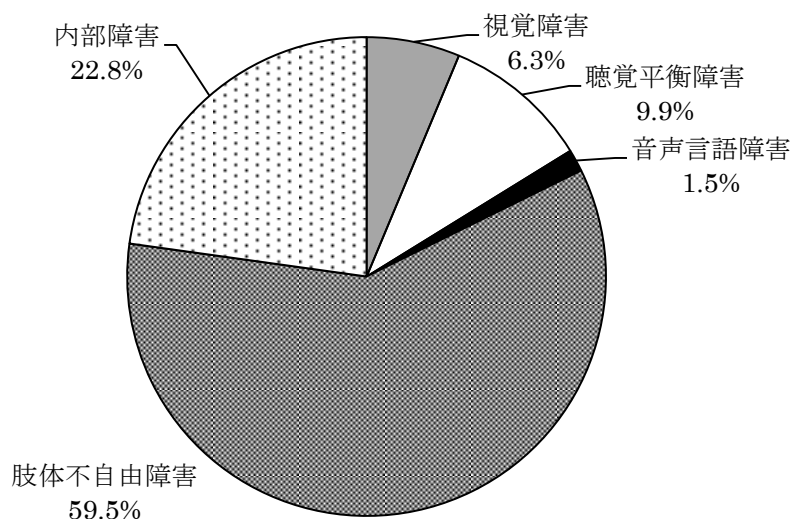
本市の身体障がい者の障がい種別人口の推移は以下のとおりです。視覚障害の手帳保持者の各年4月1日の推移は、平成25年は117人で、平成21年に比較して18人減少です。聴覚平衡障害の手帳保持者は平成25年が184人で、平成21年に比較して22人増加です。音声言語の手帳保持者は、平成25年が27人で、平成21年に比較して6人減少です。肢体不自由の手帳保持者は、平成25年が1,102人で、平成21年に比較して38人増加です。内部障害の手帳保持者は、平成25年が422人で、平成21年に比較して28人増加です。

図表3-6 障がい種別身体障がい者人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
視覚障害	135	126	125	119	117
聴覚平衡障害	162	161	156	170	184
音声言語障害	33	32	30	31	27
肢体不自由障害	1,064	1,070	1,061	1,095	1,102
内部障害	394	411	420	409	422
計	17,88	1,800	1,792	1,824	1,852

図表3-7 障がい種別身体障がい者人口の比率（平成25年分）



（ア） 内部障がい者の内訳と推移

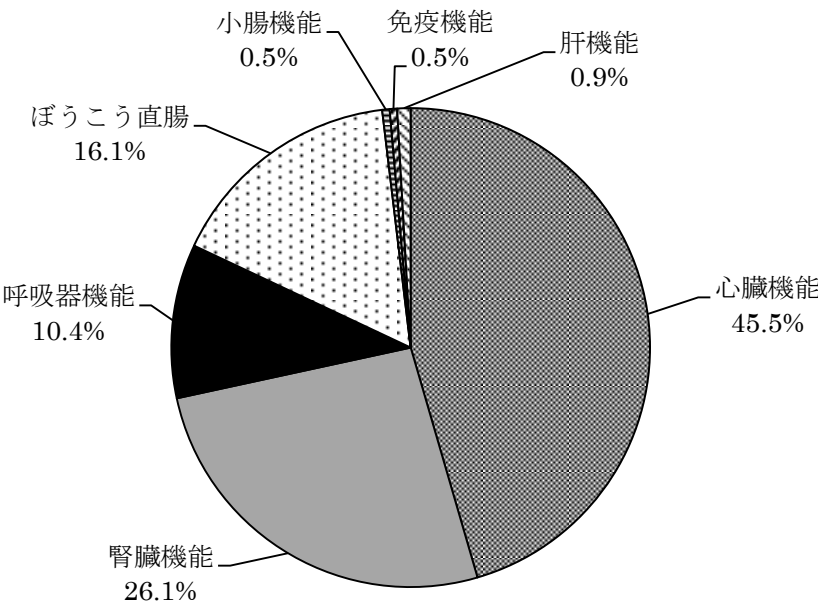
内部障がい者の内訳の推移は以下のとおりです。心臓機能障害は、平成25年は192人で、平成21年に比較して15人増加です。腎臓機能障害は平成25年が110人で、平成21年に比較して3人増加です。呼吸器機能障害は平成25年が44人で、平成21年に比較して3人増加です。ぼうこう直腸機能障害は平成25年が68人で、平成21年に比較して5人増加です。小腸機能障害は平成25年が2人で、平成21年に比較して2人減少です。免疫障害は平成25年が2人で横ばい、肝臓機能障害が平成25年に4人と増加です。

図表3-8 内部障がいの障がい内訳別人口の推移

単位：人

機能障害種別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
心臓機能	177	183	186	183	192
腎臓機能	107	111	112	109	110
呼吸器機能	41	41	39	41	44
ぼうこう直腸	63	68	74	67	68
小腸機能	4	5	4	3	2
免疫機能	2	2	2	2	2
肝臓機能		1	3	4	4
計	394	411	420	409	422

図表3-9 主な内部障がい内訳の比率（平成25年分）



（3）知的障がい者の状況

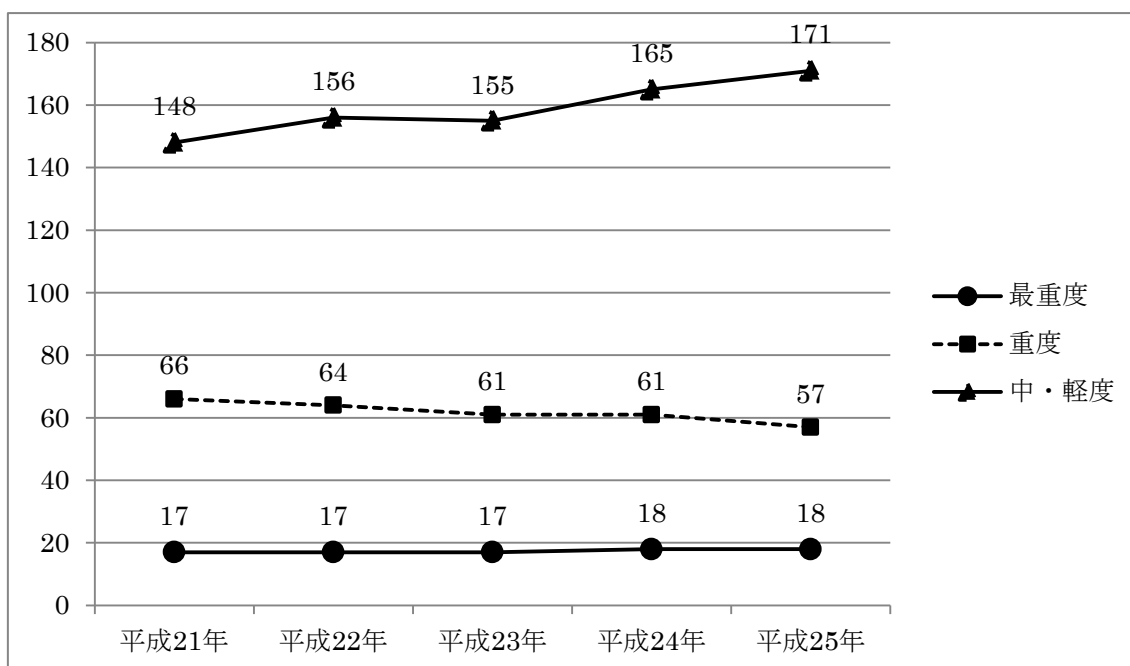
① 知的障がい者の等級別人口の状況

本市の知的障がい者の等級別人口の推移は以下のとおりです。A（最重度）の手帳保持者の各年4月1日の推移は、平成25年は18人で、平成21年に比較して1人の増加です。A（重度）の手帳保持者は平成25年が57人で、平成21年に比較して9人減少です。B（中度・軽度）の手帳保持者は平成25年が171人で、平成21年に比較して23人の増加です。

図表3-10 等級別知的障がい者人口の推移 単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
A（最重度）	17	17	17	18	18
A（重度）	66	64	61	61	57
B（中・軽度）	148	156	155	165	171
計	231	237	233	244	246

図表3-11 等級別知的障がい者人口の推移



② 知的障がい者の年齢区分別人口の状況

平成25年の年齢別知的障がい者は、18歳未満が38人、18歳以上が208人です。平成21年と比較すると18歳以上が増加傾向を示しています。

図表3-12 年齢区分別知的障がい者人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
18歳未満	47	49	43	42	38
18歳以上	184	188	190	202	208
計	231	237	233	244	246

(4) 精神障がい者の状況

① 精神障がい者の等級別人口の状況

本市の精神障がい者の等級別人口の推移は以下のとおりです。1級の手帳保持者の各年4月1日の推移は、平成25年は31人で、平成21年に比較して3人減少です。2級の手帳保持者は平成25年が175人で、平成21年に比較して48人増加です。3級の手帳保持者は平成25年が10人で、平成21年に比較して4人増加です。

図表3-13 等級別精神障がい者人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1級	34	34	33	33	31
2級	127	135	145	153	175
3級	6	6	6	8	10
計	167	175	184	194	216

② 自立支援医療（精神通院）受給者数の状況

平成25年の自立支援医療（精神通院）による受給者数は、平成25年が498人、平成21年と比較すると増加傾向を示しています。

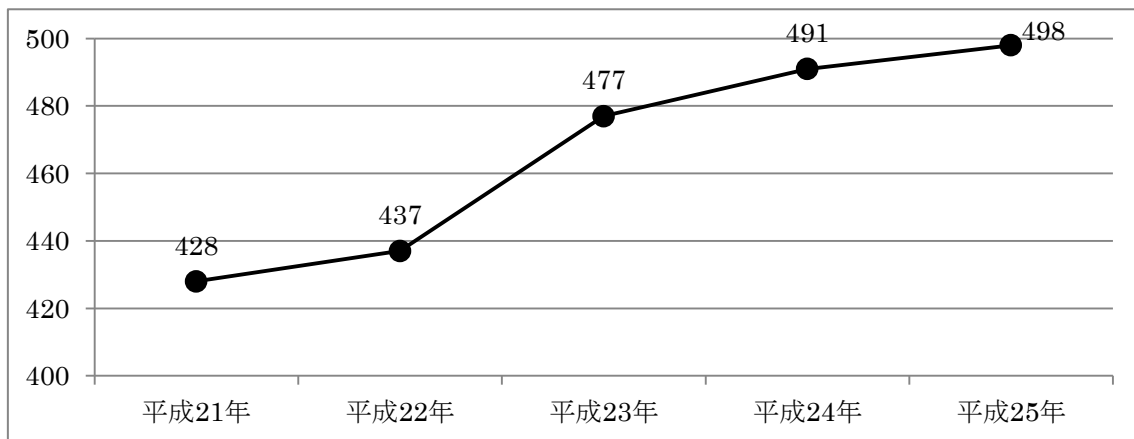
図表3-14 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受給者数	428	437	477	491	498

図表3-15 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人



2 阿賀野市における障がい者を取り巻く変化

平成15年4月に従来の「措置制度」から「支援費制度」に変わり、平成18年度からは、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービスの一元化」が図られました。障害者自立支援法は障害者福祉の基礎構造ともいうべきものであり、これにより大きな障害福祉の転換期に入りました。「障害者自立支援法」は、障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援する法律で、障がい別（身体・知的・精神）でバラバラだった旧来の福祉サービスを一元化し、障がいの程度に応じてサービスを提供するのが目的でしたが、介助や介護のサービス量に応じて原則1割の自己負担を課す「応益負担」を導入したため、収入の少ない障がい者がサービス利用を控えざるを得なくなるなどの課題があり、平成23年7月、改正「自立支援法」が成立し実質的に「応能負担」になりました。また、自閉症などの「発達障害」を支援対象に含めることを明記されました。

また、障害者自立支援法が改正され「障害者総合支援法」が平成25年4月から施行するなど障がい者制度もめまぐるしく改変されています。そのような中で、阿賀野市の障がい者施策も一元化された障害福祉サービスだけではなく、できる限り地域の関係者と連携し障がいの種類別に、専門化・特殊化に眼目し、障害者総合支援法に基づき、制度の「谷間」の障がい者をなくすことを推進していきます。

3 障がい者のニーズ

第1次障害者計画の見直しに当たって、障がい者の日常生活、社会生活の状況や保健福祉サービスに対する認知状況や利用意向等のニーズを把握するためにニーズ調査を実施いたしました。調査は、以下の方法で実施しました。

(1) 調査票の設計

アンケート調査票は、第1次障害者計画の策定時に利用したアンケート内容を一部修正し活用しました。設問項目の概要は以下のとおりです。

- (1) 対象者の属性について
- (2) 障害の状況について
- (3) 住まいの状況について
- (4) 福祉サービスの利用状況について
- (5) 介助・医療の状況について
- (6) 外出の状況について
- (7) 社会参加について
- (8) 就学・就労の状況について
- (9) 災害時の避難について
- (10) 福祉情報や地域・まちづくりについて
- (11) 意見・要望等の自由記述欄

(2) 調査数及び調査方法

この調査の対象者は、平成25年4月1日現在で、障害者手帳を保持している障がい者を対象に、997人を無作為抽出し実施いたしました。調査方法は以下のとおりです。

調査数	調査方法
997 人	郵送により調査票を配布し、回答後、同封した返信用封筒に回答済み調査票を封入封緘のうえ郵送により返送。(郵送方式)

（３）調査の基準日及び調査の時期

平成 25 年 4 月 1 日を調査基準日とし、平成 25 年 10 月 21 日発送～11 月 1 日提出締切日として調査を行いました。

（４）調査票の回収状況

全体の回収率は、63.9%でした。

調査によるそれぞれの配布・回収状況は以下のとおりです。障がい者の中には身体障がい者と知的障がい者の両方の障がいを抱える人などがおり、3 障がいの合計と回答者の総数は一致しません。

配布数	配布数	回収数	回収率
身体障害者	787 人	449 人	57.0%
知的障害者	110 人	72 人	65.4%
精神障害者	100 人	66 人	66.0%
計	997 人	638 人	63.9%

（５）集計について

性別・年齢階層区分・居住地区・同居者など基本事項に回答がない場合であっても、項目ごとの有効回答者として集計・分析しました。

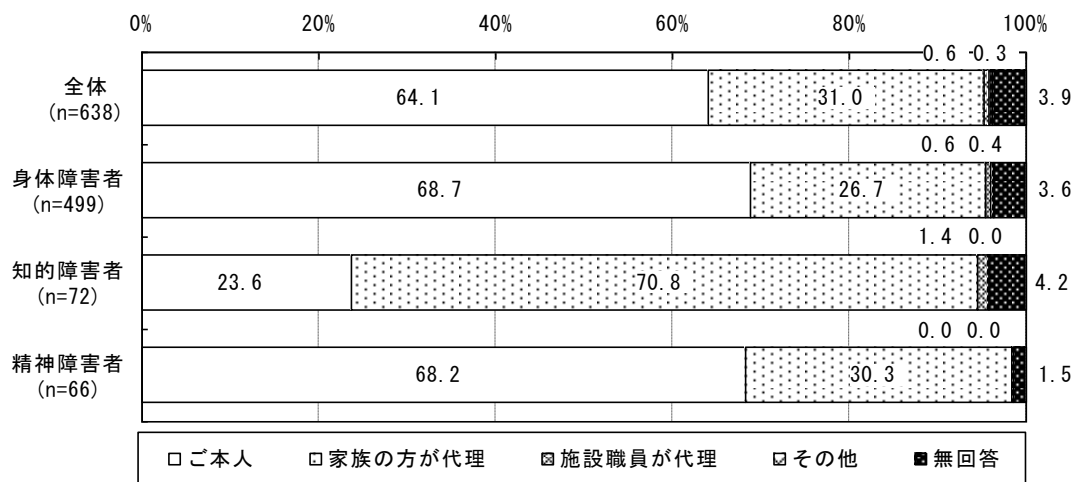
「あてはまるもの 1 つに○をつける」質問に対し、複数回答した場合は無効回答として取り扱いました。

(6) 調査結果の概要

① 対象者の属性

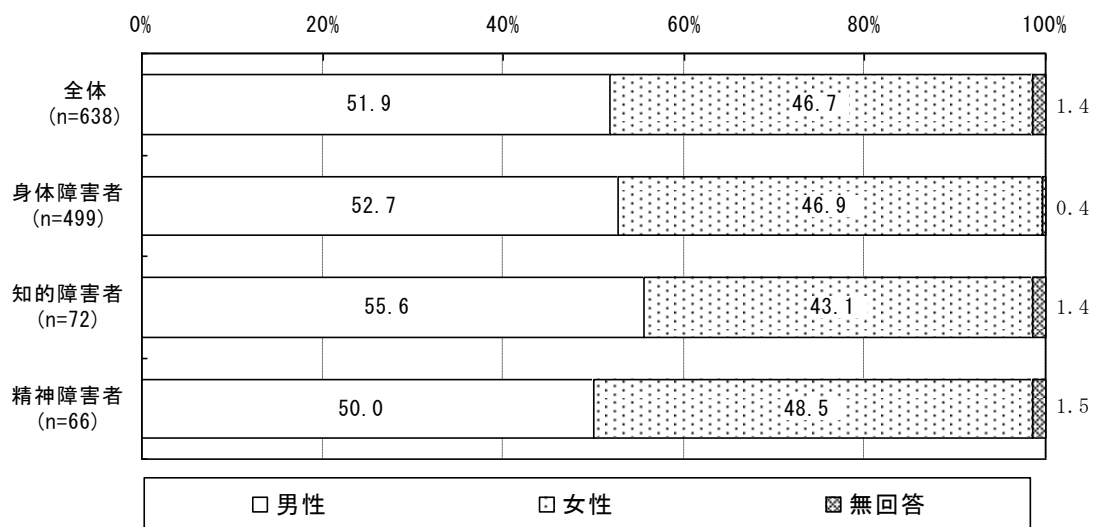
ア) 回答者

今回調査の回答者は「ご本人」が64.1%と3分の2となっています。身体障害者（68.7%）と精神障害者（68.2%）で高く、知的障害者では23.6%にとどまっています。「家族の方が代理」は全体で31.0%ですが、知的障害者では70.8%と高くなっています。



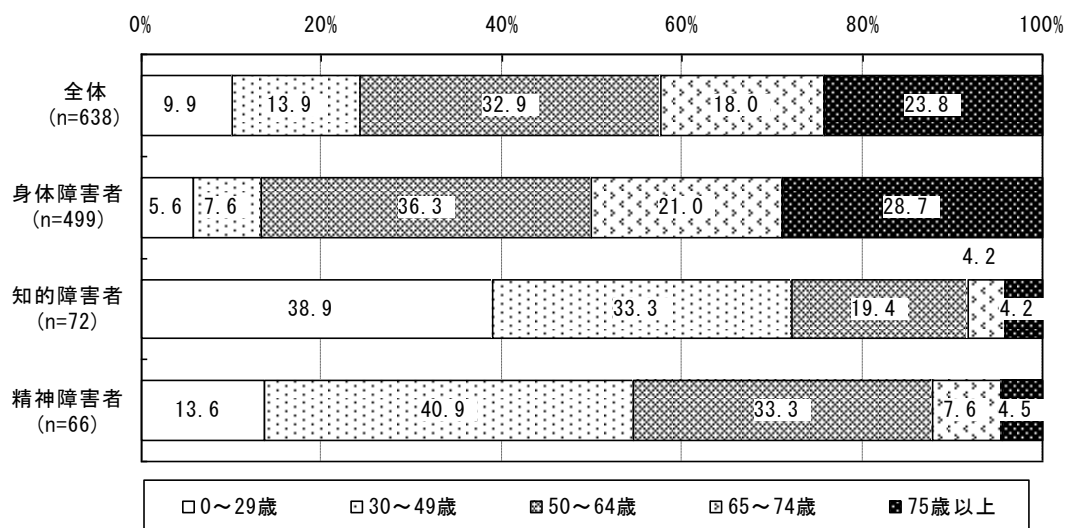
イ) 性別

男性が51.9%、女性が46.7%と男性がわずかに多くなっています。



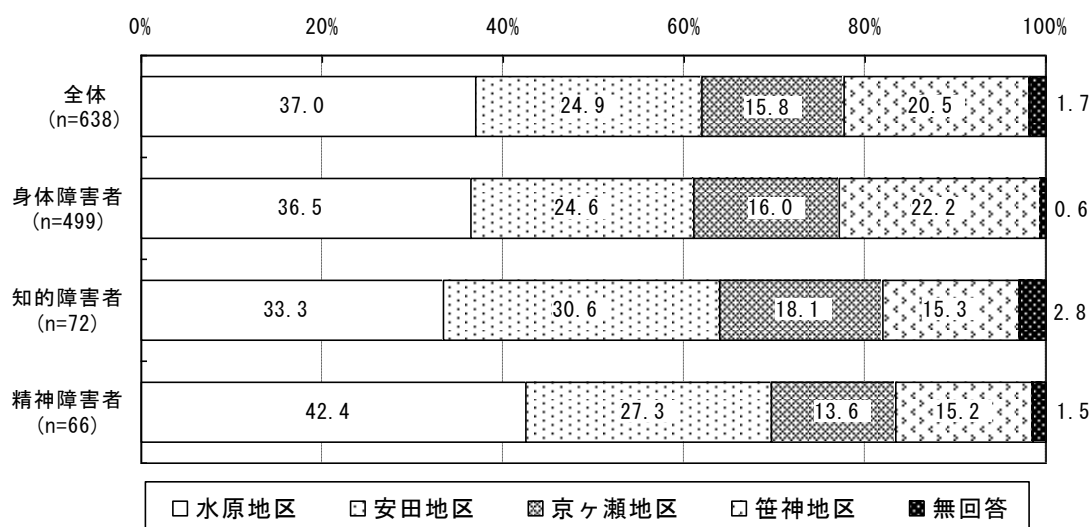
ウ) 年齢区分

障害者の年齢は、身体障害者では「50～64歳」が36.3%と最も多く、「65～74歳」が21.0%、「75歳以上」が28.7%となっており、大多数が中高年となっています。これに対し知的障害者は「0～29歳」が38.9%と最も多く、「30～49歳」も33.3%と若い世代が多い。精神障害者は「30～49歳」が40.9%、「50～64歳」が33.3%と中堅の働き盛りの世代が多いのが特徴です。



エ) 居住地区

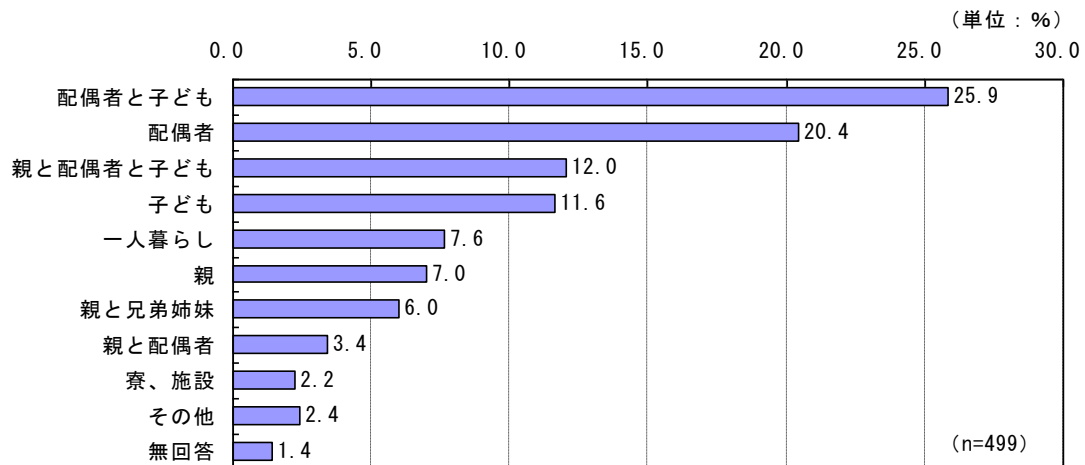
「水原地区」が37.0%、「安田地区」が24.9%、「京ヶ瀬地区」が15.8%、「笹神地区」が20.5%となっています。



オ) 同居者

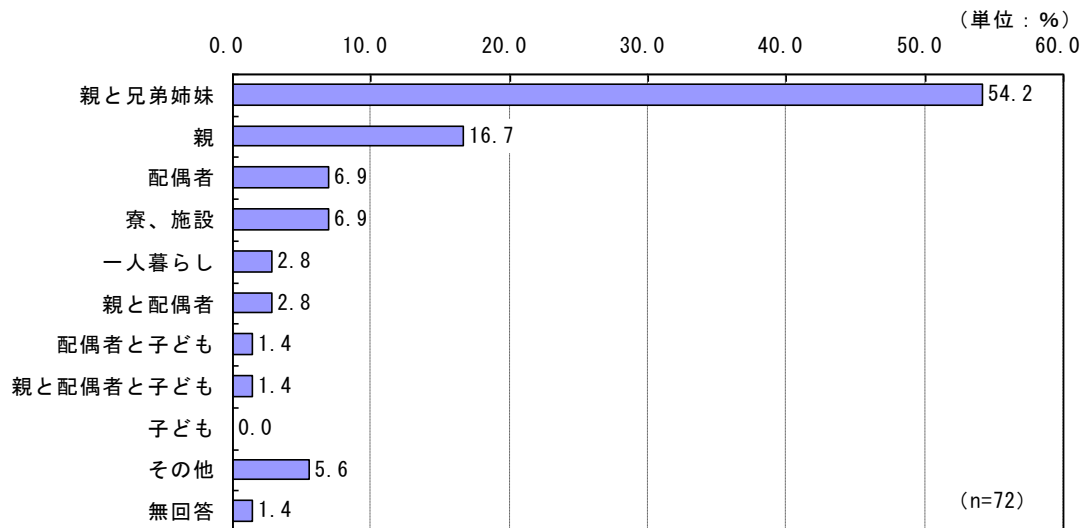
・ 身体障害者

身体障害者は、高齢者が多いことから「配偶者と子ども」が25.9%と最も多く、「配偶者」が20.4%となっています。



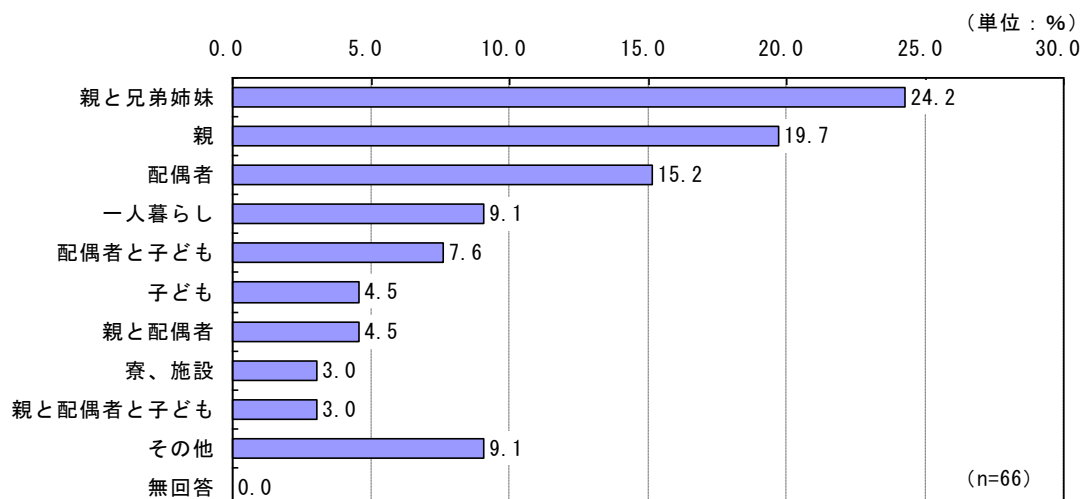
・ 知的障害者

知的障害者は「親と兄弟姉妹」が最も多く、54.2%となっており、「親」が16.7%となっています。



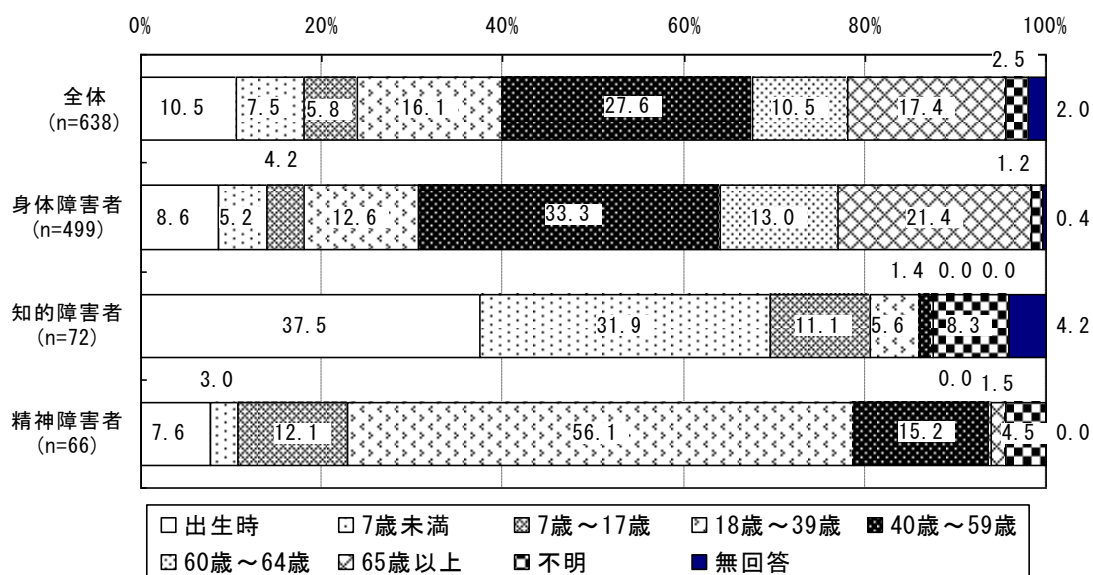
・精神障害者

精神障害者は「親と兄弟姉妹」が24.2%、「親」が19.7%、「配偶者」が15.2%となっています。



カ) 障害発生の時期

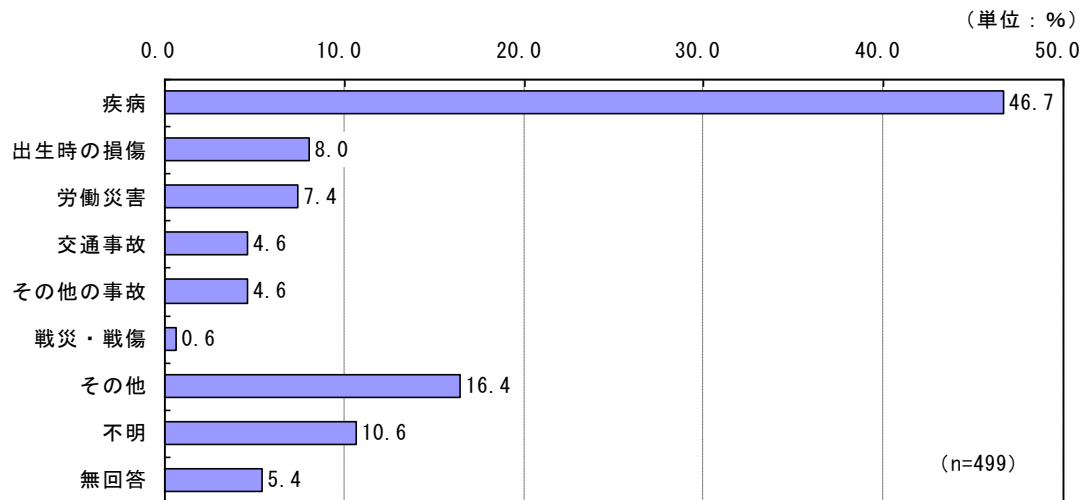
身体障害者は、「40～59歳」が最も多く33.3%、「65歳以上」も21.4%を占めています。知的障害者は、「出生時」が37.5%、「7歳未満」が31.9%です。精神障害者は「18歳～39歳」が56.1%ともっと多くなっています。



キ) 障害の主な要因(複数回答)

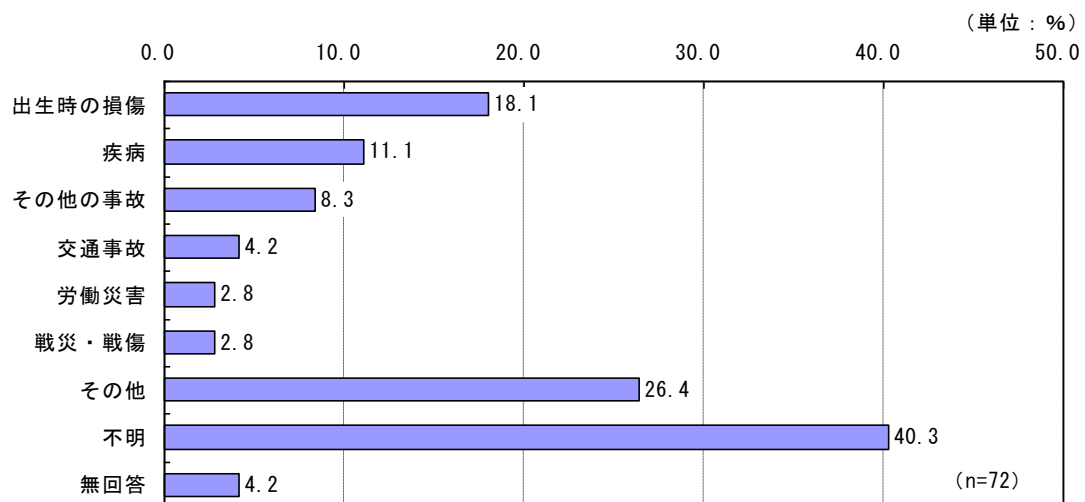
・ 身体障害者

身体障害者では、「疾病」が46.7%と最も多くなっています。「出生時の損傷」が8.0%、「労働災害」が7.4%となっています。



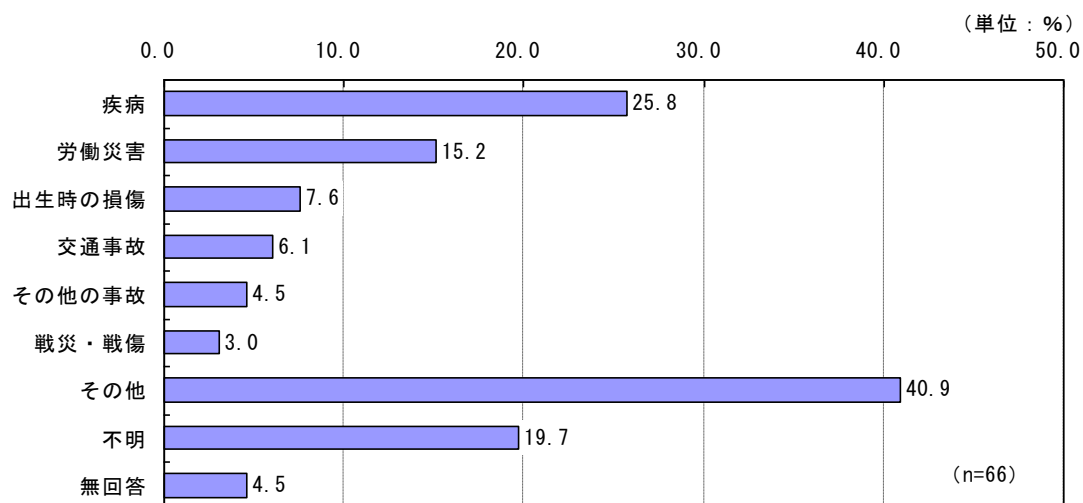
・ 知的障害者

知的障害者では、「不明」が最も多く、40.3%を占めています。他の原因では、「出生時の損傷」が18.1%で最も多い。



・精神障害者

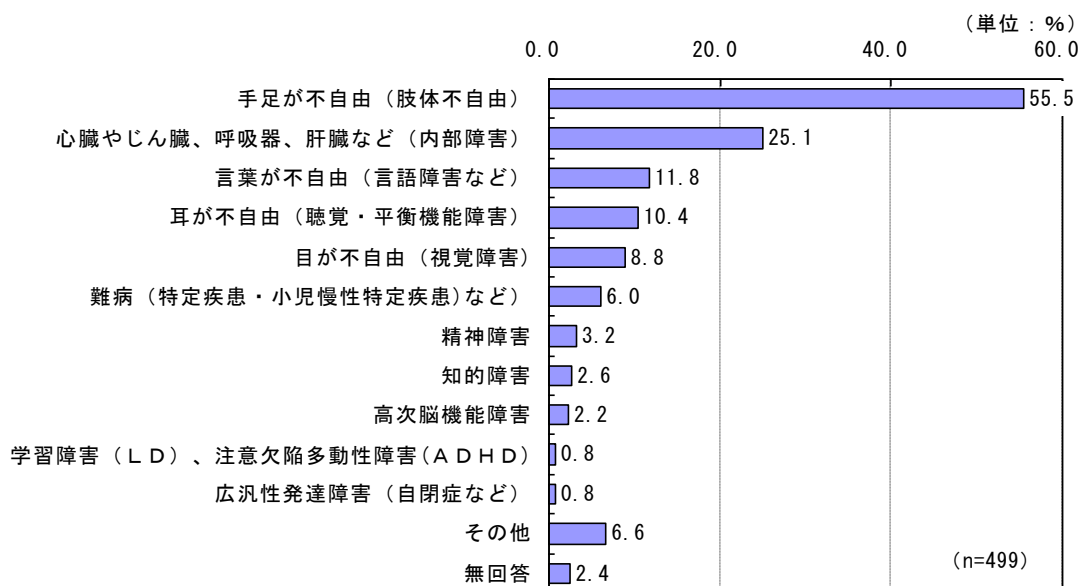
精神障害者では、「その他」の原因が40.9%と最も多くなっており、「不明」も19.7%と多くみられます。また、「疾病」も25.8%と大きな原因のひとつとなっています。



ク) 障害の内容 (複数回答)

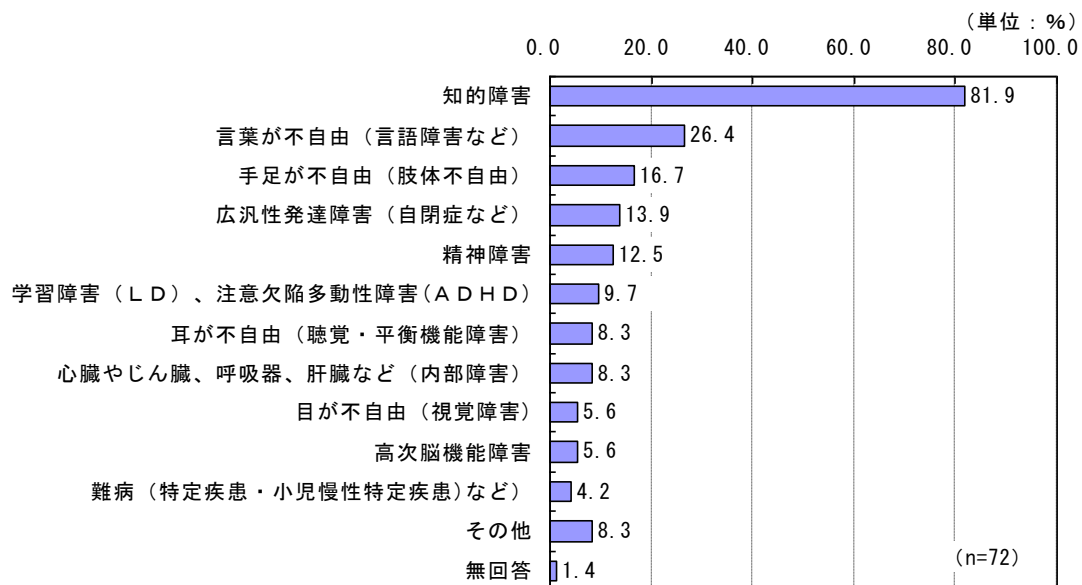
・身体障害者

身体障害者では「手足が不自由 (肢体不自由)」が55.5%、「心臓やじん臓、呼吸器、肝臓など (内部障害)」が25.1%、「言葉が不自由 (言語障害など)」が11.8%、「耳が不自由 (聴覚・平衡機能障害)」が10.4%、「目が不自由 (視覚障害)」が8.8%などとなっています。「難病 (特定疾患・小児慢性特定疾患など)」も6.0%みられます。



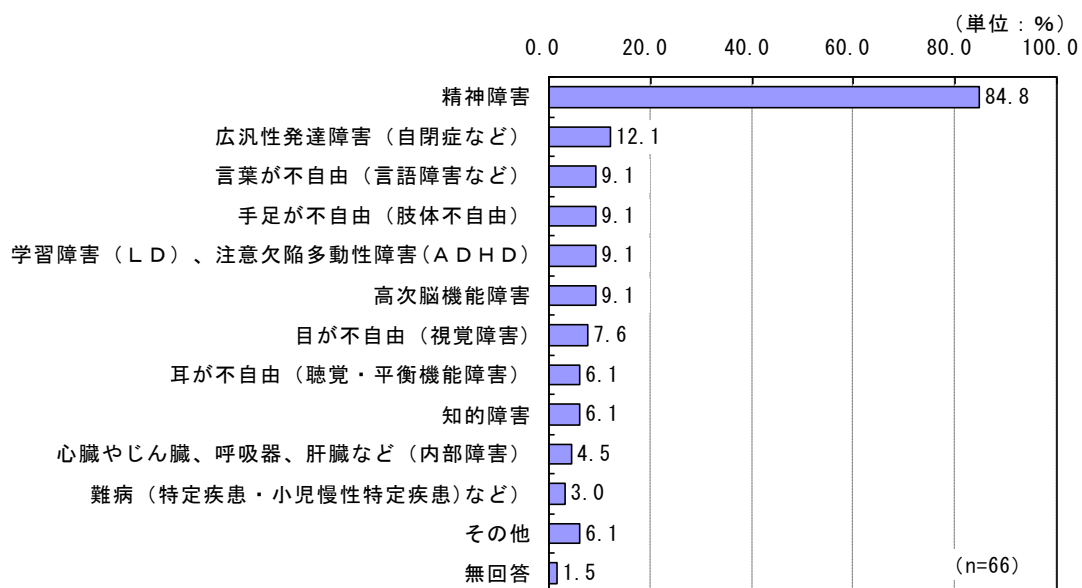
・知的障害者

知的障害者では「知的障害」が81.9%と大多数を占めていますが、「言葉が不自由（言語障害など）」も26.4%みられ、「手足が不自由（肢体不自由）」が16.7%、「広汎性発達障害（自閉症など）」が13.9%、「精神障害」が12.5%、「学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）」が9.7%です。



・精神障害者

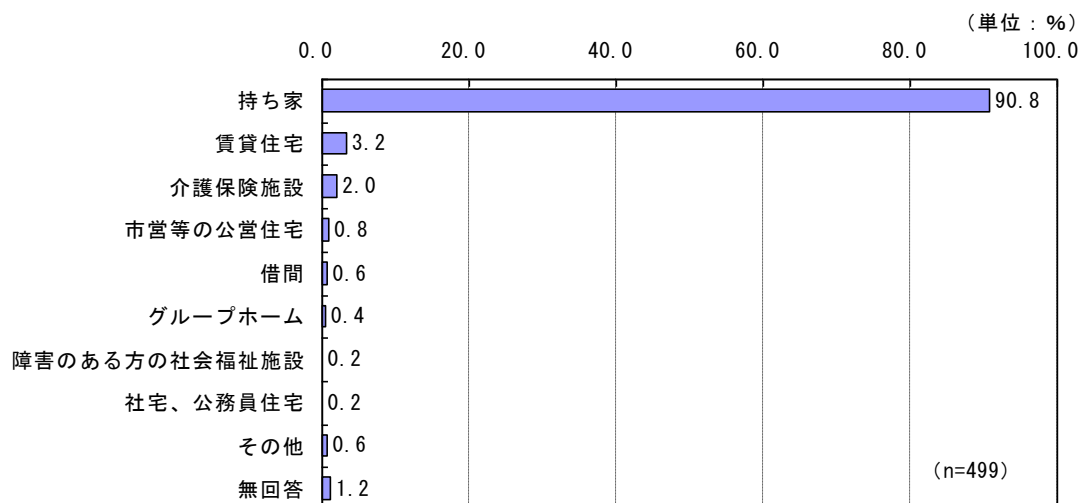
精神障害者では、「精神障害」が84.8%と大多数を占めています。また、「広汎性発達障害（自閉症など）」が12.1%、「言葉が不自由（言語障害など）」、「手足が不自由（肢体不自由）」、「学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）」、「高次脳機能障害」もそれぞれ9.1%です。



② 居住の状況

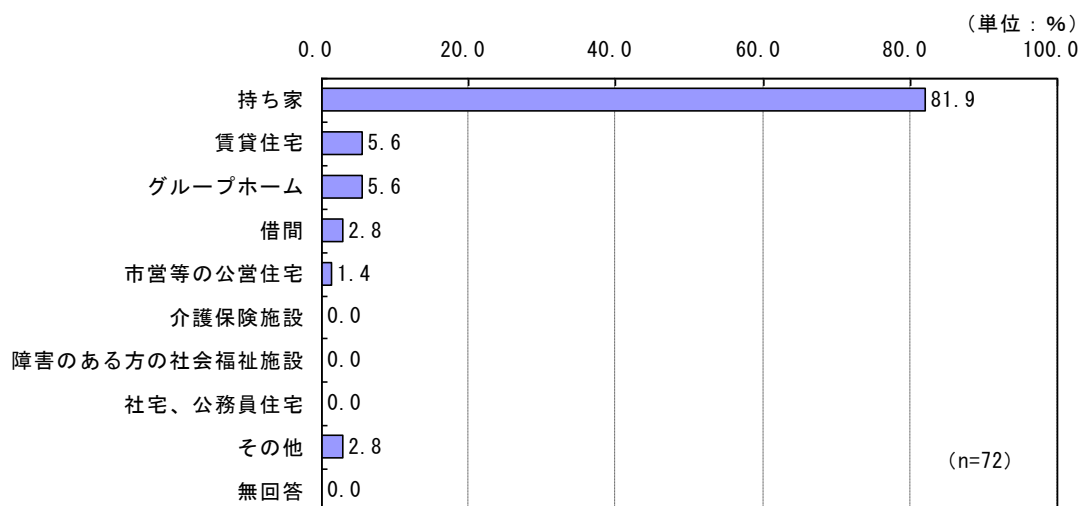
・身体障害者

身体障害者の住まいは「持ち家」が90.8%と最も多くなっています。



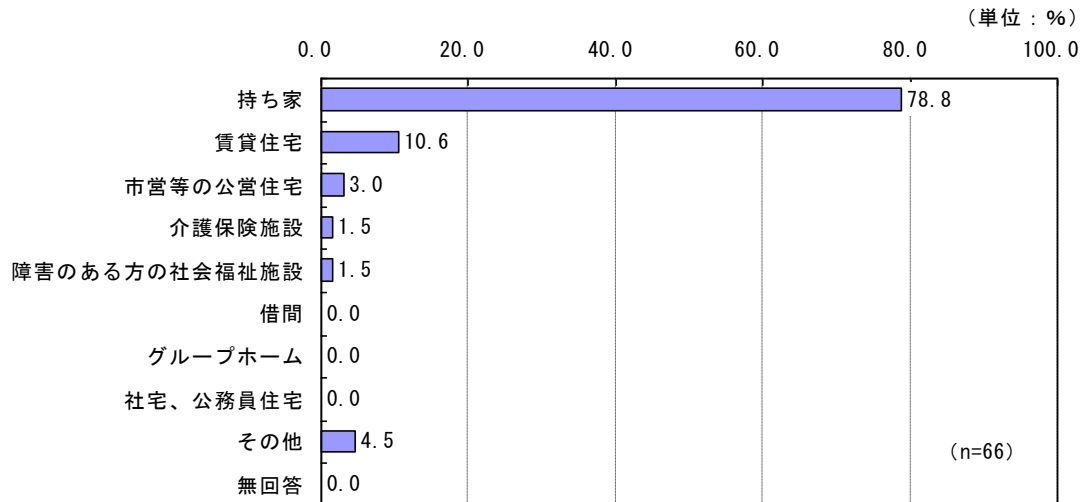
・知的障害者

知的障害者では、「持ち家」は81.9%と身体障害者にくらべ下がり、特に「グループホーム」が5.6%と多いのが特徴です。



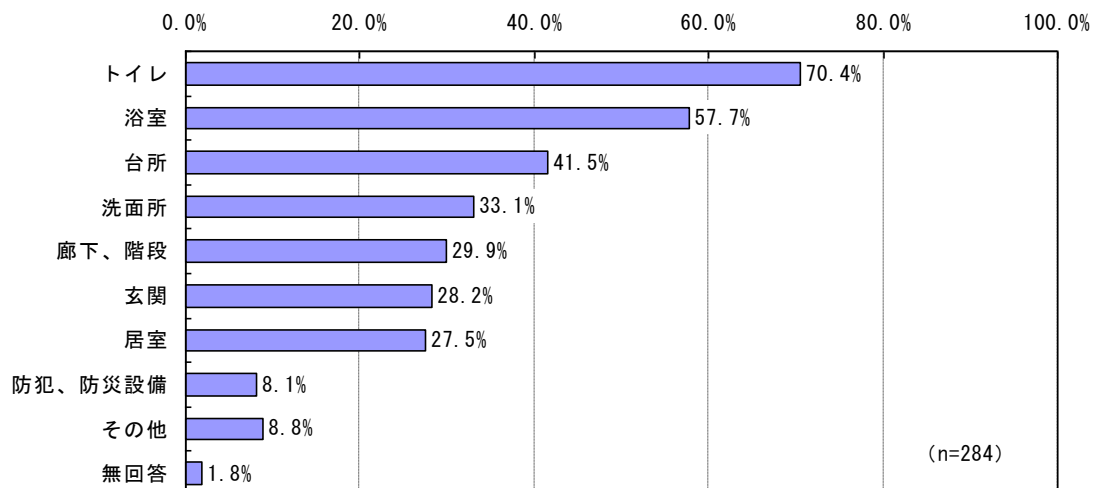
・精神障害者

精神障害者は「持ち家」が78.8%と最も少なく、「賃貸住宅」が10.6%で3障害のなかで最も多いのが特徴です。



③ 住宅改修の状況

改修した場所は、「トイレ」が最も多く70.4%、次いで「浴室」が57.7%、「台所」が41.5%、「洗面所」が33.1%の順となっています。「防犯、防災設備」は8.1%です。

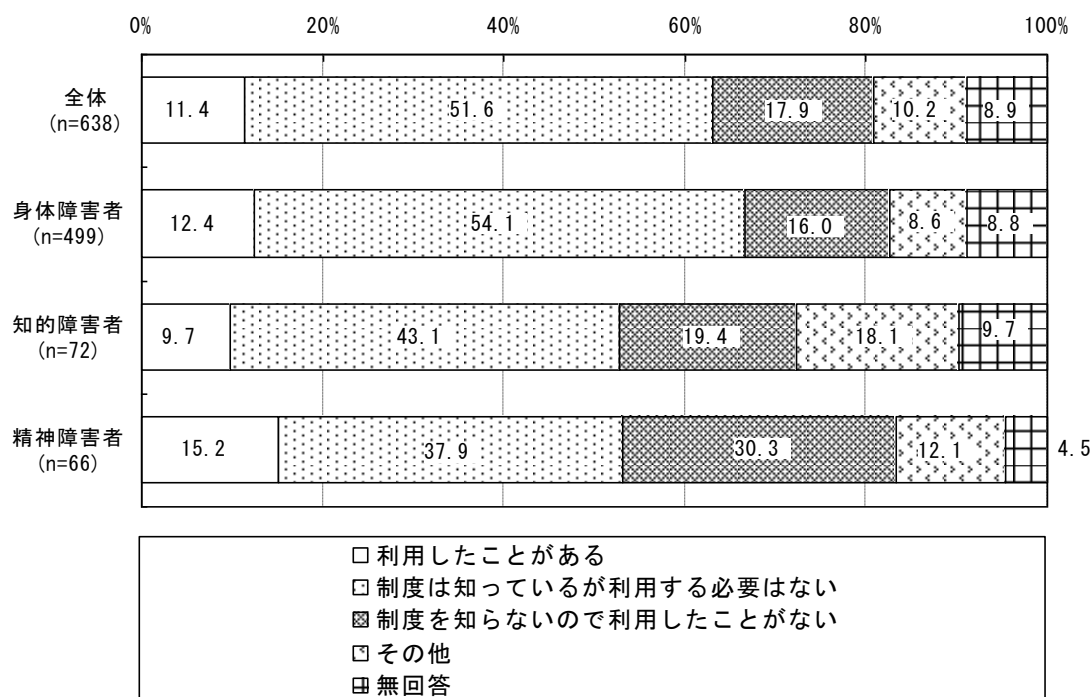


④ 福祉サービスの利用状況等

ア) 居宅生活援助（ホームヘルプサービス）の現在の利用状況

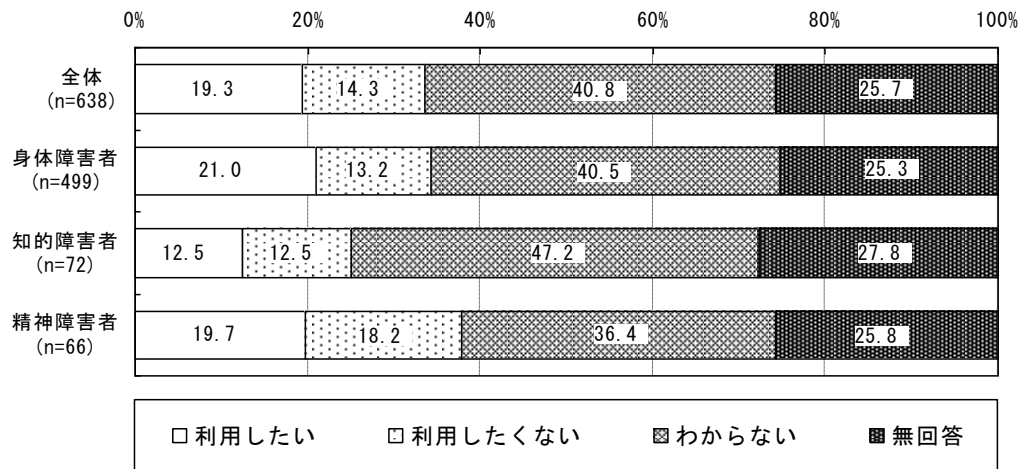
「利用したことがある」のは精神障害者が15.2%（前回7.1%）、身体障害者が12.4%（前回10.1%）と増加しましたが、知的障害者では9.7%（前回10.3%）と若干減少しました。

また、「制度を知らないので利用したことがない」は精神障害者で30.3%（前回28.6%）、知的障害者19.4%（前回17.9%）、身体障害者16.0%（前回8.9%）と増加傾向になっています。



イ) 居宅生活援助（ホームヘルプサービス）の今後の利用意向

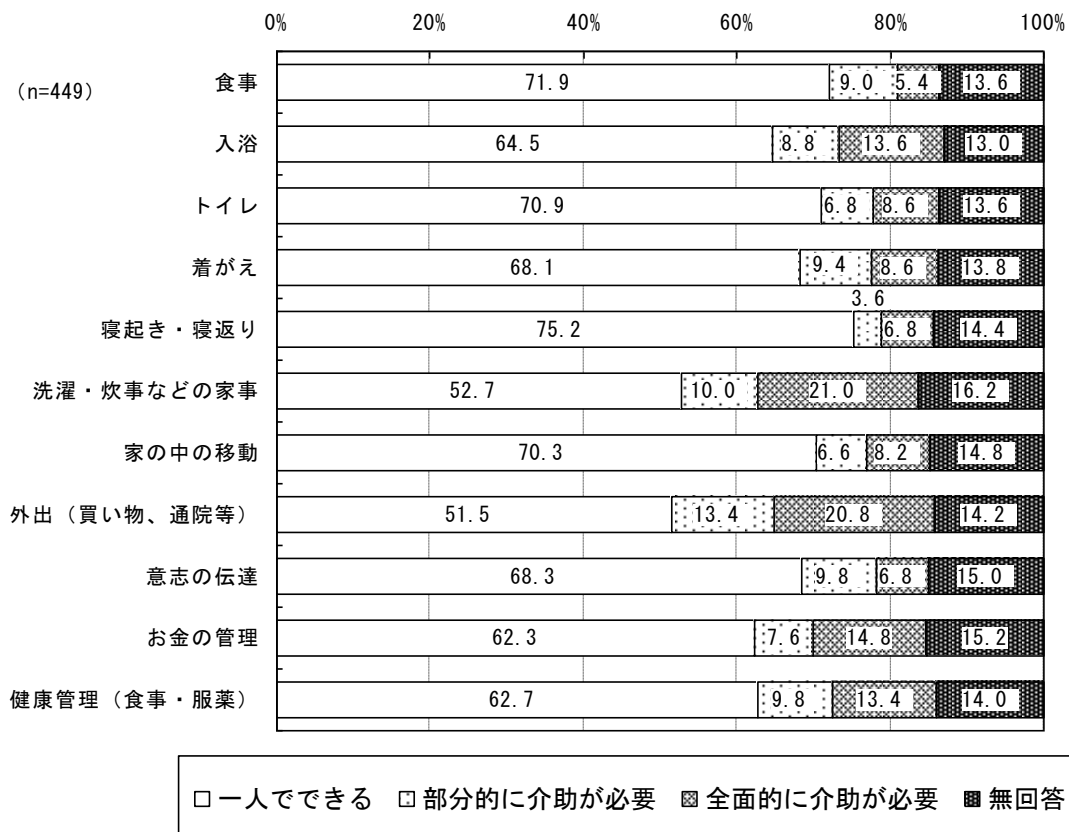
「利用したい」は、精神障害者が19.7%（前回3.6%）、身体障害者が21.0%（前回19.0%）と増加しましたが、知的障害者では12.5%（前回12.8%）と若干減少しました。



⑤ 日常生活での介助の状況

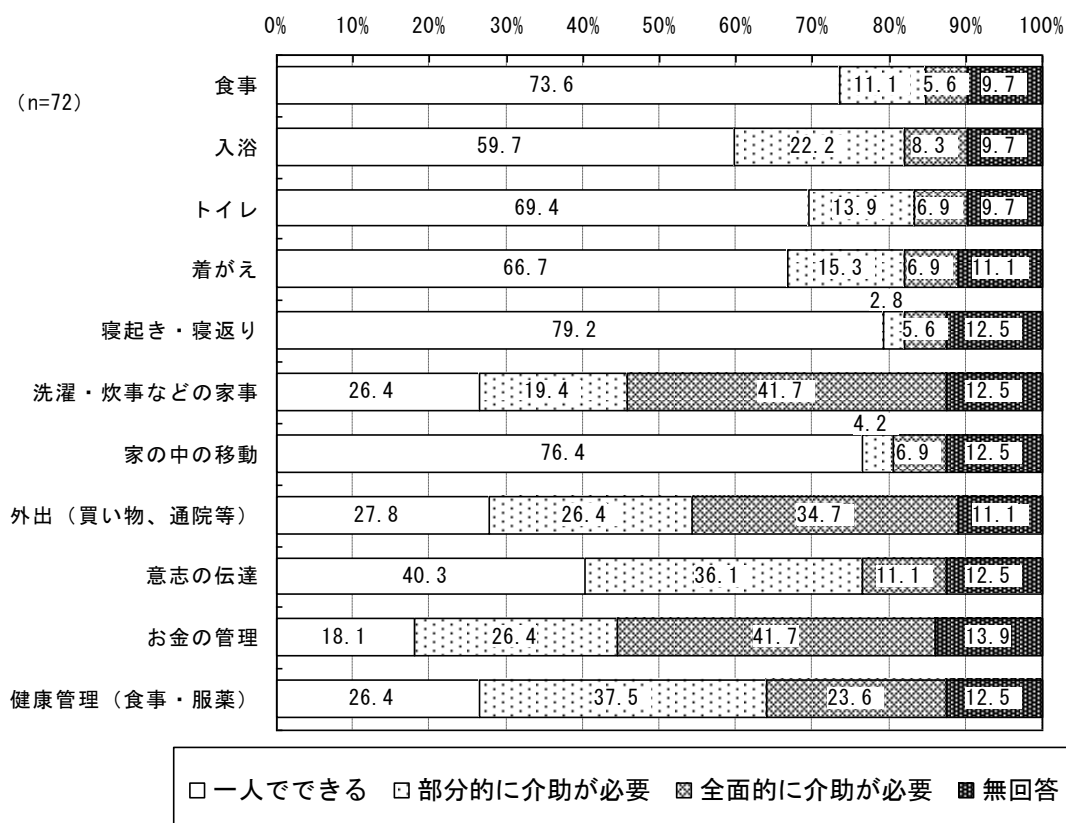
ア) 身体障害者

身体障害者で「全面的に介助が必要」な生活動作は、「洗濯・炊事などの家事」が最も高く21.0%、「外出（買い物、通院等）」が20.8%、「お金の管理」が14.8%、「入浴」が13.6%、「健康管理（食事・服薬）」が13.4%の順となっています。



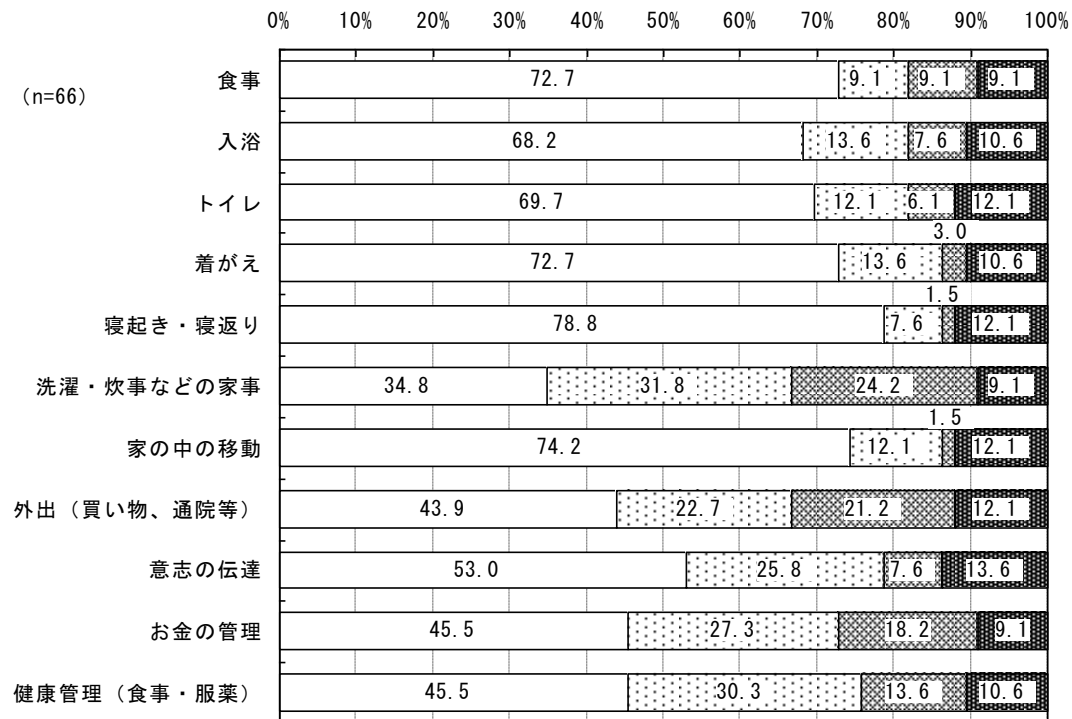
イ) 知的障害者

知的障害者では、「全面的に介助が必要」な生活動作は、「洗濯・炊事などの家事」と「お金の管理」が最も高く41.7%、「外出（買い物、通院等）」が34.7%、「健康管理（食事・服薬）」が23.6%となっており、それぞれ、身体障害者より高い割合を示しています。



ウ) 精神障害者

精神障害者では、「全面的に介助が必要」な生活動作は、他の障害者と同様に「洗濯・炊事などの家事」が最も多く24.2%となっています。「外出（買い物、通院等）」が21.2%、「お金の管理」が18.2%、「健康管理（食事・服薬）」が13.6%となっており、身体障害者と知的障害者の中間に位置しています。

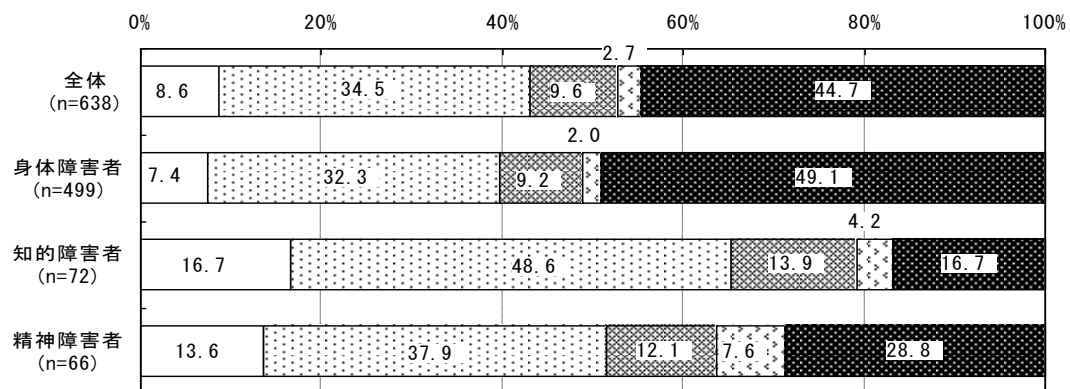


□ 一人でできる □ 部分的に介助が必要 ■ 全面的に介助が必要 ■ 無回答

エ）主な介助者の健康状況

「非常に健康」が8.6%、「まあ健康」が34.5%となっています。「あまり健康でない」は9.6%、「病気がち」は2.7%です。「非常に健康」をみると知的障害者で最も多く16.7%、精神障害者が13.6%となっています。

また、「あまり健康でない」は年齢の高い身体障害者で9.2%となっていますが、知的障害者の介助者が13.9%、精神障害者でも12.1%とやや高くなっています。

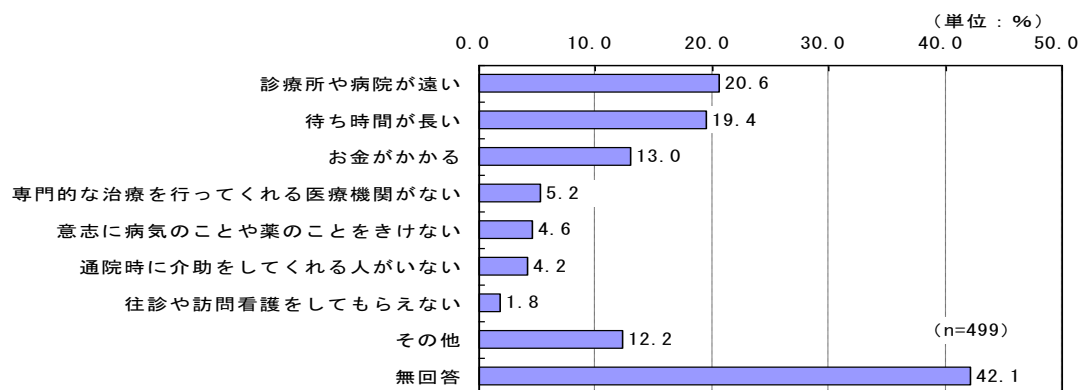


□ 非常に健康 □ まあ健康 ■ あまり健康でない □ 病気がち ■ 無回答

⑥ 日常生活での医療の状況

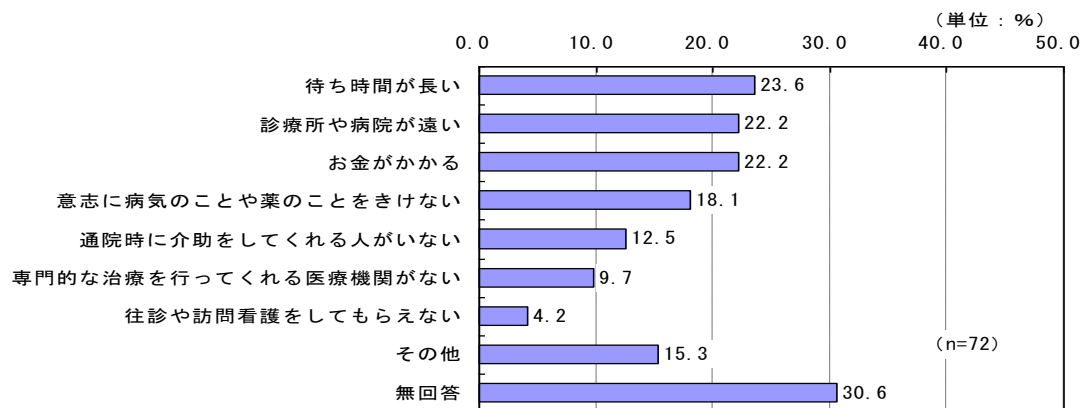
ア) 身体障害者

身体障害者では「診療所や病院が遠い」が20.6%、「待ち時間が長い」が19.4%となっています。



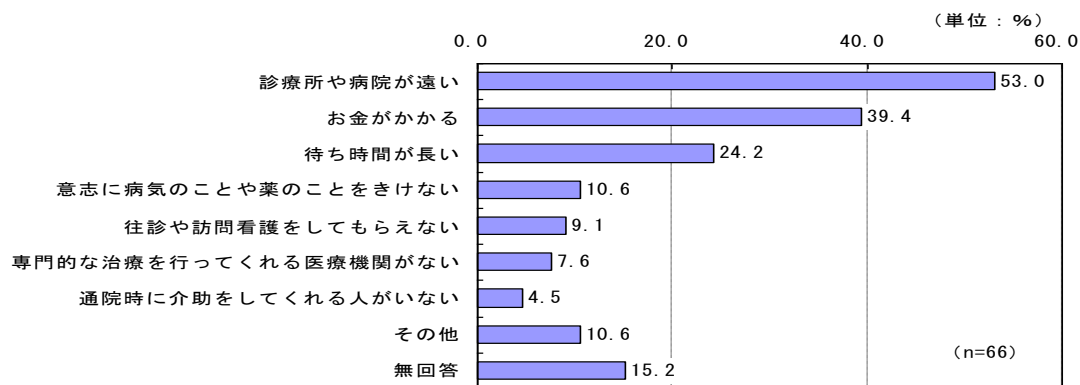
イ) 知的障害者

知的障害者では「待ち時間が長い」が23.6%、「診療所や病院が遠い」と「お金がかかる」が22.2%となっています。



ウ) 精神障害者

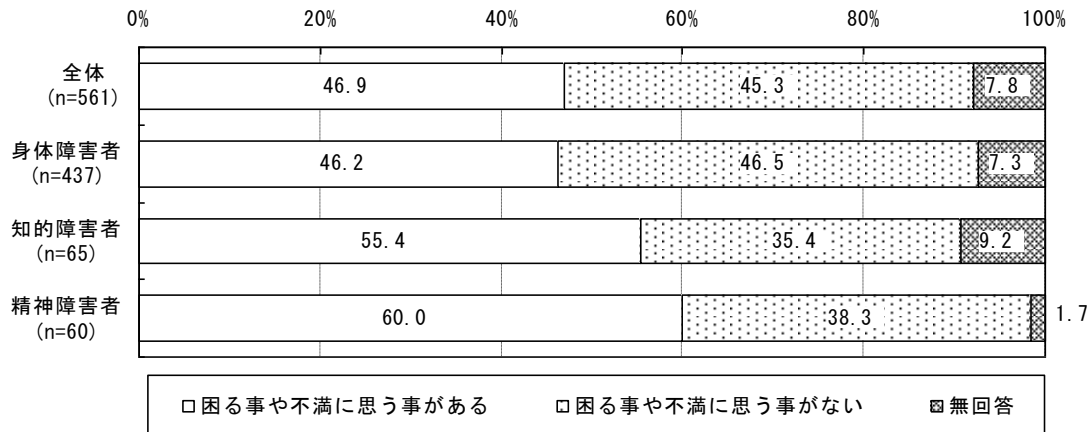
精神障害者では、「診療所や病院が遠い」が53.0%と他の障害に比べ高い回答がみられ、「お金がかかる」も39.4%と高くなっています。



⑦ 外出時に不満と思うこと

ア) 不満の有無

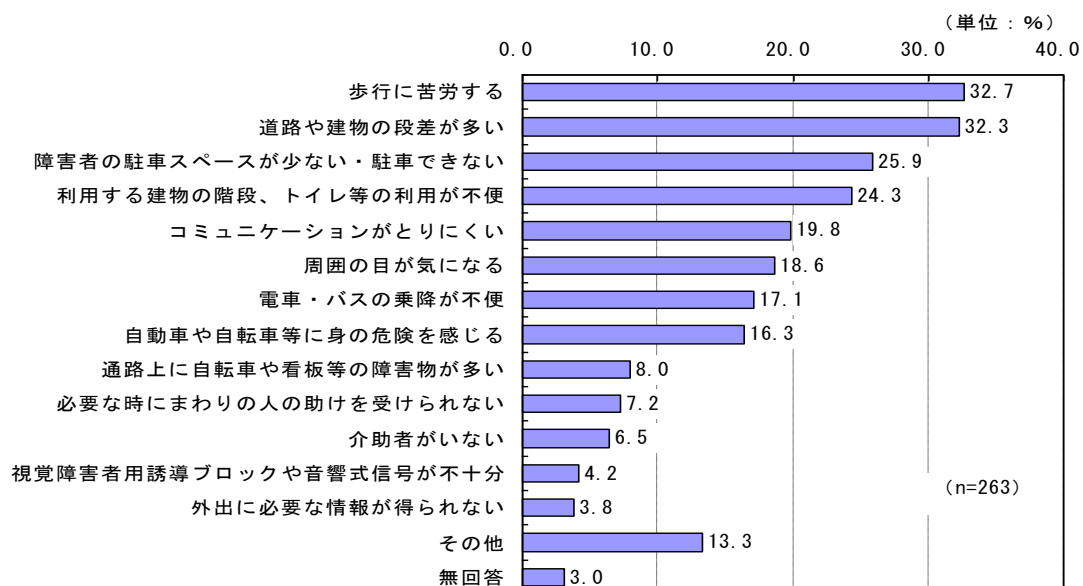
「困ることや不満に思うことがある」は、精神障害者が60.0%で最も多く、次いで知的障害者が55.4%、身体障害者の46.2%の順となっています。



イ) 不満の内容

困ることや不安、不満に思うことでは、「歩行に苦勞する」(32.7%)と「道路や建物に段差が多い」(32.3%)が最も多くみられます。「障害のある方のための駐車スペースが少ないことや駐車できないことがある」が25.9%、「利用する建物の設備(階段、トイレ等)の利用が不便」が24.3%など上位は、構造物のバリアフリー化に関する課題があげられています。

これに対し「コミュニケーションがとりにくい」は19.8%、「周囲の目が気になる」は18.6%となっています。「困ることや不満に思うことがある」は、精神障害者が60.0%で最も多く、次いで知的障害者が55.4%、身体障害者の46.2%の順となっています。

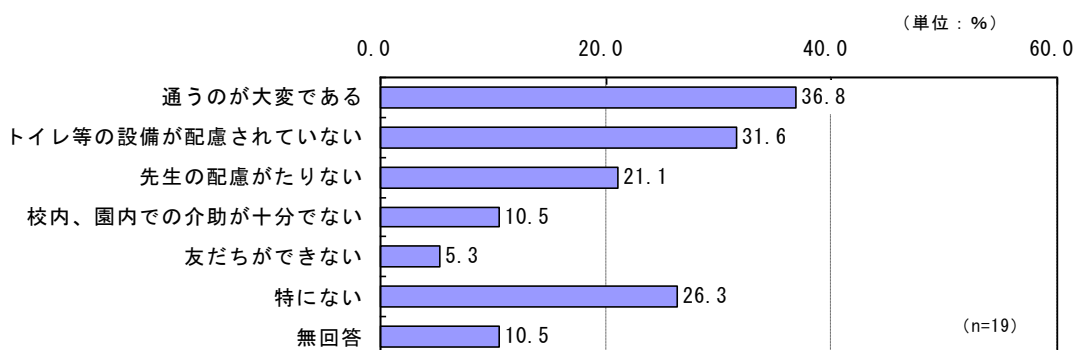


⑧ 就学の状況

ア) 学校・園で困っていること

学校・園で困っていることは、回答が分散している。「通うのが大変である」が36.8%、「トイレ等の設備が配慮されていない」が31.6%、「先生の配慮がたりない」が21.1%となっています。

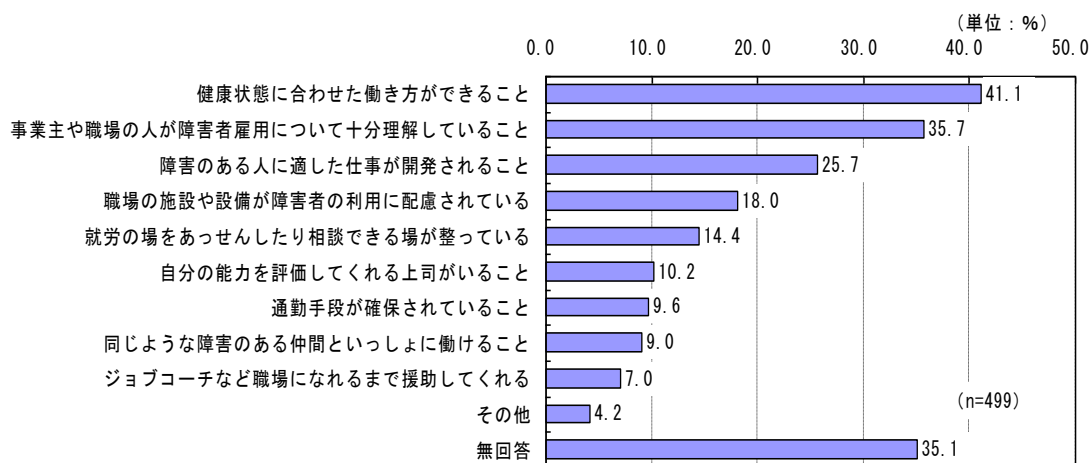
また、前問と同様にグラフは回答のなかったものを除いており、「授業についていけない」「受け入れてくれる学校が少ない」「普通学級に入れてもらえない」といった回答はみられませんでした。



⑨ 就労（働くため）の環境で必要なこと

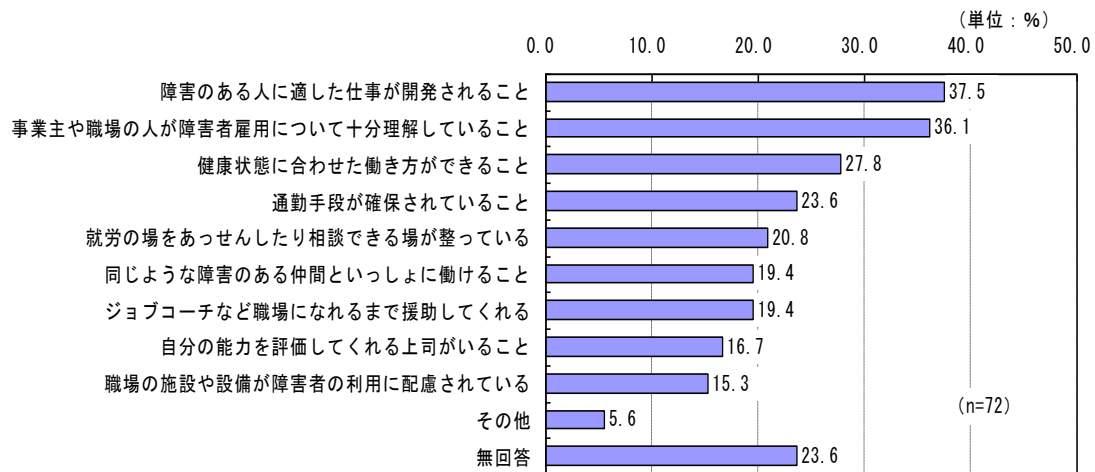
ア) 身体障害者

身体障害者では、「健康状態に合わせた働き方ができること」が41.1%と最も多く、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が35.7%となっています。



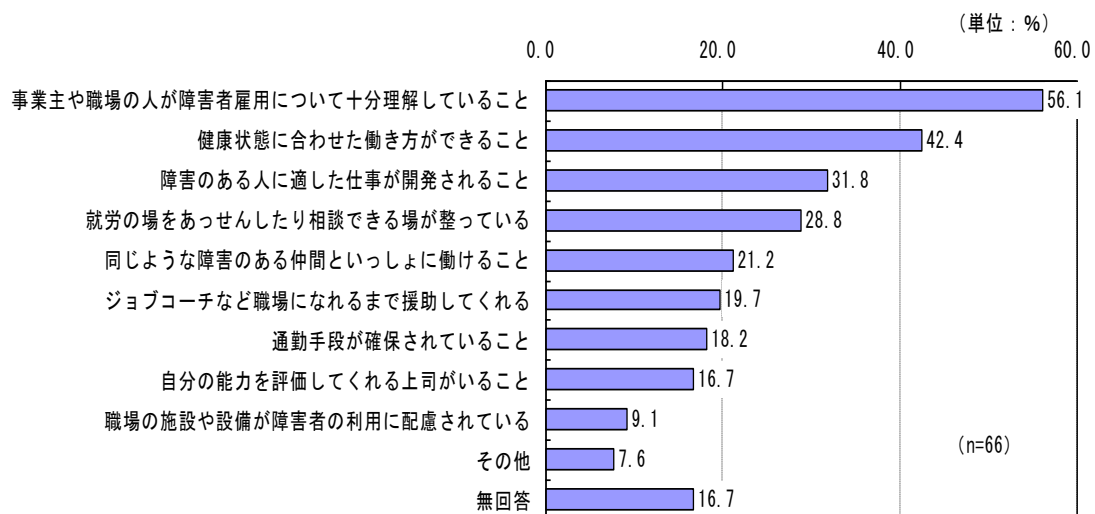
イ) 知的障害者

知的障害者では、「障害のある人に適した仕事が開発されること」が37.5%、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が36.1%で上位となっています。また、「健康状態に合わせた働き方ができること」が27.8%みられます。



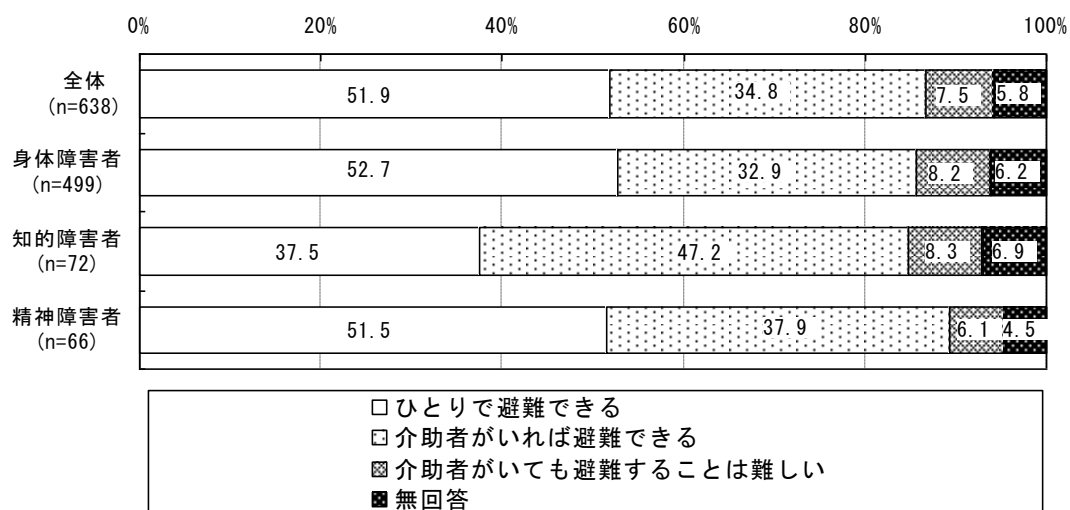
ウ) 精神障害者

精神障害者では、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が56.1%と他の障害に比べ特に高い回答がみられます。また、「健康状態に合わせた働き方ができること」も42.4%と高い回答となっています。



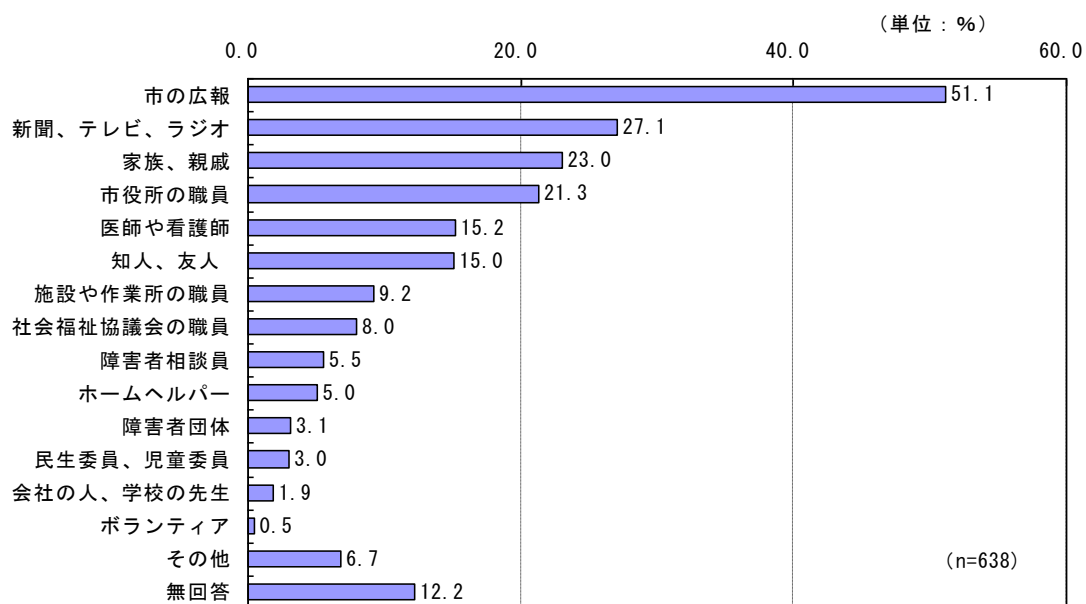
⑩ 災害時の避難

「ひとりで避難できる」のは身体障害者では52.7%、精神障害者では51.5%とほぼ半数ですが、知的障害者では37.5%にとどまっています。「介助者がいれば避難できる」は知的障害者が47.2%と他の障害者より多くなっています。「介助者がいても避難することは難しい」は全体の7.5%です。



⑪ 福祉情報の入手状況

「市の広報」が51.1%と半数を占め最も多くなっています。「新聞、テレビ、ラジオ」が27.1%、「家族、親戚」が23.0%、「市役所の職員」も21.3%みられます。

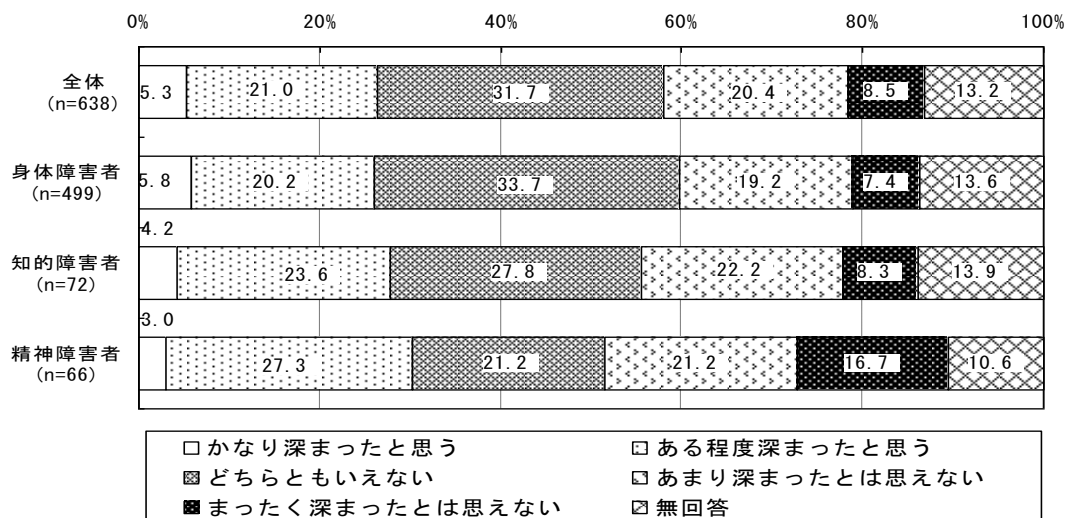


⑫ 地域とのつながりや差別

ア) 市民の理解度

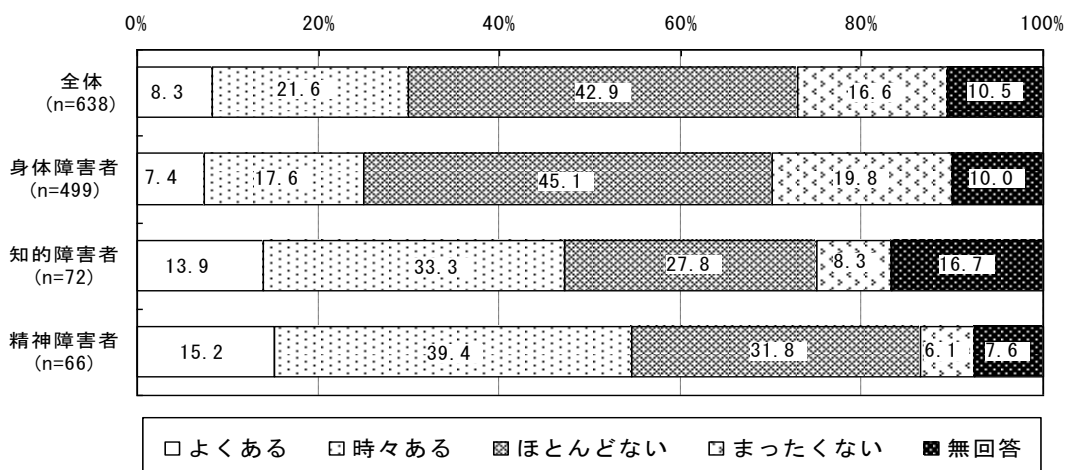
障害者への市民の理解は、深まったかという問いに対して「どちらともいえない」が31.7%と最も多く、「ある程度深まったと思う」が21.0%、「あまり深まったとは思えない」が20.4%と肯定する意見と否定する意見が拮抗する回答となっています。

「まったく深まってとは思えない」は精神障害者で16.7%と特に高くなっていることが特徴です。



イ) 差別の有無

全体としては「ほとんどない」が42.9%、「まったくない」が16.6%とあわせると59.5%と6割を占めているが、「よくある」が8.3%、「時々ある」も21.6%みられます。「よくある」は精神障害者（15.2%）と知的障害者（13.9%）でやや高くなっており、精神障害者、知的障害者、身体障害者の順でいやな思いをしている人が多くなっています。

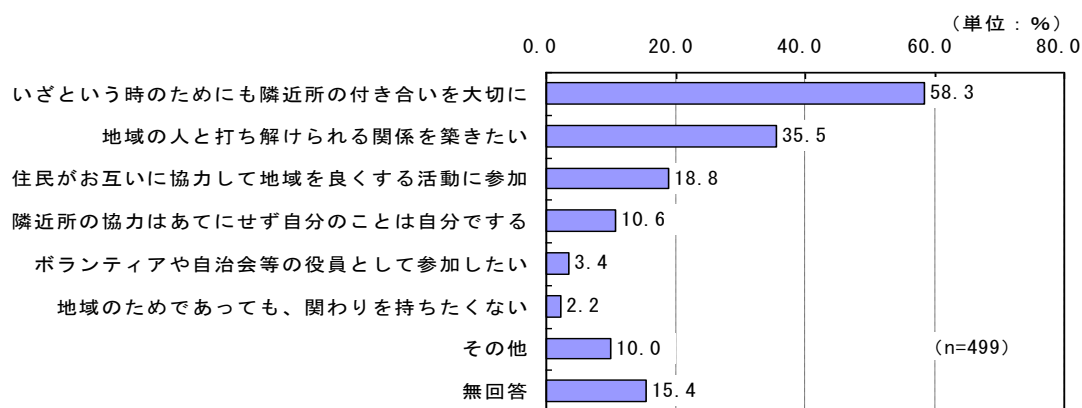


ウ) 地域との関わり

「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」がそれぞれの障害者で第1位となっており、およそ半数の回答となっています。また、第2位も各障害者で、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」があげられています。

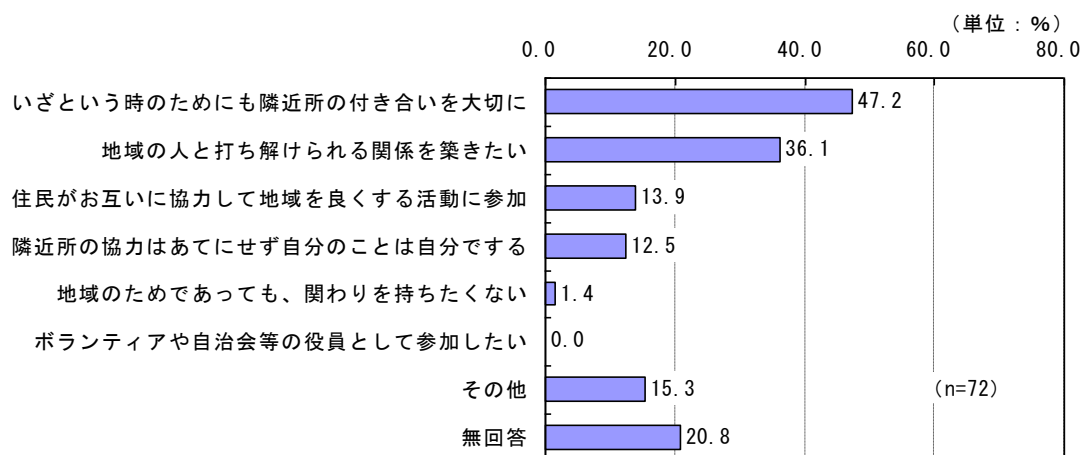
・身体障害者

身体障害者では、「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が58.3%、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が35.5%、「住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」が18.8%です。



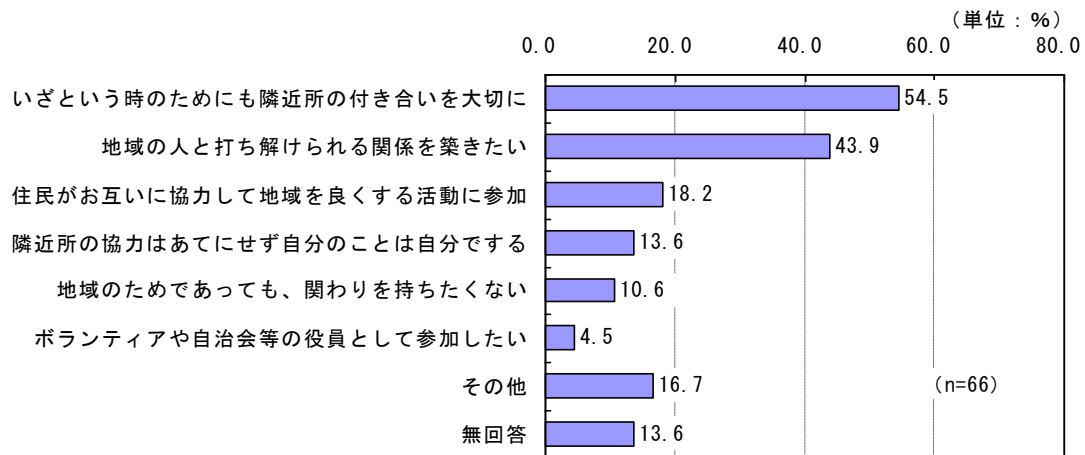
・知的障害者

知的障害者では、「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が47.2%、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が36.1%、「住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」が13.9%です。



・精神障害者

精神障害者では、いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が54.5%、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が43.9%、「住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい」が18.2%となっています。

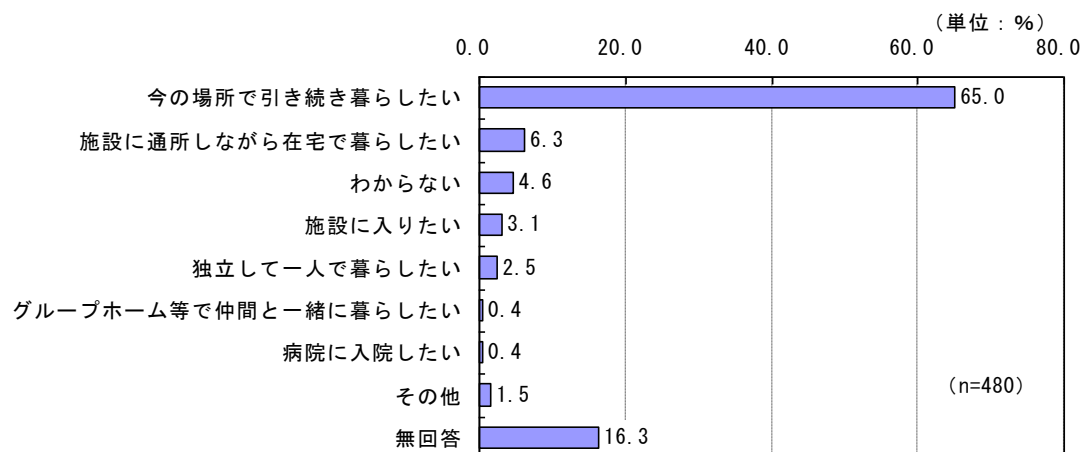


⑬ 今後の暮らし方について

ア) 入所・入院していない方

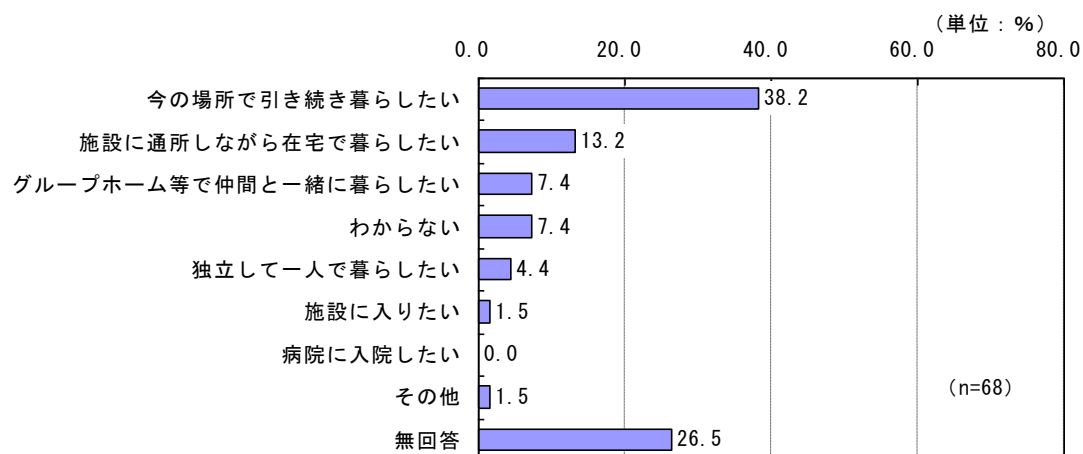
・身体障害者

身体障害者では、「今の場所で引き続き暮らしたい」が65.0%となっており、知的障害者、精神障害者とくらべ高い回答となっています。



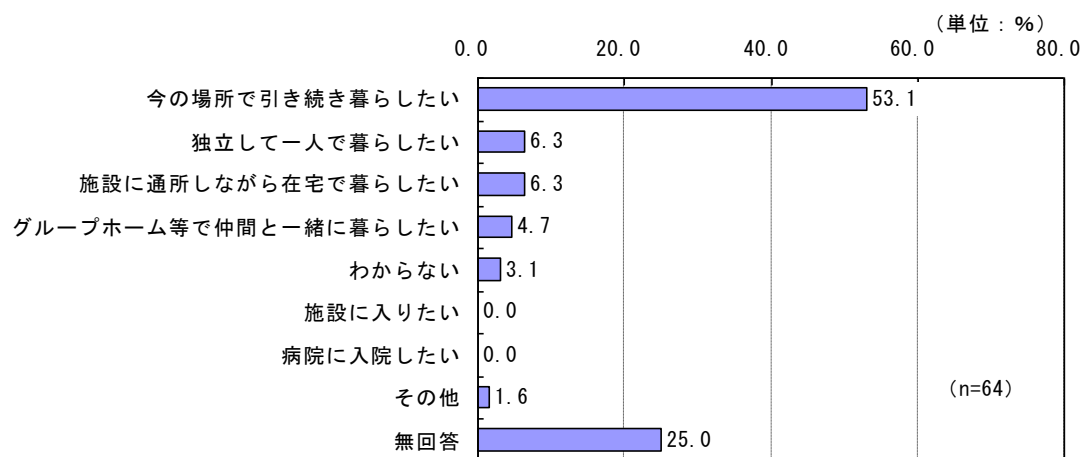
・知的障害者

知的障害者では、「今の場所で引き続き暮らしたい」が38.2%、「施設に通所しながら在宅で暮らしたい」が13.2%とやや高い回答となっています。



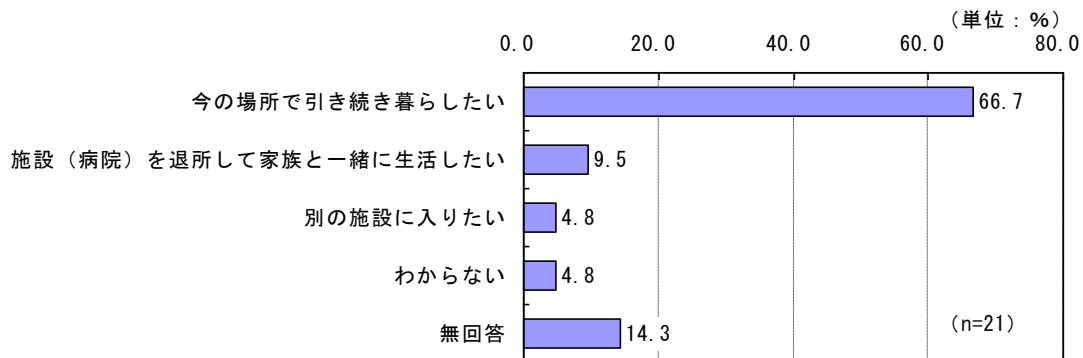
・精神障害者

精神障害者では、「今の場所で引き続き暮らしたい」が53.1%、「独立して一人で暮らしたい」及び「施設に通所しながら在宅で暮らしたい」が6.3%となっています。



イ) 入所・入院している方

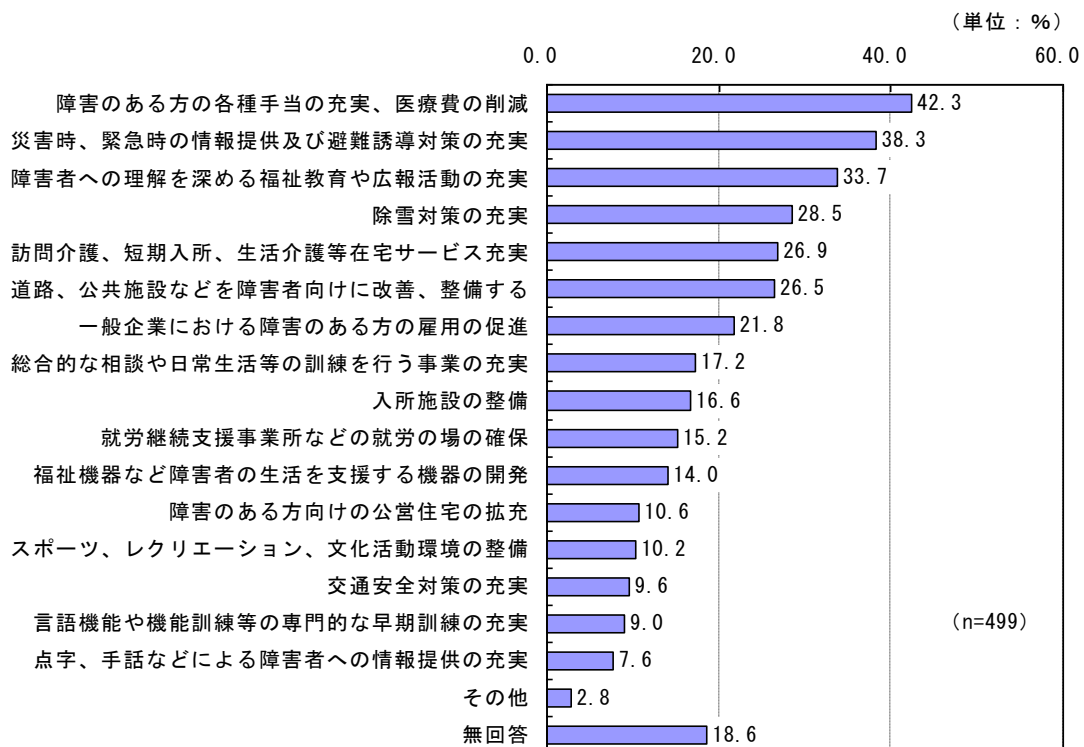
調査時点で施設（病院）に入所（入院）している方、21人のみですが、そのうち3人に2人までが、「今の場所で引き続き暮らしたい」（66.7%）と回答しています。



⑭ 今後の障害者施策について

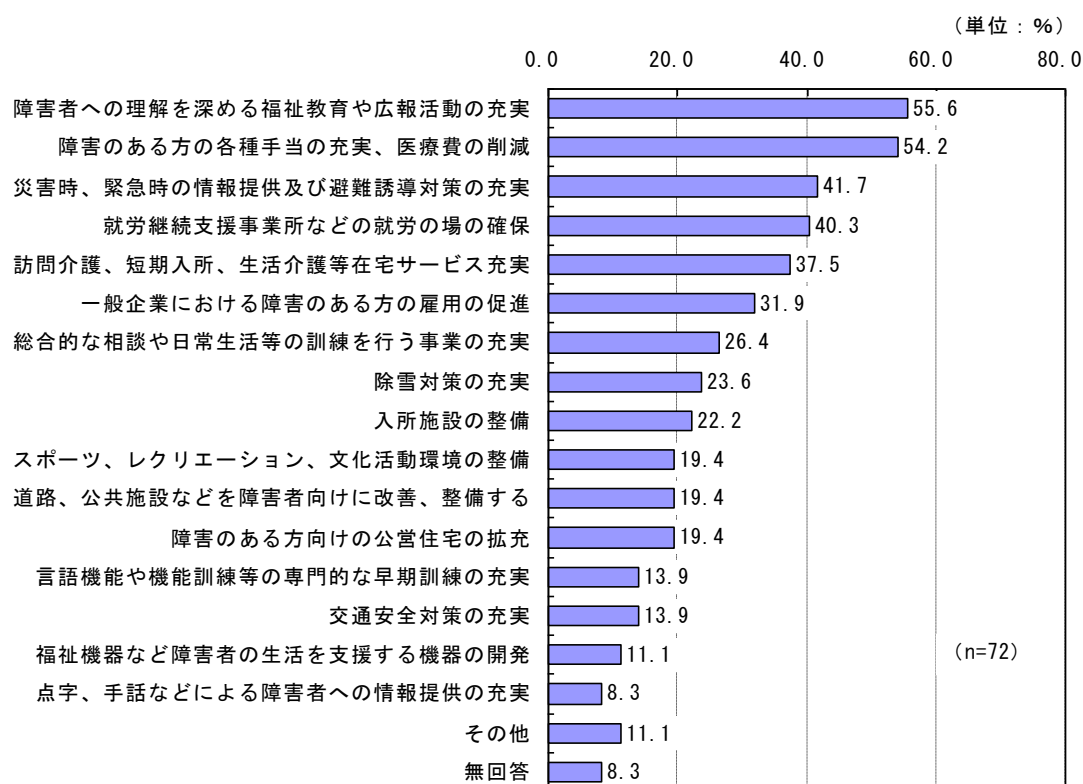
ア) 身体障害者

身体障害者では、「障害のある方の各種手当の充実、医療費の削減」が42.3%と最も多く、「災害時、緊急時の情報提供及び避難誘導対策の充実」が38.3%、「障害のある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が33.7%と上位となっていますが、後でみるとおり、知的障害者や精神障害者と比べると回答はやや少なくなっています。



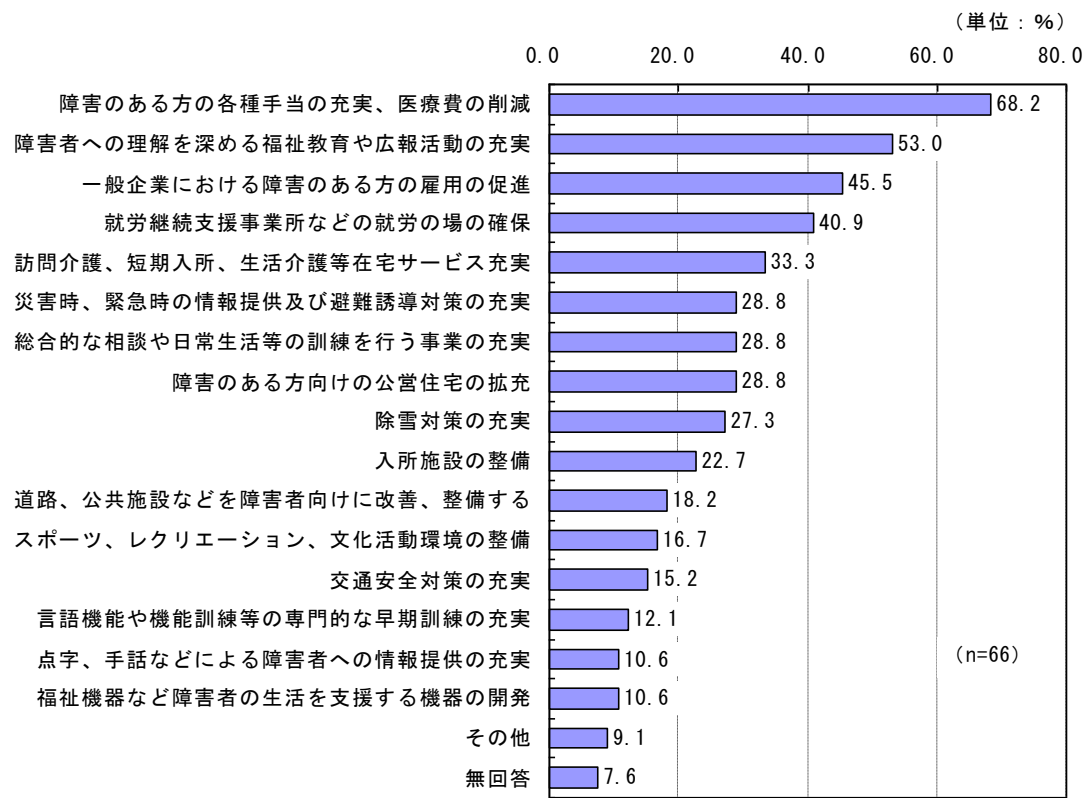
イ) 知的障害者

知的障害者では、「障害のある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が55.6%「障害のある方の各種手当の充実、医療費の削減」が54.2%とともに半数を超え高い回答がみられます。「災害時、緊急時の情報提供及び避難誘導対策の充実」が41.7%、「就労継続支援事業所などの就労の場の確保」が40.3%とこれらも高い回答がみられます。



ウ) 精神障害者

精神障害者では、「障害のある方の各種手当の充実、医療費の削減」が68.2%と全体の3分の2を占め高い回答となっています。「障害のある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」が53.0%とともに半数を超え高い回答がみられます。第3位は、「一般企業における障害のある方の雇用の促進」で45.5%となっており、身体障害者、知的障害者と比べ高い回答となっています。



⑮ 自由記述欄（抜粋）

詳細は、アンケート結果報告書に記載されています。

回答内容
私は今障害２級ですが自分の事は今は出来ますが親と２人ぐらしです。その親が認知症で大変ですなかなか施設に入れなくてこまっています。
障害児にもオムツ券を支給してほしい。現在１５歳ですが障害で常にオムツを使用しています。まだまだ何年もオムツ代がかかる生活は負担が大きいです。なんとか障害児にもオムツ券を支給してほしいです。どうかよろしくお願いします。
ハローワーク等に於いて、障害者でも構わないという企業があるが、面接をしてみると、雇用されないという理不尽が多いと思う。
精神障害で病院に入院中ですが、家族の面会でも通院でも片道１時間以上かかります。市内に精神病院があるととても良いです。今は、週に３回以上洗濯物を取りに来てもらっています。
運転（通院介助）をしてもＯＫなヘルパーさんがいてほしい。１年分のタクシー券を今の３倍くらいほしいです。あと福祉タクシーが高くて券がなくなると通院に使えなくてこまっています。

回答内容
事務手続きの緩和。
介助が必要になった時入所施設に全体の人が入れる様な世の中になったらいいと思います。
補聴器（医療障害等によるもの）に保険適用、高価な為購入出来ないで不自由をしている人は少なくない。又通販で販売している補聴器又はそれに類するものはほとんど効果は得られない。また補聴器の販売する側に商業主義が働き高価なものを勧める傾向もあり、利用者からの不信の声は良く聞く。☆要求されていない事を記入しましたが、こうした声は当局に余り吸い上げられていない。あるいは知っていても対策がなされていない。これが現実かと思います。
今回のアンケートについて一言。障害の状況や部位によって、要望等は全く違うものになると思います。「障害」とひとくくりにしたこのようなアンケートは役に立つのでしょうか？障害別や状態等に分けて細やかなアンケートを行い、どんな人がどんな事を必要としているのかを解ってほしいです。
外から見える障害に目が付きがちですが内部の障害がある人にもいる事をわかってもらいたい。市の人員に対して障害のある人の採用が少ないのではないかと思います。
障害手続の更新の簡素化をはかってほしい。なおらない病気とわかっているでも更新手続きが必要というのははじめ、差別にほかならない。障害者福祉を自分のこととして考えなくてはなにもかわらない。
現在デイサービスを使用して居りますが、時間が2ヶ月前より予約をしないと駄目なみたいですので其の所もう少し簡単に入れるようにして頂きたいと思います。2週間ぐらい前に予約をしても使用出来るようにして戴きたいです。
最低限市の福祉予算は継続してほしい。
障害者福祉に対する予算の拡充。
今まで障害者として市の行政からなに一つしてもらったことはありません。
障害者に対しての国・県・市の税金などの負担などもう少し援助できない物でしょうか？60才から障害者年金を打ち切られて特別支給の厚生年金だけで生活しています。生活保護も考えましたが、子供達のこともあって話を前にすすめていません。
福祉サービス等の情報が少ないため、入院して聞くことが多い。広報活動の充実を望む。医療費やそれに伴う出金が多いため、手当、交通費の補助医療費負担の軽減等を望む。

4 障がい者（児）が利用する障害福祉サービス事業所等の状況

（１）就学関係の施設

① 小・中・高校及び特別支援学校

本市には、小学校11校、中学校4校、高校1校があります。新潟県立駒林特別支援学校が1校あります。

② 幼稚園・保育園（所）

本市には、幼稚園4カ所、保育園（所）14カ所が設置されています。すべての園で障害児保育を実施しています。

③ 特別支援学級及び通級指導教室

本市では、11小学校中7校に特別支援学級があり、12学級で実施しています。中学校に4校7学級設置しています。通級指導教室は、言語指導教室2学級、発達障害指導教室1学級設置しています。

（２）障害福祉サービス事業所等の状況

本市における障がい者（児）サービス事業所などの設置状況は次のとおりです。障害者福祉サービス事業所は、入所だけでなく、地域での生活を支援するセンターとして重要な役割を担っています。

このため、日中活動の場として、通所型サービス事業所の整備を計画的に行うとともに、学校卒業後の対応を含め、できるだけ地域に生活基盤を置けるよう、「働く場」を充実していくことが求められています。

第2次阿賀野市障がい者計画

阿賀野市所在の障害福祉サービス事業所等（平成25年10月時点）

① 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設

事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	重度包括	自立訓練			就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	共同生活介護	共同生活援助	事業所の所在地
										機能訓練	生活訓練	宿泊型						
阿賀野市さくらの会作業所															○			阿賀野市若葉町
コスモス活動所						○									○			阿賀野市中央町
宝珠苑						○	○	○										阿賀野市保田
障害福祉サービス事業所 ゆうきの里															○			阿賀野市山崎
あおぞらソラシード															○			阿賀野市畑江
有限会社ケアセンターウイング	○	○																阿賀野市岡山町
訪問介護事業所ステーション たいよう	○	○																阿賀野市下条町
訪問介護事業所 有限会社 ほたる	○	○																阿賀野市本明
阿賀野市社協 ヘルパーステーションぬくもり	○																	阿賀野市稲荷町
ひだまりケアセンター 訪問介護事業所	○	○																阿賀野市岡山町
すばるワークセンター											○		○		○			阿賀野市若葉町
介護事業所 おひさま	○	○																阿賀野市西岡
障がい者ショートステイ やすだの里							○											阿賀野市保田
訪問介護事業所 ケアセンターきらら	○	○																阿賀野市宮下
共同生活援助事業所パル																○	○	阿賀野市寺社

② 相談支援事業所

名称	一般 (地域移行)	一般 (地域定着)	特定	障害児	事業所の所在地
こどものことばとこころの相談室			○	○	阿賀野市岡山町
阿賀野市障害者総合相談支援センター			○	○	阿賀野市岡山町

③ 障害児通所支援事業所・障害児入所施設

事業所名	障害児通所支援				障害児入所施設等			主たる対象者	事業所の所在地
	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	（障害児入所支援）福祉型	（障害児入所支援）医療型	指定医療機関		
こどものことばとこころの相談室	○		○	○				重心以外	阿賀野市岡山町
放課後等デイサービス事業所 チューリップハウス			○					重心以外	阿賀野市曾郷

第 4 章

計画の基本方向

第4章 計画の基本方向

“一人ひとりが生き生きと安心して、
ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を目指す”ための基本方向の流れ

【基本理念】

- (1) リハビリテーション
市民生活のすべての段階において、人間的復権を目指す
- (2) ノーマライゼーション
障がい者が障がいのない人と共に生活し、活動する社会を目指す

【基本的視点】

- (1) 社会全体におけるバリアフリー化の推進
- (2) 障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進
- (3) 障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

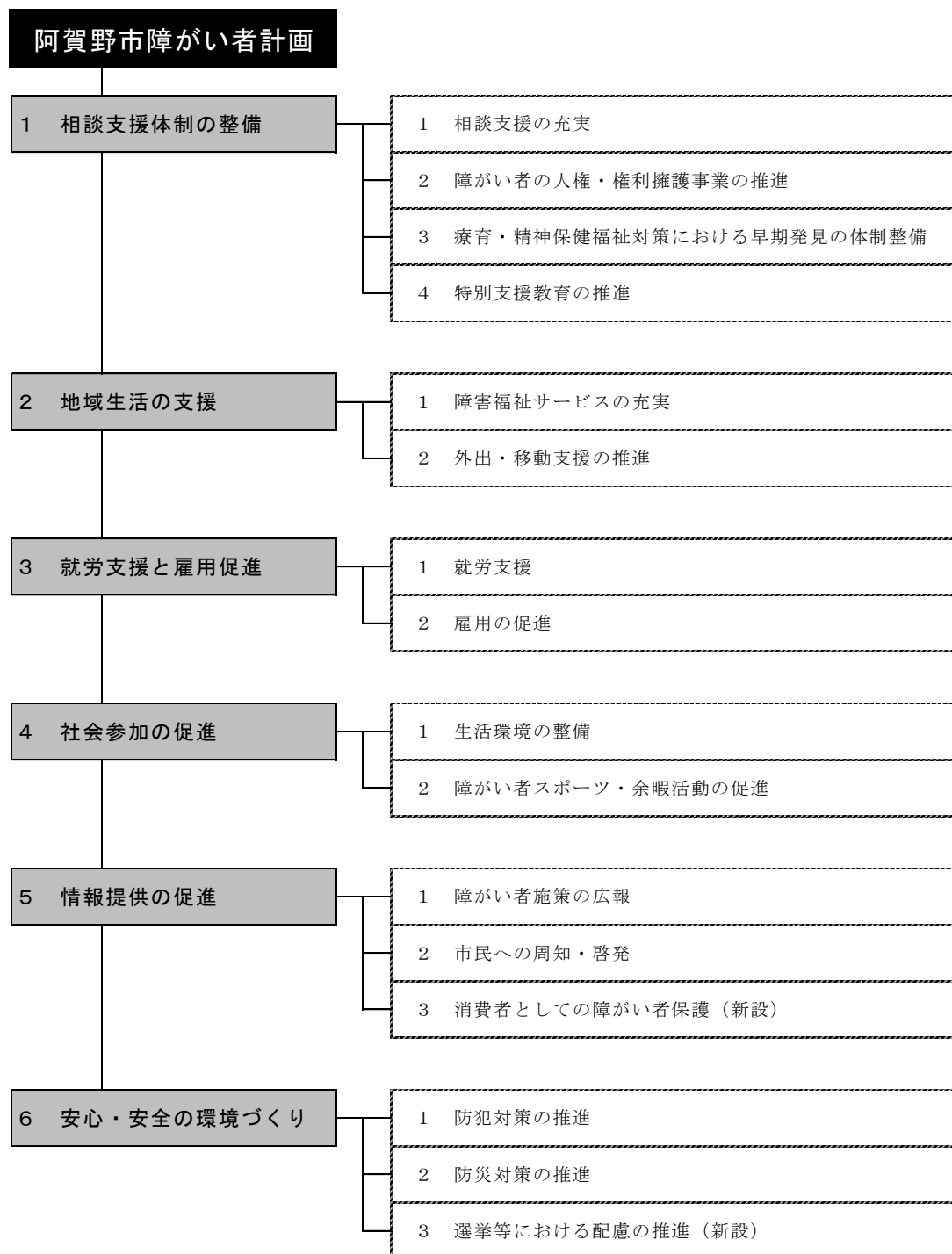
【施策の重点的課題】

- (1) 障がいや障がいのある人に対する理解・啓発活動の促進
- (2) 地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進
- (3) 障がい者の生活向上につながる支援体制の充実
- (4) いきいきと社会参加できる地域環境の充実
- (5) 精神障がい者施策の拡充
- (6) 差別のない地域環境の充実

【施策の基本的方針】

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 地域生活の支援
- (3) 就労支援と雇用の促進
- (4) 社会参加の促進
- (5) 情報提供の促進
- (6) 安心・安全な環境づくり

1. 施策の体系



*（新設）は平成23年8月の改正により追加された項目

第 5 章

施策の展開

第5章 施策の展開

1 相談支援体制の整備

(1) 現状と課題

平成24年度に障害者自立支援法の改正により障害福祉サービスを利用するすべての利用者に対しサービス等利用計画の作成が義務付けられました。これに対応し、また、将来的に市内に相談支援事業者を育成するため、市内の障害福祉サービス事業所と連携し、阿賀野市障害者総合相談支援センターを設置しました。

センターでは、サービス等利用計画の作成のほか、障がい者や家族などからの様々な相談を受け、関係機関と連携しながら、適切な支援ができるようサポートしています。今後とも相談支援の充実を図る必要があります。

虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階で対応することが大切です。障がい者の虐待防止や障がいを理由とする差別禁止を目指した対策を強化するとともに、障がい者の権利擁護のための取組を強化します。

また、精神障害などにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域で自立した生活を送ることができるようにするために、関係機関と連携し、成年後見制度の普及を目指します。

療育事業については、合併以前より「こどものことばとこころの相談室」を中心として取り組んでおり、県内においても先進的な取り組みとして高い評価を得ています。更なる充実のために、保健医療・療育等の総合的な支援体制づくりに努めます。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者が増加しており、精神障害等の早期発見・早期予防を図る体制づくりが必要となっています。

特別支援教育は、障がいのある児童・生徒に対し、その障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、指導・支援・配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立できるよう育成を図るものです。このため、教育機関だけでなく、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、総合的な支援体制が必要です。

(2) 具体的な施策展開

① 相談支援の充実

障がいのある方やその家族の方が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう支援するために、障がい者相談支援の充実を図ります。福祉サービスの情報提供や日常的な相談、介護の悩み等のほか、障がい者虐待防止に係る相談を行います。

施 策 名	施 策 の 内 容
相談支援の充実	障がいのある人やご家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、適切な対応や支援がなされるようサポートします。
障がい者支援ネットワークの構築	障がいのある方の様々な支援に関して各機関との連携を図ることにより情報の共有、効果的な支援を行うためネットワークの構築を図ります。
障害福祉サービス等の利用計画の作成支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

② 障がい者の人権・権利擁護事業の推進

障がいのある方々などが、地域で安心して暮らせるよう、虐待防止などの啓発活動や成年後見制度などを積極的に活用し、福祉サービスも含めた障がい者の権利を守ります。

施 策 名	施 策 の 内 容
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、虐待防止のための意識啓発を図ります。
成年後見制度の促進	知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人を保護するために、関係機関と連携し成年後見制度の促進を図ります。

③ 療育・精神保健対策における早期発見の体制整備

発達障害だけでなく、知的障がい者や身体障がい者の方などがこれからどうやったら生活しやすいのかを考えて教えていくことが療育であり、関係各教育機関と連携し、一貫した支援ができる体制の整備をはかります。また、精神面の健康を対象として、精神障害等の早期発見・予防に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
療育専門部会の推進	阿賀野市自立支援協議会に設置し、支援を必要とする子どもたちを一貫して支援します。
早期療育体制の推進	「こどものことばとこころの相談室」を中心として、早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、相談機能の強化を図ります。
精神障害等の早期発見・早期予防の体制づくり	精神障害等の早期発見・早期予防を図るため、関係機関等との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。

④ 特別支援教育の推進

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な支援を行います。また、総合的な支援体制の整備にあたっては、教育センターを中心とした教育、福祉、保健、医療等の関係機関との連携協力により有機的なネットワークの整備を促進します。

施 策 名	施 策 の 内 容
特別支援教育の推進	障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。
個別教育支援計画の策定・評価	児童・生徒の障がいと特性を見極め、それぞれにあった個別の指導計画及び教育支援計画を策定し、実施、評価を行う。
有機的ネットワークの構築	関係する機関と連携したネットワークを構築し、特別支援教育の総合的な支援を行う。

2 地域生活の支援

(1) 現状と課題

障害者総合支援法では、障がい者の地域移行が大きなテーマとなっており、障がい者が自宅や地域での生活を快適に送れるよう環境整備が必要です。

阿賀野市においても、合併以降居宅介護、デイサービス、施設支援等の障害福祉サービスの充実に努めてきたところです。

しかし、障がい者が自宅や地域で自立した生活を送れるためには、まだ十分とは言えません。

障がい者がそれぞれの特性に合った障害福祉サービスを受けられるよう、引き続き障害福祉サービスの充実に努めていく必要があります。

このため、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的に実施し、自立した日常生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備やネットワークの構築を推進します。

地域の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者や社会福祉施設に入所している障がい者の地域移行を進めていくために、住まいや通所施設等の日中活動の場の環境整備に取り組むことが必要です。

また、地域生活に必要な買い物支援や移動手段なども課題であり、障がい者の地域での生活を支える体制の整備を図ります。

(2) 具体的な施策展開

① 障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスの確保については、障害者総合支援法で定める「障害福祉計画」において、具体的な数値を見込むこととされており、平成23年度に策定した第3期阿賀野市障害福祉計画に基づいたサービス量の確保に努めています。

在宅サービスについては障害者総合支援法に基づき、より本人の自己実現に向けた支援ができる体制を整備します。また、介護保険制度との重複サービスについても、関係機関と調整し、サービスの充実に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
居宅介護	障害程度区分1以上の方に自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行う。
重度訪問介護	障害程度区分4以上の肢体不自由に自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行う。 (平成26年4月より重度の知的障害のある方および重度の精神障害のある方も対象)
短期入所	自宅での介護者が病気等の場合、短時間施設の利用をする。
生活介護	障害程度区分3以上(施設入所4以上)の常時介護を要する方に入浴、食事等を行う。
療養介護	常時介護を要する重度障がい者に対して病院において医学的管理のもと、介護を行う。
施設入所支援	障害程度区分4以上の通所が困難な障がい者に入浴、排せつ、食事の介護を行う。
共同生活援助・介護	共同生活し、日中活動利用の知的障がい者・精神障がい者に日常生活上の支援を行う。(共同生活介護が平成26年4月より一元化)
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。

施 策 名	施 策 の 内 容
就労移行支援	一般就労希望者に一定期間訓練を行い、就労・定着の支援を行う。
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行う。
就労継続支援（B型）	就労機会や生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行う。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

② 外出・移動支援の推進

屋外での移動が困難な方が外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動の介護、排せつ・食事の介護、代筆・代読、危険を回避するための支援などを行います。社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動等の社会参加のための外出が支援の対象です。原則、同行援護・行動援護と移動支援 両方を利用することは出来ず、同行援護・行動援護が優先されます。

施 策 名	施 策 の 内 容
移動支援	屋外での移動が困難な 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対して必要な支援を行う。
同行援護	視覚障害で著しく困難を有する方に、外出時の同行し、情報提供や移動援護を行う。
行動援護	障害程度区分3以上の知的障がい者・精神障がい者に外出時の移動支援を行う。

3 就労支援と雇用促進

(1) 現状と課題

就労支援は、障がい者にとって地域で自立した生活を送ることができるようにする、経済的な基盤としての所得の確保や働くことによる生きがいのために重要な施策です。

ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用拡大に向けて企業などに理解を求めています。また、就労意欲に応じて就労支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら体制づくりを進めます。

雇用を促進するため、ハローワーク、行政、商工会等関係機関と連携を図りながら、企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について達成するよう働きかけを行います。

また、障がい者が安心して働けるよう、障害福祉サービスの一層の充実を図ります。特に就労継続支援A型の施設は、市内にないため、関係機関との連携の中で、施設の誘致等にも努めるなど、一般就労、福祉的就労も含めて就労の機会の整備に努めます。

(2) 具体的な施策展開

① 就労支援

障がい者の就労に向けて、就労移行支援事業者、就労継続支援事業者に対し、一般就労を目標とした訓練となるよう働きかけ、一般就労につながるよう、行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、就労支援体制を整備します。そして、障がいを理由とする失業者の把握に努め、就労への再チャレンジへの環境にも十分配慮します。

特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労につながるような支援に努めます。また、一般就労が困難な障がい者に対しても、福祉的就労の場の確保に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
関係各機関とのネットワークの推進	行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、就労支援体制を整備します。
就労再チャレンジの促進	障がいを理由とする失業者の把握に努め、就労への再チャレンジへの環境にも十分配慮します。
特別支援学校新卒者の進路の促進	特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労につながるような支援に努めます。
障がい者の雇用促進法改正の啓発	雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供が義務化されるよう啓発に努めます。(平成28年施行)

② 雇用の促進

ハローワークとの連携を強化し、企業や事業主、そして市民に対し、障がい者雇用に関する啓発を行います。また、企業や事業主に対して、障がい者雇用の促進を働きかけ、法定雇用率の達成を図ります。

施 策 名	施 策 の 内 容
ハローワークとの連携促進	障がいのある人の雇用が促進されるようハローワークと連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。
法定雇用率の周知・啓発	障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワークと連携して市内事業所に対し、障がい者雇用を呼び掛けていきます。
公共団体への雇用促進	市などの公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を促進します。

4 社会参加の促進

(1) 現状と課題

道路、建物、公共交通機関等のバリアフリー化が進み、ある一定の成果があったといえます。しかし、障がい者が安心して利用するには、連続的なバリアフリー化が必要であり、引き続き、障がい者が安心して生活し、社会参加ができるよう公共施設のバリアフリー化や、交通量の多い道路を中心に障がい者も安心して通れる歩道など生活空間のバリアフリー化が求められています。

また、障がい者に限らず、スポーツは健康の維持、生活の質を高めるという面においても大きな役割を持っています。「市民ひとりスポーツ」を推進していく中で、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて生活を充実することができるよう、参加しやすい環境整備に配慮します。

障がい者が社会参加するうえで、最も重要となるのは、周囲の人たちの理解です。市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対し、正しい理解を深める必要があります。

(2) 具体的な施策展開

① 生活環境の整備

障がい者の利用度の高い病院、医院、駅、公共施設を結ぶ道路のバリアフリー化は整備が進んでいることから、それと併せて、遅れている公共施設内のバリアフリー化を進め、利用者の視点に立った連続的なバリアフリー化を図り、ニーズに沿った環境整備を進めます。

老いも若きも、障がいのある人もない人も、誰もが、その基本的人権を尊重され、安心して暮らせる人にやさしい福祉社会を実現するためには、高齢者、障がい者等の行動を阻む物理的又は心理的な障壁等の除去を通じて、すべての人が自由に活動でき、主体性を保ちながら社会参加できるように、福祉のまちづくりを進めていく「新潟県福祉のまちづくり条例」の着実な施行を推進します。

施 策 名	施 策 の 内 容
公園・公共施設のバリアフリーの促進	公園・公共施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内看板等の設置に努めます。
安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による市道のバリアフリー化に努めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない保同環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発に努めます。

② 障がい者スポーツ・余暇活動の促進

「市民ひとりのスポーツ」を推進する中で、障がい者においても、スポーツやレクリエーション等へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施 策 名	施 策 の 内 容
スポーツ・レクリエーション活動への支援	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を図り、障がい者に対する市民の正しい理解の普及に努めます。
障害者団体及び余暇活動への支援	サークル活動等の余暇活動の支援を行うとともに、障害者団体等が主催するスポーツ・文化交流事業等の支援に努めます。

5 情報提供の促進

(1) 現状と課題

障がい者やその家族が本当に必要としている情報を的確に提供する必要があります。また、市民への障がいに関する知識や支援などの情報も周知・啓発する必要があります。

国の施策も毎年のように改定されており、障がい者本人や家族も知り得ていない情報があり得ると思います。

また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児など障がい種別によって必要となる情報提供を検討しなければなりません。

音声による提供、視覚による提供、聴覚による提供など情報を提供する媒体も様々です。近年では、パソコンやスマートフォンなどITによる情報も進んでいます。

(2) 具体的な施策展開

① 障がい者施策の広報

障がい者やその家族に対して、わかりやすい制度の解説を推進します。

施 策 名	施 策 の 内 容
障害者週間の周知	「障害者週間」や「人権週間」の周知を図り、これらの期間を通じた人権教育、啓発活動を推進します。

② 市民への周知・啓発

障がい者が地域において自立して生活し、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい及び障がい者に関する市民の理解を促進し、併せて、障がい者への配慮等について市民の協力を得るため、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推進します。

施 策 名	施 策 の 内 容
広報等による啓発活動	市の広報等を利用して障がいに関する情報を掲載します。また、市民に対する、障がいや障がいのある人に関する市民各層への啓発に努めます。 市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発に努めます。

③ 消費者としての障がい者保護

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、本市においても消費者教育をさらに充実したものにしていくための取組を行っていくことが求められています。障がいのある人や高齢者をはじめ、市民が悪質商法などの被害にあわないように、情報提供などを進めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
消費者対策の充実	振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報提供に努めます。

6 安心・安全の環境づくり

(1) 現状と課題

幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備などによる憩いと交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要であり、その際には現状の改善にとどまらず、計画の段階からユニバーサルデザイン化が図られるように検討を進める必要があります。

障がいのある人が、地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくために、移動の際の不自由さの解消を進める必要があります。また、自力避難の困難な障がいのある人たちに対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実が求められています。

(2) 具体的な施策展開

① 防犯対策の推進

障がいのある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、また、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障がいのある人の気持ちに配慮した各種施策を推進する必要があります。

施 策 名	施 策 の 内 容
地域防犯体制の確立	地域における障がいのある人を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。

② 防災対策の推進

防災対策における高齢者や障がいのある人、外国人等の「災害時要援護者」に配慮した施策は一層重要になってきています。災害時要援護者のうち、支援を要する人について要支援者名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること等を盛り込んだ「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」を平成25年4月に閣議決定しています。

施 策 名	施 策 の 内 容
災害時要援護者台帳の整備と活用	障がい者を含む災害時要援護者台帳への登録を行うとともに、台帳を活用して、災害時などの緊急時の対応を検討します。

③ 選挙における配慮の推進

障がい者の選挙への参加を一層促進するために、選挙情報の入手から投票にいたる一連の活動を支障なく行なえるよう、環境の整備に努めます。

施 策 名	施 策 の 内 容
選挙情報の提供	選挙公報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、必要な対策をとるよう努めます。
投票所のバリアフリー	障がい者の投票を支援するため、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善に努めます。
投票行動支援の促進	視覚障害や聴覚障害などそれぞれの障がい者に対応した投票方法について、選挙制度の動向を踏まえながら対策に努めます。

第 6 章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 市民参加、当事者参加の推進

本計画を推進していくためには、市民、事業者、ボランティア・NPO、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これら各主体によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の確立を図ります。

2 推進体制の充実

計画の推進及び目標達成のため毎年度進行管理を行います。障害福祉事業を効果的に推進するために、進行管理で得た情報を整理し、計画の達成をめざします。

(1) 全庁的な施策の推進

庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2) 自立支援協議会との協働

地域の障害福祉に関し、中核的な役割を果たすとともに、定期的な協議を行っている阿賀野市障害者自立支援協議会との連携を深め協働します。

(3) 共に進める組織体制の充実

市の全庁的な組織と、市民、事業者、ボランティア、関係機関等の組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

3 計画の公表

障がいがある人もない人もいきいきとした明るい健康生活を送るためには、市民一人ひとりが障がいへの知識と理解を持ち、積極的に社会活動に参加し、福祉行動を良い方向に変容することが必要です。本計画を市のホームページに掲載するとともに、市民が気軽に閲覧できるよう、社会福祉課等に計画書を設置します。その他、様々な情報提供の手段を活用しながら、幅広く計画の周知を進めていきます。

本計画は、平成26年度～平成29年度を第2次計画としています。国や県が障害者基本計画を見直した場合は、計画期間内であっても必要により見直しをし、公表していきます。

4 推進の方策

高齢化時代が進む中で、異世代間交流や体験学習、生きがいづくりなど、これからの福祉施策は市民自らの理解やボランティア活動の推進が求められます。

地域の障害福祉に関するシステムづくりに、自治会、こども会、老人クラブ、NPOなどの団体と連携し、障がい者の活動の場を広げ、事業所、スポーツ施設、外食産業等との連携を図っていきます。

5 行政の役割

市は様々な福祉サービス事業を提供するとともに、広報やホームページなどで障がいに関する情報提供の充実を図ると共に、福祉ボランティア活動を支援する役割を担っていきます。また、新潟県や近隣市町その他の行政機関とともに福祉業務にかかわる関連機関、団体との連携、調整、ネットワーク化を図ることが重要な役割と考えています。

- ・福祉行政の推進を図ります。
- ・障がい者の相談体制の整備を図ります。
- ・安全・安心情報の提供を推進します。
- ・福祉ボランティアの支援を推進します。
- ・障がい者スポーツや文化交流の推進を図ります。

資料編

1 阿賀野市自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 6 月 27 日

告示第 157 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 1 号に規定する事業(次条第 1 号において「相談支援事業」という。)をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行うため、阿賀野市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者(障害者団体関係者を含む)
- (3) 障害福祉サービス事業者関係
- (4) 相談支援事業関係者
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 教育機関関係者
- (7) 雇用関係機関関係者
- (8) 行政機関関係者
- (9) 阿賀野市障害福祉担当者
- (10) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、地域からの情報や課題を集約し、整理・分析を行う場として、連絡調整会議を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、社会福祉課阿賀野市障害者総合相談支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成19年7月1日から施行する。

2 この告示の施行の後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この告示の施行の後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成20年告示第4号)

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第60号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2. 阿賀野市自立支援協議会委員名簿

敬称略				
	区分	氏名	団体・機関名	職名等
1	学術経験者	丸田 秋男	新潟医療福祉大学	教授
2	障害者団体 関係者	清野 富士子	子どもの未来を応援する会 “ハピネス”	代表
3	障害福祉 サービス事業者	湯浅 優	社会福祉法人七穂会 すばるワークセンター	施設長
4	障害福祉 サービス事業者	信田 雅恭	社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会	事務局長
5	相談支援 事業者	高橋 真理子	五泉市障がい者基幹相談 センター	センター 長
6	保健・医療 関係者	近藤 浩	医療法人潤生会 阿賀野病院	副院長
7	教育機関 関係者	本間 正人	阿賀野市立笹岡小学校	校長
8	雇用関係機関 関係者	石黒 孝	新発田公共職業安定所	統括職業 指導官
9	行政機関 関係者	上村 正朗	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部	地域福祉 課長
10	阿賀野市 障害福祉担当	小菅 章義	阿賀野市	社会福祉 課長

3 用語の解説

1. 措置制度

福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度で、平成15年から支援し制度に移行した。

2. 支援費制度

身体障害者（児）及び知的障害者（児）が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択の為の相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。2003年（平成15年）4月に施行され、2006年（平成18年）4月に障害者自立支援法へ移行した。

3. 障害者自立支援法

障害者基本法の理念を基に、障害者の福祉サービスの一元化、障害者の就労支援の強化等を目指して2005年に成立した法律で、サービス提供主体の一元化や各種福祉サービスが再編され、各法律に該当する障害者は障害の種類を問わず、各自のニーズ、障害の程度に応じて公平にサービスを受けることが可能になった。具体的なサービスとしては介護給付費や訓練等給付費の支給が該当し、利用者は所定の手続きを経て審査の後認定されると、利用費の9割が市町村から支給され、利用者が1割を負担するという応益負担であったが、利用者の生活を圧迫し、サービス利用の制限につながるなどの批判もあり、2010年に改正され、利用者の支払い能力に応じた負担を求める応能負担が原則となった。

4. 障害者総合支援法

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

5. 障害者自立支援協議会

その地域における障害者施策の現状と課題を検討し、改善方策や必要な施策を講じるための具体的な協議を行うほか、市町村又は都道府県における障害者に関する福祉計画策定に意見を述べるものとされていたが、平成25年4

月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わり、自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう「協議会」に改め、構成員には、障害者等及びその家族が含まれる旨を明記し、協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものと変更になった。

6. 新潟県障害者計画

障害者基本法に基づき策定した新潟県の障害者基本計画。障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するために、今後の障害者施策の基本的方向性を定めたもので、計画期間は平成18年度から平成28年度の11年間。

7. 阿賀野市障害福祉計画

障害者自立支援法により策定が義務化された計画。障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援等の必要量等を提供する計画で、3か年を1期とし、3年ごとに見直しを行う。平成18年度～平成20年度が第1期、平成21年度～平成23年度が第2期、平成24年度から平成26年度が第3期となっている。障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わったが、障害福祉計画は継続となっている。

8. 阿賀野市総合計画

平成18年度から平成28年度までの阿賀野市のまちづくりの基本となる計画。「人・まち・自然が輝く 幸福祉都市 阿賀野」を目指し、まちづくりの基本的な方針を示し、市民の福祉向上を図ることを目的としている。

9. ノーマライゼーションとは

障害者が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

10. リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方。

1 1. バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

1 2. バリアフリー新法

高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅などを対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもの。これまでは駅やビルなど、いわば“点”のバリアフリー化を進めてきたが、新法では駅から役所まで、駅から病院までというように、高齢者や障害者がよく利用する地域一帯を“面”的に整備するようになる。

1 3. ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

1 4. てんかん

脳内の神経細胞の異常な電氣的興奮に伴って、けいれんや意識障害などが発作的に起こる慢性的な脳の病気。

1 5. 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠落多動性障害などの脳機能の障害である、通常低年齢において症状が発現する。

1 6. 自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるなどを特徴とする行動の障害のこと。

1 7. 学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を

示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

18. 注意欠陥／多動性障害（AD/HD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

19. 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人を保護するための制度。

20. こどものことばとこころの相談室

阿賀野市在住の児童に対し、言葉の発達や行動についての様々な発達支援を行っている阿賀野市社会福祉協議会の機関。

20. 特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

21. NPO法人

Non-Profit Organizationの略称で、日本語では特定非営利活動法人という。1997年に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体に法人格を付与し、活動しやすい体制・環境を整えようという試みでスタートした。

22. ガイドヘルプ

ひとりで外出することが困難な障害者を対象に、ヘルパーが社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行い、障害者の自立と社会参加を推進するためのサービス。

23. 内部障害

身体障害者福祉法に定められた障害の中で、心臓、じん臓、肺、ぼうこう・直腸、小腸の機能障害とヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害の6障害の総称。

24. 療育

障害児に対し、その発達に即して、一定の医療的な行為を行い、かつ保育を実施すること。「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味する。

25. 日中活動

自立のための機能訓練・生活訓練や就労のための訓練、創作活動や地域との交流活動など、職場や学校等以外の場で、障害者が昼間に行う訓練・活動などのこと。「障害者自立支援法」により、従来の入所施設などで昼間に提供されてきた自立訓練や創作活動などのサービスは「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」として、再編成された。

26. 民生委員児童委員

地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉の向上のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地域住民の立場に立って活動を行う。また、行政とのパイプ役としても役割を果たす。

27. レスパイトケア

障害者の家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。

28. 福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障害者が、授産施設や地域活動支援センターなどで訓練などを受けながら働くこと。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

29. 要約筆記

聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。

話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

30. 法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている事業主が雇用しなければならない常用労働者に占める身体障害者、知的障害者、精神障害者の割合。従業員50人以上の事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある（障害者雇用率制度）。平成25年4月1日から法定雇用率が0.2%引き上げられた。民間2.0%、国・地方公共団体2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%。

31. 市民ひとリースポーツ

阿賀野市において、スポーツに対する市民の多種多様な要望にこたえられるよう、スポーツ環境の整備を図るとともに、年齢や体力におうじて気軽にスポーツに親しめるよう生涯スポーツを振興するもの。

32. 新潟県福祉のまちづくり条例

平成8年3月に新潟県で制定され、高齢者、障害者等が地域社会で安全かつ快適に、自由に活動できるような福祉のまちづくりを推進するもの。

4 アンケート結果集計表

問1 この調査票にご記入いただいた方はどなたですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
ご本人	409 64.1%	343 68.7%	17 23.6%	45 68.2%
家族の方が代理	198 31.0%	133 26.7%	51 70.8%	20 30.3%
施設職員が代理	4 0.6%	3 0.6%	1 1.4%	0 0.0%
その他	2 0.3%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	25 3.9%	18 3.6%	3 4.2%	1 1.5%

問2 あなたの性別と満年齢についておうかがいします。(1)性別(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
男性	331 51.9%	263 52.7%	40 55.6%	33 50.0%
女性	298 46.7%	234 46.9%	31 43.1%	32 48.5%
無回答	9 1.4%	2 0.4%	1 1.4%	1 1.5%

問2 あなたの性別と満年齢についておうかがいします。(2)年齢(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
0～6歳	4 0.6%	3 0.6%	0 0.0%	0 0.0%
7～12歳	9 1.4%	6 1.2%	3 4.2%	0 0.0%
13～15歳	8 1.3%	5 1.0%	4 5.6%	0 0.0%
16～18歳	4 0.6%	1 0.2%	2 2.8%	1 1.5%
19～29歳	38 6.0%	13 2.6%	19 26.4%	8 12.1%
30～39歳	42 6.6%	14 2.8%	15 20.8%	13 19.7%
40～49歳	47 7.4%	24 4.8%	9 12.5%	14 21.2%
50～59歳	98 15.4%	74 14.8%	11 15.3%	18 27.3%
60～64歳	112 17.6%	107 21.4%	3 4.2%	4 6.1%
65～74歳	115 18.0%	105 21.0%	3 4.2%	5 7.6%
75歳以上	152 23.8%	143 28.7%	3 4.2%	3 4.5%
無回答	9 1.4%	4 0.8%	0 0.0%	0 0.0%

問3 あなたはどこに住んでいますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
水原地区	236 37.0%	182 36.5%	24 33.3%	28 42.4%
安田地区	159 24.9%	123 24.6%	22 30.6%	18 27.3%
京ヶ瀬地区	101 15.8%	80 16.0%	13 18.1%	9 13.6%
笹神地区	131 20.5%	111 22.2%	11 15.3%	10 15.2%
無回答	11 1.7%	3 0.6%	2 2.8%	1 1.5%

問4 あなたはだれと一緒に暮らしていますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
配偶者	110 17.2%	102 20.4%	5 6.9%	10 15.2%
一人暮らし	46 7.2%	38 7.6%	2 2.8%	6 9.1%
配偶者と子ども	136 21.3%	129 25.9%	1 1.4%	5 7.6%
子ども	65 10.2%	58 11.6%	0 0.0%	3 4.5%
その他	22 3.4%	12 2.4%	4 5.6%	6 9.1%
寮、施設	20 3.1%	11 2.2%	5 6.9%	2 3.0%
親	60 9.4%	35 7.0%	12 16.7%	13 19.7%
親と兄弟姉妹	81 12.7%	30 6.0%	39 54.2%	16 24.2%
親と配偶者	21 3.3%	17 3.4%	2 2.8%	3 4.5%
親と配偶者と子ども	64 10.0%	60 12.0%	1 1.4%	2 3.0%
無回答	13 2.0%	7 1.4%	1 1.4%	0 0.0%

問5 あなたのお持ちの障害者手帳等はどれですか。必ずお答えください。(あてはまるものすべてに○)

身体障害者

	回答数	%
身体障害者手帳1級	161	32.3%
身体障害者手帳2級	84	16.8%
身体障害者手帳3級	96	19.2%
身体障害者手帳4級	107	21.4%
身体障害者手帳5級	30	6.0%
身体障害者手帳6級	21	4.2%
全体	499	100.0%

第2次阿賀野市障がい者計画

知的障害者

選択項目	回答数	%
療育手帳A	30	41.7%
療育手帳B	42	58.3%
全体	72	100.0%

精神障害者

選択項目	回答数	%
精神障害者保健福祉手帳1級	9	13.6%
精神障害者保健福祉手帳2級	46	69.7%
精神障害者保健福祉手帳3級	11	16.7%
全体	66	100.0%

問6 あなたに障害が生じた時期はいつごろですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
出生児	67 10.5%	43 8.6%	27 37.5%	5 7.6%
7歳未満	48 7.5%	26 5.2%	23 31.9%	2 3.0%
7歳～17歳	37 5.8%	21 4.2%	8 11.1%	8 12.1%
18歳～39歳	103 16.1%	63 12.6%	4 5.6%	37 56.1%
40歳～59歳	176 27.6%	166 33.3%	1 1.4%	10 15.2%
60歳～64歳	67 10.5%	65 13.0%	0 0.0%	0 0.0%
65歳以上	111 17.4%	107 21.4%	0 0.0%	1 1.5%
不明	16 2.5%	6 1.2%	6 8.3%	3 4.5%
無回答	13 2.0%	2 0.4%	3 4.2%	0 0.0%

問7 あなたの障害の主な原因は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
出生時の損傷	52 8.2%	40 8.0%	13 18.1%	5 7.6%
疾病	253 39.7%	233 46.7%	8 11.1%	17 25.8%
交通事故	25 3.9%	23 4.6%	3 4.2%	4 6.1%
労働災害	47 7.4%	37 7.4%	2 2.8%	10 15.2%
その他の事故	25 3.9%	23 4.6%	6 8.3%	3 4.5%
戦災・戦傷	3 0.5%	3 0.6%	2 2.8%	2 3.0%
その他	127 19.9%	82 16.4%	19 26.4%	27 40.9%
不明	95 14.9%	53 10.6%	29 40.3%	13 19.7%
無回答	40 6.3%	27 5.4%	3 4.2%	3 4.5%

問8 あなたはどのような障害がありますか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
目が不自由(視覚障害)	47 7.4%	44 8.8%	4 5.6%	5 7.6%
耳が不自由(聴覚・平衡機能障害)	59 9.2%	52 10.4%	6 8.3%	4 6.1%
言葉が不自由(言語障害など)	72 11.3%	59 11.8%	19 26.4%	6 9.1%
手足が不自由(肢体不自由)	287 45.0%	277 55.5%	12 16.7%	6 9.1%
心臓やじん臓、呼吸器、肝臓など(内部障害)	131 20.5%	125 25.1%	6 8.3%	3 4.5%
知的障害	67 10.5%	13 2.6%	59 81.9%	4 6.1%
学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)	12 1.9%	4 0.8%	7 9.7%	6 9.1%
広汎性発達障害(自閉症など)	16 2.5%	4 0.8%	10 13.9%	8 12.1%
高次脳機能障害	15 2.4%	11 2.2%	4 5.6%	6 9.1%
精神障害	76 11.9%	16 3.2%	9 12.5%	56 84.8%
難病(特定疾患・小児慢性特定疾患)など)	33 5.2%	30 6.0%	3 4.2%	2 3.0%
その他	39 6.1%	33 6.6%	6 8.3%	4 6.1%
無回答	19 3.0%	12 2.4%	1 1.4%	1 1.5%

問9 あなたのお住まいは次のどれですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
持ち家	561 87.9%	453 90.8%	59 81.9%	52 78.8%
賃貸住宅	27 4.2%	16 3.2%	4 5.6%	7 10.6%
市営等の公営住宅	7 1.1%	4 0.8%	1 1.4%	2 3.0%
介護保険施設	11 1.7%	10 2.0%	0 0.0%	1 1.5%
障害のある方の社会福祉施設	3 0.5%	1 0.2%	0 0.0%	1 1.5%
借間	5 0.8%	3 0.6%	2 2.8%	0 0.0%
グループホーム	7 1.1%	2 0.4%	4 5.6%	0 0.0%
社宅、公務員住宅	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%
その他	8 1.3%	3 0.6%	2 2.8%	3 4.5%
無回答	8 1.3%	6 1.2%	0 0.0%	0 0.0%

第2次阿賀野市障がい者計画

問10 あなたのお住まいについて、住宅を改修したことがありますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
改修したことがない	327 51.3%	245 49.1%	41 56.9%	39 59.1%
改修したことがある	284 44.5%	233 46.7%	27 37.5%	26 39.4%
無回答	27 4.2%	21 4.2%	4 5.6%	1 1.5%

問11 改修した場所はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	284 100.0%	233 100.0%	27 100.0%	26 100.0%
玄関	80 28.2%	68 29.2%	11 40.7%	5 19.2%
廊下、階段	85 29.9%	75 32.2%	5 18.5%	7 26.9%
トイレ	200 70.4%	168 72.1%	21 77.8%	15 57.7%
浴室	164 57.7%	135 57.9%	17 63.0%	16 61.5%
居室	78 27.5%	61 26.2%	8 29.6%	13 50.0%
台所	118 41.5%	90 38.6%	14 51.9%	16 61.5%
洗面所	94 33.1%	76 32.6%	12 44.4%	10 38.5%
防犯、防災設備	23 8.1%	17 7.3%	3 11.1%	4 15.4%
その他	25 8.8%	20 8.6%	0 0.0%	5 19.2%
無回答	5 1.8%	4 1.7%	1 3.7%	0 0.0%

問12 改修していない理由をお聞かせください。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	327 100.0%	245 100.0%	41 100.0%	39 100.0%
不便を感じていない	146 44.6%	105 42.9%	25 61.0%	15 38.5%
改修したいが資金がない	98 30.0%	77 31.4%	8 19.5%	15 38.5%
借家、借間のためできない	24 7.3%	16 6.5%	5 12.2%	4 10.3%
改修したいが構造上難しい	6 1.8%	6 2.4%	0 0.0%	0 0.0%
改修したいがどこに相談して良いかわからない	5 1.5%	4 1.6%	1 2.4%	0 0.0%
無回答	48 14.7%	37 15.1%	2 4.9%	5 12.8%

問13 あなたは過去1年間に居宅生活援助(ホームヘルプサービス)を利用したことがありますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
利用したことがある	73 11.4%	62 12.4%	7 9.7%	10 15.2%
制度は知っているが利用する必要はない	329 51.6%	270 54.1%	31 43.1%	25 37.9%
制度を知らないので利用したことがない	114 17.9%	80 16.0%	14 19.4%	20 30.3%
その他	65 10.2%	43 8.6%	13 18.1%	8 12.1%
無回答	57 8.9%	44 8.8%	7 9.7%	3 4.5%

問14 どの程度利用しましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	73 100.0%	62 100.0%	7 100.0%	10 100.0%
1週間に1回	18 24.7%	15 24.2%	6 85.7%	2 20.0%
1週間に2回	19 26.0%	16 25.8%	0 0.0%	4 40.0%
1週間に3回以上	22 30.1%	20 32.3%	0 0.0%	1 10.0%
1ヶ月に1回	3 4.1%	3 4.8%	0 0.0%	0 0.0%
1ヶ月に2～3回	3 4.1%	2 3.2%	0 0.0%	2 20.0%
無回答	8 11.0%	6 9.7%	1 14.3%	1 10.0%

問15 1回あたり平均して何時間程度利用しましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	73 100.0%	62 100.0%	7 100.0%	10 100.0%
1時間以内	32 43.8%	28 45.2%	4 57.1%	5 50.0%
1～2時間	18 24.7%	15 24.2%	2 28.6%	2 20.0%
3時間以上	12 16.4%	10 16.1%	0 0.0%	1 10.0%
無回答	11 15.1%	9 14.5%	1 14.3%	2 20.0%

問16 今後、居宅生活援助(ホームヘルプサービス)を利用したいですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
利用したい	123 19.3%	105 21.0%	9 12.5%	13 19.7%
利用したくない	91 14.3%	66 13.2%	9 12.5%	12 18.2%
わからない	260 40.8%	202 40.5%	34 47.2%	24 36.4%
無回答	164 25.7%	126 25.3%	20 27.8%	17 25.8%

第2次阿賀野市障がい者計画

問17 あなたは過去1年間に短期入所(ショートステイ)を利用したことがありますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
利用したことがある	64 10.0%	56 11.2%	8 11.1%	6 9.1%
制度は知っているが利用する必要はない	278 43.6%	225 45.1%	27 37.5%	24 36.4%
制度を知らないので利用したことがない	75 11.8%	52 10.4%	7 9.7%	15 22.7%
その他	60 9.4%	40 8.0%	11 15.3%	9 13.6%
無回答	161 25.2%	126 25.3%	19 26.4%	12 18.2%

問18 1年間にどの程度利用しましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	64 100.0%	56 100.0%	8 100.0%	6 100.0%
1回	12 18.8%	12 21.4%	2 25.0%	2 33.3%
2回	6 9.4%	4 7.1%	1 12.5%	0 0.0%
3回	5 7.8%	5 8.9%	1 12.5%	1 16.7%
4回	4 6.3%	4 7.1%	1 12.5%	0 0.0%
5回	2 3.1%	2 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
6回以上	29 45.3%	23 41.1%	3 37.5%	3 50.0%
無回答	6 9.4%	6 10.7%	0 0.0%	0 0.0%

問19 1回あたり平均して何日程度利用しましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	64 100.0%	56 100.0%	8 100.0%	6 100.0%
1～2日	16 25.0%	13 23.2%	4 50.0%	2 33.3%
3～4日	18 28.1%	15 26.8%	3 37.5%	1 16.7%
5～7日	12 18.8%	11 19.6%	1 12.5%	2 33.3%
8～9日	3 4.7%	3 5.4%	0 0.0%	0 0.0%
10日以上	9 14.1%	8 14.3%	0 0.0%	1 16.7%
無回答	6 9.4%	6 10.7%	0 0.0%	0 0.0%

問20 今後、短期入所(ショートステイ)を利用したいですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
利用したい	92 14.4%	71 14.2%	18 25.0%	8 12.1%
利用したくない	121 19.0%	92 18.4%	10 13.9%	18 27.3%
わからない	260 40.8%	205 41.1%	27 37.5%	25 37.9%
無回答	165 25.9%	131 26.3%	17 23.6%	15 22.7%

問21 あなたは過去1年間に生活介護（デイサービス）を利用したことがありますか。（1つに○）

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
利用したことがある	88 13.8%	75 15.0%	11 15.3%	10 15.2%
制度は知っているが利用する必要はない	285 44.7%	225 45.1%	29 40.3%	25 37.9%
制度を知らないので利用したことがない	63 9.9%	45 9.0%	4 5.6%	13 19.7%
その他	50 7.8%	32 6.4%	11 15.3%	5 7.6%
無回答	152 23.8%	122 24.4%	17 23.6%	13 19.7%

問22 どの程度利用しましたか。（1つに○）

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	88 100.0%	75 100.0%	11 100.0%	10 100.0%
1週間に1回	12 13.6%	10 13.3%	2 18.2%	3 30.0%
1週間に2回	31 35.2%	25 33.3%	2 18.2%	4 40.0%
1週間に3回～4回	27 30.7%	25 33.3%	3 27.3%	0 0.0%
1週間に5回以上	12 13.6%	10 13.3%	3 27.3%	2 20.0%
1ヶ月に1回	2 2.3%	1 1.3%	0 0.0%	1 10.0%
1ヶ月に2～3回	2 2.3%	2 2.7%	1 9.1%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	2 2.3%	2 2.7%	0 0.0%	0 0.0%

問23 今後、生活介護（デイサービス）を利用したいですか。（1つに○）

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
利用したい	148 23.2%	119 23.8%	21 29.2%	13 19.7%
利用したくない	106 16.6%	74 14.8%	12 16.7%	18 27.3%
わからない	250 39.2%	201 40.3%	24 33.3%	22 33.3%
無回答	134 21.0%	105 21.0%	15 20.8%	13 19.7%

第2次阿賀野市障がい者計画

問24 福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
使いたいだけのサービスが使えなかった	16 2.5%	8 1.6%	7 9.7%	5 7.6%
事業者はどこが良いのかわからない	33 5.2%	20 4.0%	12 16.7%	6 9.1%
サービス内容、契約の方法がわからなかった	16 2.5%	10 2.0%	5 6.9%	5 7.6%
利用してトラブルがあった	10 1.6%	9 1.8%	3 4.2%	2 3.0%
費用負担があるため、サービスが使いづらい	29 4.5%	23 4.6%	4 5.6%	6 9.1%
わからない(特にサービスを使っていない)	170 26.6%	127 25.5%	20 27.8%	29 43.9%
特に困ったことはない	153 24.0%	125 25.1%	17 23.6%	14 21.2%
無回答	254 39.8%	203 40.7%	24 33.3%	18 27.3%

問25 福祉サービス、事業者を選ぶための情報は十分ですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
十分と思う	103 16.1%	82 16.4%	20 27.8%	9 13.6%
あまり十分ではない	128 20.1%	95 19.0%	14 19.4%	20 30.3%
情報がない	117 18.3%	91 18.2%	10 13.9%	12 18.2%
情報がほしいとは思わない(必要性がない)	104 16.3%	85 17.0%	10 13.9%	10 15.2%
無回答	186 29.2%	146 29.3%	18 25.0%	15 22.7%

問26 あなたは日常生活で介助はどの程度必要ですか。

(1) 食事

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	461 72.3%	359 71.9%	53 73.6%	48 72.7%
部分的に介助が必要	59 9.2%	45 9.0%	8 11.1%	6 9.1%
全面的に介助が必要	32 5.0%	27 5.4%	4 5.6%	6 9.1%
無回答	86 13.5%	68 13.6%	7 9.7%	6 9.1%

(2)入浴

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	410 64.3%	322 64.5%	43 59.7%	45 68.2%
部分的に介助が必要	69 10.8%	44 8.8%	16 22.2%	9 13.6%
全面的に介助が必要	74 11.6%	68 13.6%	6 8.3%	5 7.6%
無回答	85 13.3%	65 13.0%	7 9.7%	7 10.6%

(3)トイレ

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	450 70.5%	354 70.9%	50 69.4%	46 69.7%
部分的に介助が必要	53 8.3%	34 6.8%	10 13.9%	8 12.1%
全面的に介助が必要	46 7.2%	43 8.6%	5 6.9%	4 6.1%
無回答	89 13.9%	68 13.6%	7 9.7%	8 12.1%

(4)着がえ

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	436 68.3%	340 68.1%	48 66.7%	48 72.7%
部分的に介助が必要	66 10.3%	47 9.4%	11 15.3%	9 13.6%
全面的に介助が必要	46 7.2%	43 8.6%	5 6.9%	2 3.0%
無回答	90 14.1%	69 13.8%	8 11.1%	7 10.6%

(5)寝起き・寝返り

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	488 76.5%	375 75.2%	57 79.2%	52 78.8%
部分的に介助が必要	22 3.4%	18 3.6%	2 2.8%	5 7.6%
全面的に介助が必要	35 5.5%	34 6.8%	4 5.6%	1 1.5%
無回答	93 14.6%	72 14.4%	9 12.5%	8 12.1%

(6)洗濯・炊事などの家事

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	307 48.1%	263 52.7%	19 26.4%	23 34.8%
部分的に介助が必要	84 13.2%	50 10.0%	14 19.4%	21 31.8%
全面的に介助が必要	146 22.9%	105 21.0%	30 41.7%	16 24.2%
無回答	101 15.8%	81 16.2%	9 12.5%	6 9.1%

第2次阿賀野市障がい者計画

(7) 家の中の移動

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	459 71.9%	351 70.3%	55 76.4%	49 74.2%
部分的に介助が必要	42 6.6%	33 6.6%	3 4.2%	8 12.1%
全面的に介助が必要	42 6.6%	41 8.2%	5 6.9%	1 1.5%
無回答	95 14.9%	74 14.8%	9 12.5%	8 12.1%

(8) 外出(買い物、通院等)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	308 48.3%	257 51.5%	20 27.8%	29 43.9%
部分的に介助が必要	102 16.0%	67 13.4%	19 26.4%	15 22.7%
全面的に介助が必要	138 21.6%	104 20.8%	25 34.7%	14 21.2%
無回答	90 14.1%	71 14.2%	8 11.1%	8 12.1%

(9) 意志の伝達

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	407 63.8%	341 68.3%	29 40.3%	35 53.0%
部分的に介助が必要	93 14.6%	49 9.8%	26 36.1%	17 25.8%
全面的に介助が必要	41 6.4%	34 6.8%	8 11.1%	5 7.6%
無回答	97 15.2%	75 15.0%	9 12.5%	9 13.6%

(10) お金の管理

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	353 55.3%	311 62.3%	13 18.1%	30 45.5%
部分的に介助が必要	77 12.1%	38 7.6%	19 26.4%	18 27.3%
全面的に介助が必要	112 17.6%	74 14.8%	30 41.7%	12 18.2%
無回答	96 15.0%	76 15.2%	10 13.9%	6 9.1%

(11) 健康管理(食事・服薬)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
一人でできる	362 56.7%	313 62.7%	19 26.4%	30 45.5%
部分的に介助が必要	96 15.0%	49 9.8%	27 37.5%	20 30.3%
全面的に介助が必要	89 13.9%	67 13.4%	17 23.6%	9 13.6%
無回答	91 14.3%	70 14.0%	9 12.5%	7 10.6%

問27 介助を必要とされる方で主な介助者はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
配偶者	156 24.5%	139 27.9%	5 6.9%	19 28.8%
子ども	92 14.4%	85 17.0%	2 2.8%	5 7.6%
親	102 16.0%	38 7.6%	50 69.4%	23 34.8%
兄弟姉妹	40 6.3%	21 4.2%	17 23.6%	10 15.2%
その他の家族	28 4.4%	23 4.6%	6 8.3%	4 6.1%
親戚	13 2.0%	11 2.2%	3 4.2%	3 4.5%
ホームヘルパー	28 4.4%	21 4.2%	7 9.7%	5 7.6%
施設、病院の職員	48 7.5%	36 7.2%	9 12.5%	8 12.1%
ボランティア	7 1.1%	6 1.2%	3 4.2%	2 3.0%
その他	18 2.8%	14 2.8%	4 5.6%	3 4.5%
無回答	276 43.3%	239 47.9%	11 15.3%	16 24.2%

問28 主な介助者の年齢はおいくつですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
30歳未満	9 1.4%	8 1.6%	0 0.0%	1 1.5%
30歳代	22 3.4%	14 2.8%	3 4.2%	4 6.1%
40歳代	47 7.4%	37 7.4%	9 12.5%	4 6.1%
50歳代	84 13.2%	50 10.0%	22 30.6%	14 21.2%
60歳代	98 15.4%	69 13.8%	17 23.6%	17 25.8%
70歳代	76 11.9%	62 12.4%	6 8.3%	9 13.6%
無回答	302 47.3%	259 51.9%	15 20.8%	17 25.8%

問29 主な介助者の健康状態はいかがですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
非常に健康	55 8.6%	37 7.4%	12 16.7%	9 13.6%
まあ健康	220 34.5%	161 32.3%	35 48.6%	25 37.9%
あまり健康でない	61 9.6%	46 9.2%	10 13.9%	8 12.1%
病気がち	17 2.7%	10 2.0%	3 4.2%	5 7.6%
無回答	285 44.7%	245 49.1%	12 16.7%	19 28.8%

第2次阿賀野市障がい者計画

問30 主な介助者が事故、病気、出産などで介助ができなくなった場合どのようにしたいですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
他の同居の家族に頼む	114 17.9%	83 16.6%	28 38.9%	11 16.7%
同居していない家族、親戚に頼む	43 6.7%	32 6.4%	6 8.3%	3 4.5%
近所の知人・友人に頼む	2 0.3%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
短期入所(ショートステイ)を利用する	86 13.5%	69 13.8%	15 20.8%	5 7.6%
介助等を行うホームヘルプサービスを利用する	63 9.9%	46 9.2%	5 6.9%	13 19.7%
ボランティアに頼む	5 0.8%	1 0.2%	2 2.8%	2 3.0%
一人でなんとかする	39 6.1%	32 6.4%	2 2.8%	4 6.1%
その他	30 4.7%	19 3.8%	2 2.8%	8 12.1%
無回答	256 40.1%	215 43.1%	12 16.7%	20 30.3%

問31 あなたはかかりつけの病院(主治医)がありますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
かかりつけの病院(主治医)がある	541 84.8%	426 85.4%	55 76.4%	62 93.9%
かかりつけの病院(主治医)はない	45 7.1%	31 6.2%	12 16.7%	2 3.0%
無回答	52 8.2%	42 8.4%	5 6.9%	2 3.0%

問32 あなたが、医療について困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
通院時に介助をしてくれる人がいない	28 4.4%	21 4.2%	9 12.5%	3 4.5%
専門的な治療を行ってくれる医療機関がない	34 5.3%	26 5.2%	7 9.7%	5 7.6%
診療所や病院が遠い	147 23.0%	103 20.6%	16 22.2%	35 53.0%
往診や訪問看護をしてもらえない	13 2.0%	9 1.8%	3 4.2%	6 9.1%
意志に病気のことや薬のことをきけない	37 5.8%	23 4.6%	13 18.1%	7 10.6%
待ち時間が長い	123 19.3%	97 19.4%	17 23.6%	16 24.2%
お金がかかる	100 15.7%	65 13.0%	16 22.2%	26 39.4%
その他	77 12.1%	61 12.2%	11 15.3%	7 10.6%
無回答	249 39.0%	210 42.1%	22 30.6%	10 15.2%

問33 あなたの日中の生活についてお答えください。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
家にいる	323 50.6%	277 55.5%	15 20.8%	33 50.0%
働いている	130 20.4%	108 21.6%	12 16.7%	9 13.6%
就労継続支援事業所に通っている	46 7.2%	9 1.8%	28 38.9%	11 16.7%
デイケアに通っている	21 3.3%	15 3.0%	6 8.3%	2 3.0%
学校等に通っている	19 3.0%	11 2.2%	8 11.1%	0 0.0%
憩いの場や仲間同士の集まりの場に通っている	17 2.7%	15 3.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	56 8.8%	43 8.6%	2 2.8%	10 15.2%
無回答	26 4.1%	21 4.2%	1 1.4%	1 1.5%

問34 あなたは過去1年間にどの程度外出しましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
ほぼ毎日	253 39.7%	194 38.9%	35 48.6%	27 40.9%
週に2～3回	167 26.2%	136 27.3%	9 12.5%	17 25.8%
月に2～3回	102 16.0%	77 15.4%	18 25.0%	11 16.7%
年数回	39 6.1%	30 6.0%	3 4.2%	5 7.6%
全く外出しない	31 4.9%	25 5.0%	2 2.8%	5 7.6%
無回答	46 7.2%	37 7.4%	5 6.9%	1 1.5%

問35 外出時、主にだれの介助を受けましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	561 100.0%	437 100.0%	65 100.0%	60 100.0%
配偶者	123 21.9%	111 25.4%	4 6.2%	12 20.0%
子ども	41 7.3%	37 8.5%	0 0.0%	2 3.3%
親	70 12.5%	21 4.8%	39 60.0%	12 20.0%
兄弟姉妹	18 3.2%	12 2.7%	4 6.2%	3 5.0%
その他の家族	11 2.0%	9 2.1%	1 1.5%	1 1.7%
親戚	2 0.4%	2 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
ホームヘルパー	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	1 1.7%
施設、病院の職員	14 2.5%	10 2.3%	3 4.6%	2 3.3%
ボランティア	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
雇人	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%
隣人、知人	8 1.4%	6 1.4%	0 0.0%	2 3.3%
本人のみ	159 28.3%	132 30.2%	10 15.4%	16 26.7%
その他	14 2.5%	9 2.1%	2 3.1%	3 5.0%
無回答	99 17.6%	86 19.7%	2 3.1%	6 10.0%

第2次阿賀野市障がい者計画

問36 あなたは外出する上で、困ることや不安、不満に思うことはありますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	561 100.0%	437 100.0%	65 100.0%	60 100.0%
困る事や不満に思う事がある	263 46.9%	202 46.2%	36 55.4%	36 60.0%
困る事や不満に思う事がない	254 45.3%	203 46.5%	23 35.4%	23 38.3%
無回答	44 7.8%	32 7.3%	6 9.2%	1 1.7%

問37 困ることや不安、不満に思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	263 100.0%	202 100.0%	36 100.0%	36 100.0%
道路や建物の段差が多い	85 32.3%	79 39.1%	10 27.8%	6 16.7%
電車・バスの乗降が不便	45 17.1%	39 19.3%	6 16.7%	6 16.7%
自動車や自転車等に身の危険を感じる	43 16.3%	30 14.9%	10 27.8%	6 16.7%
必要な時にまわりの人の助けを受けられない	19 7.2%	15 7.4%	4 11.1%	4 11.1%
利用する建物の設備(階段、トイレ等)の利用が不便	64 24.3%	59 29.2%	6 16.7%	4 11.1%
周囲の目が気になる	49 18.6%	31 15.3%	9 25.0%	16 44.4%
通路上に自転車や看板等の障害物が多くて通りにくい	21 8.0%	20 9.9%	2 5.6%	3 8.3%
介助者がいない	17 6.5%	10 5.0%	6 16.7%	6 16.7%
障害のある方のための駐車スペースが少ないことや 駐車できないことがある	68 25.9%	65 32.2%	4 11.1%	3 8.3%
視覚障害者用誘導ブロックや音響式信号が不十分である	11 4.2%	11 5.4%	2 5.6%	2 5.6%
歩行に苦勞する	86 32.7%	75 37.1%	5 13.9%	10 27.8%
外出に必要な情報が得られない	10 3.8%	7 3.5%	3 8.3%	5 13.9%
コミュニケーションがとりにくい	52 19.8%	26 12.9%	18 50.0%	13 36.1%
その他	35 13.3%	17 8.4%	7 19.4%	11 30.6%
無回答	8 3.0%	7 3.5%	0 0.0%	1 2.8%

問38 公共施設で特に重点的にバリアフリー化をさらに進めてほしいのはどこですか。(主なもの3つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
総合庁舎	169 26.5%	135 27.1%	17 23.6%	24 36.4%
学校・園	54 8.5%	43 8.6%	12 16.7%	4 6.1%
道路、公園	204 32.0%	171 34.3%	21 29.2%	19 28.8%
体育館	52 8.2%	36 7.2%	13 18.1%	8 12.1%
図書館	44 6.9%	31 6.2%	7 9.7%	10 15.2%
児童館、学童保育クラブ	10 1.6%	8 1.6%	2 2.8%	4 6.1%
投票所	88 13.8%	74 14.8%	8 11.1%	11 16.7%
その他	103 16.1%	77 15.4%	13 18.1%	18 27.3%
無回答	269 42.2%	201 40.3%	35 48.6%	23 34.8%

問39 あなたが現在悩んでいることや不安なことをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
家族のこと	168 26.3%	128 25.7%	16 22.2%	32 48.5%
住まいのこと	89 13.9%	70 14.0%	9 12.5%	17 25.8%
病気のこと	297 46.6%	236 47.3%	20 27.8%	48 72.7%
就職のこと	58 9.1%	31 6.2%	11 15.3%	22 33.3%
経済的なこと	207 32.4%	154 30.9%	16 22.2%	43 65.2%
家事など日常生活のこと	112 17.6%	78 15.6%	13 18.1%	26 39.4%
特になし	116 18.2%	95 19.0%	14 19.4%	3 4.5%
その他	44 6.9%	29 5.8%	9 12.5%	10 15.2%
無回答	67 10.5%	49 9.8%	13 18.1%	2 3.0%

問40 地域、近隣の方とどのようなおつきあいをしていますか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
会ったときはあいさつをする	467 73.2%	364 72.9%	56 77.8%	47 71.2%
世間話をする	237 37.1%	218 43.7%	13 18.1%	10 15.2%
用事を頼める程度の付き合いはしている	134 21.0%	122 24.4%	9 12.5%	8 12.1%
地域の行事や活動に積極的に参加している	104 16.3%	88 17.6%	15 20.8%	2 3.0%
つきあいはしていない	54 8.5%	38 7.6%	3 4.2%	13 19.7%
その他	27 4.2%	17 3.4%	6 8.3%	9 13.6%
無回答	38 6.0%	29 5.8%	6 8.3%	1 1.5%

第2次阿賀野市障がい者計画

問41 友達とはどのようなおつきあいをしていますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
気軽に話せる	314 49.2%	270 54.1%	23 31.9%	20 30.3%
悩みや相談できる	27 4.2%	21 4.2%	1 1.4%	3 4.5%
趣味や好きなことを一緒に楽しむ	60 9.4%	46 9.2%	10 13.9%	2 3.0%
困ったときに支えあう	18 2.8%	13 2.6%	1 1.4%	4 6.1%
友だちつきあいはなし	116 18.2%	79 15.8%	18 25.0%	20 30.3%
その他	49 7.7%	32 6.4%	10 13.9%	11 16.7%
無回答	54 8.5%	38 7.6%	9 12.5%	6 9.1%

問42 あなたは現在、文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションをしていますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
している	97 15.2%	73 14.6%	16 22.2%	9 13.6%
していない	485 76.0%	383 76.8%	51 70.8%	54 81.8%
無回答	56 8.8%	43 8.6%	5 6.9%	3 4.5%

問43 今後参加したい地域の活動や行事は何ですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
市の催し・行事	48 7.5%	35 7.0%	9 12.5%	6 9.1%
自治会のお祭りなどの催し・行事	77 12.1%	64 12.8%	6 8.3%	3 4.5%
趣味やスポーツなどのサークル活動	80 12.5%	61 12.2%	7 9.7%	9 13.6%
障害者団体の活動・行事	42 6.6%	26 5.2%	11 15.3%	6 9.1%
ボランティア団体の活動・行事	16 2.5%	13 2.6%	1 1.4%	2 3.0%
その他	157 24.6%	124 24.8%	15 20.8%	24 36.4%
無回答	218 34.2%	176 35.3%	23 31.9%	16 24.2%

問44 働いている方にお聞きます。どのような形で仕事をしていますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	130 100.0%	108 100.0%	12 100.0%	9 100.0%
常勤の会社員・公務員	46 35.4%	40 37.0%	3 25.0%	3 33.3%
会社・団体の役員・経営者	6 4.6%	5 4.6%	0 0.0%	1 11.1%
臨時雇	19 14.6%	16 14.8%	3 25.0%	1 11.1%
自営業・個人事業主	32 24.6%	31 28.7%	1 8.3%	0 0.0%
家族従事者	4 3.1%	3 2.8%	0 0.0%	0 0.0%
家庭内職	1 0.8%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援事業所等で就労	6 4.6%	0 0.0%	3 25.0%	3 33.3%
地域共同作業所で就労	1 0.8%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%
その他	7 5.4%	6 5.6%	0 0.0%	1 11.1%
無回答	8 6.2%	6 5.6%	1 8.3%	0 0.0%

問45 働いている方にお聞きます。現在の仕事はどのような方法で見つけましたか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	130 100.0%	108 100.0%	12 100.0%	9 100.0%
公共職業安定所の紹介	25 19.2%	21 19.4%	2 16.7%	3 33.3%
新聞や求人情報誌で見つけた	4 3.1%	4 3.7%	0 0.0%	0 0.0%
学校の紹介	7 5.4%	4 3.7%	3 25.0%	0 0.0%
心身障害者雇用促進相談員からの情報提供	9 6.9%	3 2.8%	1 8.3%	4 44.4%
知人や縁故の紹介	26 20.0%	22 20.4%	3 25.0%	1 11.1%
直接自分で探した	13 10.0%	13 12.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	30 23.1%	27 25.0%	2 16.7%	1 11.1%
無回答	16 12.3%	14 13.0%	1 8.3%	0 0.0%

第2次阿賀野市障がい者計画

問46 働いていない方にお聞きます。仕事をしていない理由は何ですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	482 100.0%	370 100.0%	59 100.0%	56 100.0%
障害があり社会参加できないため	81 16.8%	64 17.3%	13 22.0%	14 25.0%
病気のため	80 16.6%	53 14.3%	4 6.8%	23 41.1%
高齢のため	94 19.5%	85 23.0%	0 0.0%	4 7.1%
希望する職種の求人がないため	9 1.9%	7 1.9%	1 1.7%	1 1.8%
働く必要がないため	10 2.1%	8 2.2%	1 1.7%	0 0.0%
家事・育児に専念しているため	9 1.9%	8 2.2%	0 0.0%	1 1.8%
賃金、労働条件が不満足なため	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
会社の倒産、人員整理のため	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	25 5.2%	21 5.7%	1 1.7%	2 3.6%
無回答	174 36.1%	124 33.5%	39 66.1%	11 19.6%

問47 就学している方にお聞きます。通園・通学先は次のうちどれですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	19 100.0%	11 100.0%	8 100.0%	0 0.0%
幼稚園	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
保育園	1 5.3%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
通園施設	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
小学校	4 21.1%	2 18.2%	2 25.0%	0 0.0%
中学校	2 10.5%	1 9.1%	1 12.5%	0 0.0%
高等学校	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特別支援学校	11 57.9%	7 63.6%	5 62.5%	0 0.0%
職業訓練校	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
大学・専門学校	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

問48 就学している方にお聞きます。学校・園で困っていることはありますか。(主なもの3つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	19 100.0%	11 100.0%	8 100.0%	0 0.0%
通うのが大変である	7 36.8%	4 36.4%	2 25.0%	0 0.0%
授業についていけない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
トイレ等の設備が配慮されていない	6 31.6%	6 54.5%	1 12.5%	0 0.0%
校内、園内での介助が十分でない	2 10.5%	1 9.1%	1 12.5%	0 0.0%
友だちができない	1 5.3%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
先生の配慮がたりない	4 21.1%	3 27.3%	1 12.5%	0 0.0%
受け入れてくれる学校が少ない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
普通学級に入れてもらえない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特にない	5 26.3%	2 18.2%	3 37.5%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	2 10.5%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%

問49 障害のある人が働くために、どのような環境が必要だと思いますか。(主なもの3つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
健康状態に合わせた働き方ができること	251 39.3%	205 41.1%	20 27.8%	28 42.4%
障害のある人に適した仕事が開発されること	172 27.0%	128 25.7%	27 37.5%	21 31.8%
職場の施設や設備が障害のある人にも利用できるように配慮されていること	105 16.5%	90 18.0%	11 15.3%	6 9.1%
事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること	239 37.5%	178 35.7%	26 36.1%	37 56.1%
通勤手段が確保されていること	77 12.1%	48 9.6%	17 23.6%	12 18.2%
自分の能力を評価してくれる上司がいること	73 11.4%	51 10.2%	12 16.7%	11 16.7%
就労の場をあっせんしたり、相談できる場が整っていること	104 16.3%	72 14.4%	15 20.8%	19 28.8%
同じような障害のある仲間といっしょに働けること	74 11.6%	45 9.0%	14 19.4%	14 21.2%
ジョブコーチ(職場適応援助者)など職場になれるまで援助してくれること	63 9.9%	35 7.0%	14 19.4%	13 19.7%
その他	29 4.5%	21 4.2%	4 5.6%	5 7.6%
無回答	206 32.3%	175 35.1%	17 23.6%	11 16.7%

第2次阿賀野市障がい者計画

問50 火事や地震などの災害が発生した場合に、ひとりで避難することができますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
ひとりで避難できる	331 51.9%	263 52.7%	27 37.5%	34 51.5%
介助者がいれば避難できる	222 34.8%	164 32.9%	34 47.2%	25 37.9%
介助者がいても避難することは難しい	48 7.5%	41 8.2%	6 8.3%	4 6.1%
無回答	37 5.8%	31 6.2%	5 6.9%	3 4.5%

問51 火事や地震などの災害が発生した場合に、ひとりで消防機関に通報することができますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
電話を使い119番通報できる	409 64.1%	339 67.9%	15 20.8%	46 69.7%
FAXを使い消防機関に通報できる	4 0.6%	4 0.8%	0 0.0%	0 0.0%
通報できない	180 28.2%	119 23.8%	49 68.1%	18 27.3%
無回答	45 7.1%	37 7.4%	8 11.1%	2 3.0%

問52 あなたは地震や台風などの災害時に困ると思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
どのような災害がおこったのか、すぐにわからない	162 25.4%	115 23.0%	32 44.4%	15 22.7%
被害情報、避難の場所、物資の入手方法などがわからない	182 28.5%	124 24.8%	31 43.1%	30 45.5%
障害にあった対応をしてくれる避難場所が近くにない	161 25.2%	127 25.5%	25 34.7%	17 25.8%
安全なところまで、すぐに避難できない	210 32.9%	167 33.5%	34 47.2%	15 22.7%
救助を求めることができない	81 12.7%	53 10.6%	23 31.9%	9 13.6%
救助を求めても来てくれる人がいない	40 6.3%	30 6.0%	6 8.3%	4 6.1%
避難場所で十分な介助をしてくれる人がいない	52 8.2%	40 8.0%	10 13.9%	4 6.1%
必要な薬が手に入らない、治療を受けられない	138 21.6%	103 20.6%	11 15.3%	25 37.9%
補装具や日常生活用具が使えなくなる	71 11.1%	62 12.4%	5 6.9%	6 9.1%
まわりの人とコミュニケーションがとれない	97 15.2%	49 9.8%	27 37.5%	26 39.4%
わからない	51 8.0%	42 8.4%	2 2.8%	4 6.1%
特にない	84 13.2%	71 14.2%	7 9.7%	4 6.1%
その他	22 3.4%	14 2.8%	3 4.2%	5 7.6%
無回答	75 11.8%	60 12.0%	9 12.5%	7 10.6%

問53 あなたは福祉サービスなどの情報をどこから得ていますか。(主なもの3つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
市の広報	326 51.1%	284 56.9%	16 22.2%	24 36.4%
新聞、テレビ、ラジオ	173 27.1%	153 30.7%	7 9.7%	11 16.7%
家族、親戚	147 23.0%	113 22.6%	20 27.8%	15 22.7%
知人、友人	96 15.0%	77 15.4%	13 18.1%	7 10.6%
医師や看護師	97 15.2%	76 15.2%	1 1.4%	17 25.8%
市役所の職員	136 21.3%	94 18.8%	19 26.4%	22 33.3%
社会福祉協議会の職員	51 8.0%	41 8.2%	8 11.1%	5 7.6%
施設や作業所の職員	59 9.2%	27 5.4%	26 36.1%	8 12.1%
障害者相談員	35 5.5%	18 3.6%	11 15.3%	9 13.6%
民生委員、児童委員	19 3.0%	12 2.4%	3 4.2%	2 3.0%
ホームヘルパー	32 5.0%	29 5.8%	2 2.8%	3 4.5%
会社の人、学校の先生	12 1.9%	9 1.8%	1 1.4%	1 1.5%
障害者団体	20 3.1%	11 2.2%	8 11.1%	2 3.0%
ボランティア	3 0.5%	2 0.4%	2 2.8%	0 0.0%
その他	43 6.7%	30 6.0%	4 5.6%	10 15.2%
無回答	78 12.2%	60 12.0%	11 15.3%	5 7.6%

問54 あなたは悩み事や心配事をだれに相談しますか。(主なもの3つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
家族、親戚	481 75.4%	383 76.8%	45 62.5%	45 68.2%
知人、友人	215 33.7%	184 36.9%	8 11.1%	22 33.3%
医師や看護師	170 26.6%	136 27.3%	4 5.6%	29 43.9%
市役所の職員	73 11.4%	54 10.8%	10 13.9%	11 16.7%
社会福祉協議会の職員	34 5.3%	29 5.8%	3 4.2%	4 6.1%
児童相談所の職員	3 0.5%	2 0.4%	1 1.4%	0 0.0%
施設や作業所の職員	59 9.2%	22 4.4%	29 40.3%	9 13.6%
障害者相談員	37 5.8%	22 4.4%	7 9.7%	8 12.1%
民生委員、児童委員	12 1.9%	11 2.2%	1 1.4%	0 0.0%
ホームヘルパー	23 3.6%	18 3.6%	2 2.8%	4 6.1%
会社の人、学校の先生	22 3.4%	16 3.2%	4 5.6%	2 3.0%
障害者団体の人	8 1.3%	5 1.0%	2 2.8%	1 1.5%
ボランティア	3 0.5%	2 0.4%	1 1.4%	0 0.0%
誰もいない	19 3.0%	13 2.6%	1 1.4%	6 9.1%
その他	51 8.0%	37 7.4%	12 16.7%	3 4.5%
無回答	56 8.8%	45 9.0%	10 13.9%	3 4.5%

第2次阿賀野市障がい者計画

問55 障害のある方に対する市民の理解についてどのように感じていますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
かなり深まったと思う	34 5.3%	29 5.8%	3 4.2%	2 3.0%
ある程度深まったと思う	134 21.0%	101 20.2%	17 23.6%	18 27.3%
どちらともいえない	202 31.7%	168 33.7%	20 27.8%	14 21.2%
あまり深まったとは思えない	130 20.4%	96 19.2%	16 22.2%	14 21.2%
まったく深まったとは思えない	54 8.5%	37 7.4%	6 8.3%	11 16.7%
無回答	84 13.2%	68 13.6%	10 13.9%	7 10.6%

問56 あなたは障害があるため、差別をうけたりいやな思いをしたことがありますか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
よくある	53 8.3%	37 7.4%	10 13.9%	10 15.2%
時々ある	138 21.6%	88 17.6%	24 33.3%	26 39.4%
ほとんどない	274 42.9%	225 45.1%	20 27.8%	21 31.8%
まったくない	106 16.6%	99 19.8%	6 8.3%	4 6.1%
無回答	67 10.5%	50 10.0%	12 16.7%	5 7.6%

問57 あなたは、地域との関わりに対してどのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
地域の人と打ち解けられる関係を築きたい	234 36.7%	177 35.5%	26 36.1%	29 43.9%
いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい	363 56.9%	291 58.3%	34 47.2%	36 54.5%
住民がお互いに協力して地域を良くする活動に参加していきたい	118 18.5%	94 18.8%	10 13.9%	12 18.2%
ボランティアや自治会等の役員として参加したい	20 3.1%	17 3.4%	0 0.0%	3 4.5%
隣近所の協力はあてにせず、自分のことは自分とする (公的支援は含む)	74 11.6%	53 10.6%	9 12.5%	9 13.6%
地域のためになることであっても、関わりを持ちたくない	19 3.0%	11 2.2%	1 1.4%	7 10.6%
その他	73 11.4%	50 10.0%	11 15.3%	11 16.7%
無回答	98 15.4%	77 15.4%	15 20.8%	9 13.6%

問58 現在、施設(病院)に入所(入院)していない方にお聞きます。あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	609 100.0%	480 100.0%	68 100.0%	64 100.0%
今の場所で引き続き暮らしたい	378 62.1%	312 65.0%	26 38.2%	34 53.1%
独立して一人で暮らしたい	19 3.1%	12 2.5%	3 4.4%	4 6.3%
施設に通所しながら在宅で暮らしたい	39 6.4%	30 6.3%	9 13.2%	4 6.3%
グループホーム等で仲間と一緒に暮らしたい	10 1.6%	2 0.4%	5 7.4%	3 4.7%
施設に入りたい	18 3.0%	15 3.1%	1 1.5%	0 0.0%
病院に入院したい	2 0.3%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
わからない	30 4.9%	22 4.6%	5 7.4%	2 3.1%
その他	9 1.5%	7 1.5%	1 1.5%	1 1.6%
無回答	104 17.1%	78 16.3%	18 26.5%	16 25.0%

問59 現在、施設(病院)に入所(入院)している方にお聞きます。あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(1つに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	21 100.0%	13 100.0%	4 100.0%	2 100.0%
今の場所で引き続き暮らしたい	14 66.7%	9 69.2%	2 50.0%	2 100.0%
施設(病院)を退所(退院)して家族と一緒に生活したい	2 9.5%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%
施設(病院)を退所(退院)してひとり暮らしをしたい	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
グループホーム等で仲間と一緒に暮らしたい	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
別の施設に入りたい	1 4.8%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
別の病院に入院したい	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
わからない	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	3 14.3%	1 7.7%	2 50.0%	0 0.0%

第2次阿賀野市障がい者計画

問60 あなたが今後充実してほしい障害のある方への施策はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
全体	638 100.0%	499 100.0%	72 100.0%	66 100.0%
障害のある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実	237 37.1%	168 33.7%	40 55.6%	35 53.0%
災害時、緊急時の情報提供及び避難誘導対策の充実	232 36.4%	191 38.3%	30 41.7%	19 28.8%
総合的な相談や日常生活等の訓練を行う事業の充実	121 19.0%	86 17.2%	19 26.4%	19 28.8%
スポーツ、レクリエーション、文化活動に参加しやすい環境の整備	72 11.3%	51 10.2%	14 19.4%	11 16.7%
言語機能や機能訓練等の専門的な早期訓練の充実	56 8.8%	45 9.0%	10 13.9%	8 12.1%
点字、手話などによる障害のある方への情報提供の充実	46 7.2%	38 7.6%	6 8.3%	7 10.6%
道路、公共施設などを障害のある方が利用しやすいものに改善、整備する	155 24.3%	132 26.5%	14 19.4%	12 18.2%
訪問介護(ホームヘルプサービス)、短期入所(ショートステイ)、生活介護(デイサービス)等在宅福祉サービスの充実	174 27.3%	134 26.9%	27 37.5%	22 33.3%
障害のある方向けの公営住宅の拡充	82 12.9%	53 10.6%	14 19.4%	19 28.8%
入所施設の整備	109 17.1%	83 16.6%	16 22.2%	15 22.7%
交通安全対策の充実	67 10.5%	48 9.6%	10 13.9%	10 15.2%
就労継続支援事業所などの就労の場の確保	127 19.9%	76 15.2%	29 40.3%	27 40.9%
一般企業における障害のある方の雇用の促進	156 24.5%	109 21.8%	23 31.9%	30 45.5%
福祉機器など障害のある方の生活を支援する機器の開発	82 12.9%	70 14.0%	8 11.1%	7 10.6%
障害のある方の各種手当の充実、医療費の削減	291 45.6%	211 42.3%	39 54.2%	45 68.2%
除雪対策の充実	173 27.1%	142 28.5%	17 23.6%	18 27.3%
その他	25 3.9%	14 2.8%	8 11.1%	6 9.1%
無回答	107 16.8%	93 18.6%	6 8.3%	5 7.6%

第2次阿賀野市障がい者計画

発行日 平成 26 年 3 月

発 行 新潟県阿賀野市 民生部 社会福祉課

〒959-2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号

電話 (0250) 62-2510 (代表)

U R L <http://www.city.agano.niigata.jp/>

